

第八十四回国会 衆議院 商工委員會議録 第二十四号

昭和五十三年四月二十六日(水曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君 理事 武藤 嘉文君

理事 山崎 拓君 理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君 理事 渡辺 三郎君

理事 松本 忠助君 理事 宮田 早苗君

理事 鹿野 道彦君 理事 蔵内 修治君

理事 佐々木義武君 理事 島村 宜伸君

理事 田中 正巳君 理事 田中 六助君

辻 英雄君 理事 中島 衛君

橋本 進君 理事 西銘 順治君

橋口 隆君 理事 藤本 孝雄君

松永 光君 理事 渡辺 秀央君

板川 正吾君 理事 後藤 茂君

上坂 昇君 理事 渡沢 利久君

清水 勇君 理事 武部 文君

中村 重光君 理事 長田 武士君

玉城 栄一君 理事 島居 一雄君

西中 清君 理事 工藤 晃君

安田 純治君 理事 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員会 野上 正人君

事務局審査部長 大西 昭一君

北海道開発庁計 画監理官 宮本 四郎君

通商産業大臣官 房長 島田 春樹君

通商産業大臣官 房審議官 森山 信吾君

通商産業省機械 情報産業局長 橋本 利一君

資源エネルギー 庁長官 橋本 利一君

委員外の出席者

資源エネルギー 庁石油部長 古田 徳昌君

水産庁研究開発 部漁場保全課長 伊賀原弥一郎君

運輸省海運局監 督課長 棚橋 泰君

海上保安庁警備 救難部管理課長 木村 伸一君

海上保安庁警備 救難部航行安全 企画課長 渡辺純一郎君

気象庁予報部長 窪田 正八君

参 考 人 (石油開発公団) 徳永 久次君

参 考 人 (石油開発公団) 江口 裕通君

参 考 人 (石油開発公団) 佐藤淳一郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

参 考 人 (石油開発公団) 藤沼 六郎君

なよく勉強しながら、同時に外部の皆さんの御協力も得ながらこれまでうまくやってきておるなというのが第一の印象でございます。資源開発関係につきましても、おおむね路線というものは決まっております。ただ、現実にはいろいろ新しいプロジェクトが出てまいり、それにどう対応するか、対応する仕方につきましても、過去におきましてもきわめて慎重にまた精密な勉強のもとに乗り出しておるということもございしますが、その間に養われました力というのは逐次充実いたしておると思えます。

新しく起こりました備蓄問題は、民間の備蓄を援助するというところでいままでなされておりますが、今後新しく直接自分でもやれという命令を受けるということに予定されておりました、これは大変責任が大きくなるなというふうに考えておる次第でございます。

○板川委員 公団の任務は開発、さらに備蓄が加わるわけですが、備蓄というのはある意味ではエネルギー政策上は消極的な政策なんですね。積極的な政策というのは、開発に重点を置くというのが積極的な政策だろーと思ひます。ですから、公団の任務はあくまでも開発に重点を置き、備蓄というのは消極的な任務だ、こう理解すべきだと私は思ふのです。開発に重点を置く場合に、日本の弱点は探鉱、掘削技術者が非常に貧困であるというところがありますが、技術者養成について何らかのお考えを持っておられるかどうか。

それから、私は一つの提案であります、公団が中心となつて、帝石やSKやその他にいる技術者を登録しておいて技術者をプールさせる、そしてお互いに融通し合ひ、こういう総合的な技術者の活用を図るべきであらうと思ひますが、そうした考え方に對してどうお考えですか。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕

○徳永参考人 ただいま先生御指摘のとおり、日本におきまします石油開発技術者というのは、諸外国に比べて小さいわけでございます。いままで公団も、その養成につきましても、国内的に講

習会をやるシステム及び海外に留学するシステムといひますか、その二通りをやっておりますが、これも逐次強化の必要があらうかと思ひます。それからもう一つ、最後に先生御提案の、少ない技術者を有効に活用するために公団がプールしてはどうかという御提案かと拝聴いたしました。が、現実にはいまやっておりますことは、御案内のように、もろもろの統括会社その他がプロジェクトに應じましてある事業に乗り出すという場合に、その人材を持つております石油資源あるいは帝石あるいはみずからの公団自身あるいはアラ石等からの人材の派遣方につきましても、いま公団が世話役になりましていろいろとあつて、世話を焼くという仕事はうまくいくやうにしている。いろいろ努めておるわけでございますが、このやり方をもう少し強化するためにいま先生のお話のようなことも一案かと思ひますが、まずその種づくりといひますか、技術者の養成は一日にして成らないという問題もございまして、専門家に聞きますと五年か十年かけないと一人前の技術者には育たないというやうな問題もございまして、研究テーマと思ひつつ、物事は着実にしか進行しないんじゃないのかというふうに考えております。

○板川委員 研究テーマとして取り上げてもらいたいと思ひます。次に、備蓄業務の運営に当たつて、備蓄原油にいかなる油種を選ぶかというところが一つの問題になるだらうと思ひます。カフジ原油や中国原油ですと、払い出ししよとすると受け渡す可能性がありましますし、軽質油なら払い出ししよといふこともありますが、私は、重質原油油を入れておいて、払い出しする場合に一定の比率で抱き合せておいて、払い出しする方針をとることの方が賢明じゃないか、こう思ひますが、この備蓄油種の問題についてどういふ見解をお持ちでしょうか。

○徳永参考人 備蓄油種につきましても、御案内のようにエネルギー調査会備蓄小委員会の備蓄に対する答申の中に、備蓄には政策原油を主体として

ということも書かれております。したがひまして、私ども、備蓄の中に政策原油も当然に入れられるべきものであり、いま先生の御指摘のやうなカフジ原油も入れられるものと考えております。

ただ、備蓄は一遍入れてしまひますとおしひになつてしまひますので、政策原油を本當にうまく引き取つてもらうためには、精製業者が着実に政策原油をとつていくという体制、その方が大事なことじゃないのかというふうにも考えてまひまして、私ども石油精製業者の首脳部十数名と数回の懇談を重ねて、理解も得ようとしております。

ただ、現実の時期になりました場合に、いま先生御指摘のやうに、カフジを入れたら同時にそれを軽いものも入れておくといふことで、精製業者に引き取りのトラブルなしに引き取つてもらえらうといふやうなことは十分配慮してまいりたいと思ひております。

○板川委員 民族系の再編成のために、これは百億圓ほど予算上準備をしておりますが、すでに三年間たつてもいまだ使われておりませんし、たなざらしにもなつていないのであります。民族系の再編成について總裁はどういふ見解をお持ちですか。

○徳永参考人 再編成の問題は、私ども公団が直接乗り出してどうこうすべき問題といひます。より、むしろ業界の主体性のもとに推進されることになり、あるいはそれに連座の行政指導というやうなことで促進されるということになり、それであるスケッチができて上がつて実行段階になります。公団が予算上与えられております金額を、実際に、公団が予算上与えられております金額を、それより御援助申し上げるというのが筋道であり、それがよろしいんじゃないだらうかと思ひております。

○板川委員 もう一つ、エネルギー外交に関する考え方を伺つてみたいと思ひますが、石油の安定供給の確保には資源外交が大変重要だと思ひます。日本政府にはどうもこの石油外交といひますか、資源外交が十分ではない。西欧の諸国では、大統領や首相がしばしば産油国を訪れて友好を深

めておりますが、日本では、この十年間でも、中曾根通産大臣が一回、河本通産大臣も一回、三木副総理が一回、この程度で、いざといふときに産油国首脳と腹を割つて話し合へる人というのはいない、これでは私はいかぬと思ひます。日本の資源外交を展開するためには、公団總裁がその一部をみずから買つて出るやうな気持ちにはありませんか、その点を伺ひます。

○徳永参考人 ただいま大変むずかしい御指摘がございまして、実は公団に参りましてから、外国のお客さんがずいぶんいらつしやるということも経験するわけでございますが、これはいろいろなことで、公団の仕事の関係で、関係の深い外国の企業がたくさんあるということも意味しております。

同時に、これはいまの制度でできるわけでもございせんけれども、制度でできることは、私、理事諸君にも極力外国を回るやうに氣をつけてくださいといふことを勧めておりますが、これを見ておりますとなかなか忙しくて、あるプロジェクトのまとめのために行くといふやうな機会というのが当然行かなければならぬ場合もございまして、そうじゃなしに、本当はだれかがフリーランサーで外国回りする人がおるといいがなといふやうなことも思ふほどでございます。それほど外国から日本にたくさん来ておる、逆に日本は外国に行く回数の方が少ないんじゃないのかというところを感じております。いま多少専門的なところは公団で、公団が極力海外へ出かけて接触を深めて、何かのときにいつでもすぐ話せるという素地をつくつておく責任があるんじゃないのかと思ひております。

○板川委員 それでは、今度は通産省、政府に伺ひますが、まず法案の質議に入りま前に、エネルギー供給の七五〇を占めておる石油政策の基本問題からお伺ひしたいと思ひます。

石油資源の皆無に等しいわが国は、需要の九・八%を海外から輸入しております。石油がもし途絶するやうなことになるれば、日本経済はたち

どこに崩壊せざるを得ないと言っても過言では
ありません。したがって、わが国の石油政策の基
本は、その安定供給の確保にあるということが最
大の課題ではないかと思ひますが、念のために
伺っておきます。

○橋本(利)政府委員 わが国における石油政策の
基本は、御指摘のようにまさに安定供給の確保に
あると申し上げていいかと思ひます。現在、中東
に対して約八〇%、メジャー系油約七〇%といっ
たようなきわめて不安定な状態でございしますの
で、分散化を図ること、それから自主開発原油
を推進していくという、この二つが安定供給確保
のための大きな前提になつてくると思ひます。

○板川委員 そこで伺いますが、政府は、昭和四
十二年二月二十日エネ調の答申を受けて、前年の
スエズ動乱の体験にかんがみて、わが国のエネ
ギー政策の基本的柱として昭和六十年度までに自
主開発原油を全体の三〇%まで引き上げるという
方針を決定してまいりました。その方針は今日も
変わりはございませんか。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、昭和四十
二年の総合エネルギー調査会の答申では、昭和六
十年度においてわが国が必要とする石油の三分の
一を自主開発原油で賄うようにという指摘をいた
してあります。その後の情勢といたしましては、
昨年の八月、総合エネルギー調査会からの中間取
りまとめが出ておりました。その中で、この目標
に達しないとして二つの点が指摘されております。
一つは、昭和六十五年度においていわゆる政策
原油をもつてわが国が必要とするエネルギーの
三分の一以上を供給することを目標とするように
という指摘でございます。いま一つは、いわゆる
自主開発原油につきまして新しく百万バレル・
パー・デーの能力を追加する、ということ、現
在七十万バレルでございします、単純計算いた
しますと百万七十万バレルになります、その間二
十万バレルが採掘が終わるということ、いたしま
すと、六十五年時点において百万五十万バレルとい
う自主開発能力を確保するようにという指摘にな

ろうかと思ひます。その限りにおいて四十二年度
の答申は変更を見ておるわけでございします。

○板川委員 変更といっても、さらに強化される
方向に変更されているわけですね。

そこで伺いますが、四十二年にその決定をした
当時は自主開発原油の全体におけるシェアは一
二・七%ですが、これを昭和六十年までにとい
うと約二十年後に三〇%まで持つていこう、こうい
う方針を決定したわけでありまして、四十二年以
降のような推移をとっておりますか、年度別に
そのシェアを一応発表してみてください。

○古田政府委員 四十二年度につきましては、た
だいま先生御指摘のとおり一二・七%でござい
ましたが、四十三年以降はパーセントだけをまず御
説明いたしますと、四十三年度が一二・二、四十
四年度が一〇・三、四十五年度が九・八、四十六
年度が八・七、四十七年度が八・五、四十八年度
が八・五、四十九年度が一〇・〇、五十年度が八・
九、五十一年度が八・七、五十二年度は、これは
速報ベースが一部入っておりますが、七・六%と
いうような数字になっております。なお、絶対額
で言いますと……(板川委員「いいです、割合だ
けで」と呼ぶ)よろしゅうございしますか。

○板川委員 四十二年にそういう決定をしたが
ら、実はこの比率が上がるどころか、だんだん下
がってきているのです。五十二年度は七・六%
四十二年度の一二・七%から見ると三分の二に下
がっている。さらにいまエネ調一庁長官は、五
十二年八月三十一日に総合エネルギー調査会の答
申を受けて、整合性と実効性ある総合エネルギー
政策というのを立てた、それには六十五年度を三
分の一以上に拡大する、こう言っておるのです。
ですから、方針を決議して政府の方針だとしなが
ら、決めること、発表することは簡単なんです。
よ。今度は実効性ある総合エネルギー政策、こう
言っていますから本当に実行するんだらうと思
うのですが、そういう方針を決めながらその方針と
逆の方向に行くことに対して何ら手を打たないとい
うのは、手を打っていない感じがするわけでは

が、どうもその点が私は全く不満であります。

それでは、政策原油の引き取り状況についてお
伺いをいたしますが、イラクとの間に、日本、イ
ラクの政府による交換公文で契約をした引き取り
内容、これはG原油でありますか、ことしから
年一千万トンという契約になっておりますが、こ
の一千万トンの契約というのは引き取り体制はま
ず心配はない、こう思つてよろしいですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘のイラクのG原油
につきましては、七四年から今後十年間に合計
たしまして九千万トンの対日供給を図るというこ
とでございしますが、現在までのところ七三年から
七七年までの累計で申し上げますと、協定量が
三千万トンでございしますから、これに對しまして
は実際の引き取り量は千三百七十万トンと二分の
一を下回つておる状況でございします。それから、
七八年につきましても約五百二十万トン程度とい
うことで、五割をやや超える程度というところで
ございまして、協定量を必ずしも十分に充足し得
ないというのが現状でございします。われわれとい
たしまして、今後この政策原油の引き取りにつ
いて、行政指導等によりまして極力多くの量が確
保できるように努力したいと思ひます。

○板川委員 私の資料には七八年以降年一千万ト
ンというふうにあります、それはいいです。あ
なたは七四年と言いましたから、それはいいです
が、いずれにしても、政府間において交換公
文で約束をしたことが必ずしも実行されていな
い。

それではもう一つ伺います。
準政策原油と言つていいのだらうと思ひます
が、中国原油、これは業界代表と中国側との直接
協定によるものですから、G原油というわけに
はまいらないと思ひますが、これは七八年から八
二年、五年後には千五百万トンという目標にして
おります。中国原油はS分は少ない、しかしパラ
フィンが多い、カロリーはやや低い、しかも重質
油だ。五年後に年間千五百万トンを引き取るとい
うことになりまして、これは二十五万バレル・

パー・デーの規模に相当するわけでありまして。量
の少ないうちにはいいのでありますが、将来これが
ふえてきた場合に、重質油の分解装置をつけたリ
フアイナリーが必要ではないだらうかと思ひます
が、この点で政府はどのような対策、考え方を
持つておりますか。

○橋本(利)政府委員 まず、中国原油につきまし
ては、初年度七百万トンから五年後千五百万トン
というところでございまして、電力業界あるいは石
油精製業界の受け入れ能力等を勘案いたしてお
りますので、その限りにおいては決して問題はない
と思ひます。その限りにおいては、今後とも世
界の原油の供給が重質油に変わつていく、一方、
需要が軽質化していくというのことに對しまして、
やはり重質油対策というものをいまの段階から十
分に考へておく必要があるかと思ひます。その
ために、重質油対策懇談会なるものを大臣の私的
諮問機関として設置いたしまして、その下に専門
家から成る対策委員会を設けて、重質油分解
についてどのように対応していくかという検討を
始めております。御指摘の重質油分解装置の導入
につきましても当然その委員会での大きな検討項
目になつてくる、かように考へておるわけでござ
います。

○板川委員 電力の生だきに使えはる意味では
問題は解決するのじゃないかと思ひますが、そ
れはそれでまた今後対策について注目をしてい
ます。
次に、私はアラビア石油の引き取りの問題につ
いて再度伺ひたいと思ひます。
五十三年度、自主開発原油であるアラビア石油
カフジ原油、フット原油の方は軽いですから問
題はありませんが、カフジ原油の国内引き取り問
題はさきに私は指摘しておつたのですが、一体五
十三年度はどういうことになりますかと聞きた
い。カフジ原油は生産能力が四十万バレル・
パー・デー、年産約二千四百万トン、昨年度の生
産量は八百四十三万トン、海外に二百三十四万ト
ン輸出し、日本で引き取られたのがわずかに六百

九万トン、約千五百万トンは海の底に捨ててきたわけでありませう。アラビア石油は、サウジ、クウェート両国との協定で四十年間という期限がございませう。もうすでに二十年近い年数がたつていゝるわけでありませうが、四十年たてば施設、権利を全部サウジ、クウェートにお返しすることになつておられます。だから、掘り残しをするならばその分は取り返しがつかない。恒久的な権利を持つておれば掘り残しても後からとるだけでありませうから、いつでも採取できますから問題はありませうが、アラビア石油の場合にはそうはいかない。だから、私もは年々その引き取り量を問題にせざるを得ないのでありますが、五十三年度の国内引き取りを政府はどのように考えておられるのか、伺いたい。

○橋本(利)政府委員 アラビア石油のカフジ原油につきましては、サウジ政府との間には期限が二〇〇〇年まで、あるいはクウェートにつきましては二〇〇三年までということ、ただいま先生御指摘のとおり期限が切られていくわけでございます。ただ、現実の問題としていたしましても、五十二年度ではカフジ原油が約六百万キロリットル程度の輸入ということ、一時千七、八百万トン入っておったことを思い出しますと、非常に少なくなつておるわけでございます。この原因についてはもうこの場で繰り返したいと思はれますが、これをできるだけ多く輸入したいと考えておりますことは私たちも同じ立場でございます。さしあたりまして五十三年度につきましては、供給計画の中で政策原油の引き取りを二七十七万キロリットルというふうに目標設定をいたしまして、その中でカフジ原油はことしの約倍の千二百万キロリットルを予定いたしておるわけでございます。

一方、本年度は関税につきましてキロリットル当たり百十円の軽減をする、一方、クウェート政府でも七セントの価格の引き下げというようなことを発表いたしておりますので、両者合わせましてサウジ原油と大体同じ程度の価格にならうかと思ひます。

いま申し上げたような供給計画に目標を設定すると同時に、さような経済的なメリットも加わりまして、少なくとも千二百万キロリットルの確保は可能であると思つておるわけでございますが、今後まだ生産能力を余しておるわけでございます。一方で終期が規定されておるわけでございますので、年度を追つて増量してまいりたい、かように考えております。

○板川委員 ことしは政策原油を二千七百万トン引き取る。それによつて計算してみまして、アラビア石油がことし生産力がありながら生産できない、要するに海の底に掘り残す分はどのくらいになりますか。

○橋本(利)政府委員 カフジの能力は日産約四十万バレルでございます。日本での引き取り量は日産二十万バレルということになりますから、半分はまだ日本に持つて帰れないということになるかと思ひます。

○板川委員 私、計算してみますと約一千万トンです。輸出分を除けば八百万トンそこそこでございます。元来自主開発原油というのは国内で引き取るのが前提にならなくてはならないのであつて、よそへ売るのが目的で海外開発をやるわけじゃないのです。ですから、約一千万トンのカフジ原油が積み残しになる、こういうふうな考えていいと思ひます。そうしますと、四十二年の自主開発原油を三〇%まで昭和六十年までに引き上げていくのだという政府の方針、昨年の八月に、自主開発原油プラスGG原油、政策原油として合せて三分の一以上に拡大する、こういう政府の方針が決まつておる、そういう方向で努力すると言ひながら、自主開発原油が実際引き取れないというのはどういふ理由なんですか。仮に一千萬トンとして、ことしそれが国内で引き取りができないという。どういふ理由で引き取りができないのですか。われわれにわかるように説明してください。四十二年の決議、昨年の決議、方針からいって当然引き取つていかななくてはならないものを政府は持つてゐるのじゃないですか。どうして引き取れないか、

その理由を納得いくように説明願ひたい。

○橋本(利)政府委員 自主開発原油あるいはGG原油といったいわゆる政策原油につきましては、その油の性質が必ずしも国内の需要に一致しないという点もございませう、あるいは価格が割り高いであるという点も問題があるわけでございます。一方、メジャー等におきましては、多くの種類の油を持つておりまして、抱き合わせといったような形で必ずしも需要構造に合わない油もあつて販売いたしておるわけでございますが、いわゆる政策原油については単一の油種であるといつたようなところから、一段と取引がむずかしくなつておるということになるかと思ひますが、まさに自主開発原油は、開発の促進も大切でございますが、開発したものをいかにして国内に持ち込んできるかということにならないと終始一貫いたさないわけでございますので、今後、開発に努めると同時に、その引き取りについても格段の努力が必要だ、かように考えております。

○板川委員 三〇%目標あるいは三分の一以上を目標とするが掲げながら、そういう理由で引き取れないのはやむを得ないと思はれておるのですか。政府のやり方で解決しないはずはないじやないですか。昨年、カフジ原油が二重価格の問題で割り高であつたことは事実です。しかし、その割り高の分を仮に石油公団なり政府なりが補助するとして、それはわずかに二十二、三億円の金額なんです。そういう対策を講ずれば、二十億か何かのたぐひは価格差補給が何か対策をとれば、価格の問題では昨年千五百萬トンの油が国内消化できたと思ふのです。それから、抱き合わせといふのは、日本の政府は抱き合わせできるような方策を講じたらいじやないですか。

御承知のように、わが国はアメリカに次いで世界第二位の石油消費国だし、年間約三億近い石油を輸入しておるわけでありませう。そのわが国の企業がせっかく海外で開発した石油を国内で引き取る体制が確立されなければ、石油公団なんかつ

くる必要はないのじやないですか。私は備蓄もやる必要がないと思ふのです。備蓄というのは、本来自主開発原油をまず引き取る、これが前提ですよ。それを引き取ることが前提で、その後になお不足分をいざというときに備えて備蓄をするというならわかりませうけれども、自主開発原油を引き取らないでおいて備蓄が必要だというのは、私は本末転倒の論理だと思ふのです。独立国家としてそんな自主性がない石油政策をやつてゐる国が世界でありますか。例があれば承りたいのですが、いま言ったように、自主開発原油が、油種が消費の性向に合わないとか値段が高かつたとか抱き合わせができない、こういうことで、石油公団を強化して自主開発をしてうまく当たつたらそういう理由で引き取らないのですか。そういう石油対策がどこの国にありますか、承りたい。

○橋本(利)政府委員 先ほども申し上げましたように、政策原油、特に自主開発原油につきましては、開発の促進も重要でございますが、それをいかにして引き取るかが特に重要であるという意識には変わりございませう。現在、総合エネルギー調査会の石油部会で政策原油の引き取り方策について検討いたしておりますが、先ほど御指摘になりました経済的メリットの付与ということも含めまして、いかなる方策でこれを促進するかについて御審議いたしておるわけでございますので、そういう検討の結果を踏まえて一段と引き取りを促進したい、かように考えております。

ただ、当面五十三年度において直ちに実施できるものとしたしまして、先ほどもお答えいたしましたように、石油供給計画の中に引き取り目標を設定する、あるいは関税についてキロリットル当たり百十円軽減する、あるいは公団備蓄の発足に当たりましてその対象の油として取り入れていく、さらには重質油分解等の導入を考慮いたしまして、当面すぐ手の打てるものにつきましてはさような形で政策原油の引き取りに努めたい、かように考えておるわけでございます。

○板川委員 エネ調に何か相談してゐると言うの

ですが、エネルギー調査会は、すでに四十二年度に政策原油は六十目標に三〇%をやるべきだと言つて、そういうことを決定しているのじゃないですか。それからまた昨年は、これを三分の一以上さらに拡大しよう、こういうふうな目標を引き上げているのじゃないですか。そういうような政策を表に出しておきながら、実際引き取らないで、引き取れない理由を価格が違ふとか油種が違ふとか抱き合わせができないとか言ひながら、日本政府はそういう方針をとつて抱き合わせできるような政策をとつたらいけないですか。メジャーでもそうでしよう。軽い油と重い油をブレンドして売っているのではありませんか。日本だつて軽い油がずいぶん入ってくるのじゃないですか。それに混合して売るような政策をとつたらいけないじゃないですか。

昭和四十二年度にそういう方針を決定しておきながら、また五十二年度にそういう方向を確立して強化しておきながら、引き取り体制は一二・七%から七・六%になつてしまふ、そうして何か理屈を言つてやむを得ないのだというの、私は、エネルギー政策としてもどうしても理解できないのです。だから、政府がまず政策原油を全量優先引き取りできるようにやり、それ以外を他の民族系なりメジャー系なりに供給を願うというやり方をやるのが私は世界の常識だと思ふのです。ですから、プロラタ制度を廃止させて、自主開発原油やGG原油や中国原油のごとき原油を優先的に割り当てて、それを政府がまず方向を決定すべきだと私は思ふのです。そのために法令上不備な点があれば、法律でも省令でも改正すればいいのであります。私は現行の石油業法の運用で可能だと思ふのであります。プロラタ制、割り当て制を直ちに実行することを宣言して、そういう中から軽い油とカフジのように自主開発原油の重質油を混合して使えるような割り当て制度を早速やることにしたらどうでしょう。お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 御指摘のプロラタ方式もかつて現行法のもとにおいて採用しておたわけ

でございますので、プロラタ方式が現行でできないことではないと私も思ひます。ただ、またおしかりを受けるかもしれません。政策原油の引き取りが順調に進んでいない理由として、経済的な原因があるということも事実だと思ひます。そういったことを踏まえながら漸進的に政策原油の引き取りを石油業界に要請し、指導していくということも一つの方法ではなからうかと思ひわけでございます。さしあたって五十三年度につきましては、何回も繰返すようでございますが、供給計画の中に二千七百万キロリットルの目標を設定して、今後漸次これを増量してまいりたい。こういう方策の方がむしろ円滑に政策原油を長期的に引き取り得ることになるのではなからうかと思ひておるわけでございます。

○板川委員 漸進的に指導していく方がいいと言ふのですが、昭和四十二年ですでに三〇%を目標にして自主開発原油を輸入していこうという決定をして、今日まで十年以上たつておりますけれども、さっぱり進んでおられないどころか、逆に四十二年度の一二・七%が七・六%に比率から言へば減つてしまつていっているのではありませんか。こういうことでは安定供給というわけにまいりません。最初あつた言つたでしよう。安定供給を確保するにはまず自主開発原油の比率を拡大することだと思ふ。想を肯定しておきながら、その比率がどんどん下がつていっても、これから漸進的に話し合ひでやつていくのだ、そういうことでは実際は四十二年決議、五十二年八月の政府の方針、こういうものは一歩も進まないのじゃないですか。

私は、いまが実はそういうことを踏み切るべきチャンスだと思つていふのです。どうしてかという、石油ショックのようないわば売り手市場であつたときはなかなかできない。それはこっちが注文つけるわけにまいりません。しかし、この数年間、率直に言つて石油供給はだぶつて、いわば買い手市場に変化しつつあります。本来ならこ

いわけ供給が大変緩んできた、買い手市場になつてきたからだと思ふのです。だから、日本も買い手市場になつたら注文出しやすいのじゃないですか。

私は、あるときメジャーの役職にある人と会談する機会があつたのですが、そのとき彼らは、われわれはその国の政府が法令をもつて方針を定めるならばそれに従ひます、こういうことを言つております。産油国が手続を経て一〇〇%国有化宣言した、それにメジャーが従つてきたのも、円満な事業活動の継続を希望するからじゃないでしょうか。だから、メジャーの出方が心配だという考へ方もあるが、メジャーの属する国、率直に言つてアメリカですらやつていない石油政策というのをメジャーが日本だけに要求することは、これはこの前も言つたとおり妥当ではありません。だからこの際、政府が毅然たる態度をとつて協力を求めれば、メジャーもそれに従つてくれる、こう思ひます。ですから、政府は、法令上の根拠を明らかにして、プロラタ制の採用宣言をして、そして関係企業の協力を求めるべきであらう、こう思ひますが、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 ただいまお話がございましたように、当面の世界における石油の需給状況は非常に緩慢になつております。その限りにおいて買い手市場ということになるかと思ひますが、一方、需要が軽質化してきているということとかが混合せまして、ある意味においては重い油の引き取りというものが同じような事情からむしろむずかしいという事情も私はあるかと思ひわけでございます。ただ、われわれはいたしましても、政策原油をいかにして多く引き取るかということについてはいろいろ腐心いたしておるわけでございます。ただ、ただいま御指摘のプロラタ方式につきましても、今後の状況の推移を見ながら、必要とあらば石油部会等にお諮りしてこれを導入するということにしても決してやぶさかではございません。ただ、当面供給計画で引き取り量を目標として設定することによつて情勢を見たい、こういう

ことでございます。

○板川委員 どうも、どういうわけかエネルギーは—そういう方針をとれば、じゃあメジャー系が協力しないとか何とかいうことがあるのですか。それがあつたらうなら、それはやはり政府は堂々と、独立国ですから、日本の政策というのを理解してもらつたために努力をすべきじゃないですか。何かその辺が奥歯に物がはさまつていふように、やるとメジャー系がそつぽを向く、それじゃ困るからやれないのだという感じがするのですけれども、そういう傾向があるのですか。

○橋本(利)政府委員 私たちの気持ちとしては、メジャー系が反対するあるいは協力しないからということはいささかもございせん。むしろ四十八年の石油部会で、従来のプロラタ方式を廃止して経済的ペースで引き取るようにという答申もございまして、その答申の線に従つてプロラタを廃止してきたということでございます。ただ、これは状況の変化に応じて政策姿勢というものを變えていくということは当然あつてしかるべきでございます。本来、安定供給の確保という立場に立つていかなる方式が適当であるかということと考えるべきだと思つておりますので、先ほどお答えいたしましたように、必要ならば石油部会にお諮りしてプロラタ方式の導入ということもわれわれとしては本来的に否定するということ気持ちはない、こういうことでございます。

○板川委員 言葉じりをつかまえるわけではないけれども、いかなる方式が安定供給のために有効であるか。それは先ほど言つたとおり、あなたも肯定したように、自主開発原油をまず引き取ることが一番安定供給の柱になるのじゃないですか。そこで、公団総裁にひとつお伺いしたいのですが、せっかく自主開発、海外開発をしましても、国内で引き取ることができないなら、これは意味がないのです。日本のように一〇〇%輸入しておりますが、公団や日本の資金を使つて、公団融資をして、外国で当たつた、成功した、しかしそれは国内で引き取る保証がない、こういうことな

ら、私は公団の任務というのは意味がないのじゃないか、こう思うのです。こういう自主開発原油といいますが、政府間で協定した原油を引き取るべきだと思ふのでありますが、公団としては、總裁としてどうお考えですか、この見解を伺います。

○徳永参考人 私、公団總裁になりました、いま先生御指摘のように、海外等におきまます資源開発というのは、公団は国家にかわって金を出してやる、同時に、民間はいろいろな各業界、必ずしもユーズといいますが石油資源と縁のない人も、やはり日本のために海外資源開発、安定供給資源の確保ということが必要だろうということで、一口に申し上げれば、国を挙げて資源開発をやっておるのだ。そうすると、それで出た油というのは、精製業者としては無条件で引き取る、優先して引き取るというスタンスじゃないとおかしうございませうかということで精製業者とも懇談を重ねております。

しかし、先ほどエネルギー庁長官からお答えいたしましたように、現実問題といたしましては、いま精製業者は値段の問題もありました。それは政府の努力によって、関税の特別な措置によりまして解決しようとしております。それから、現実には精製業者はオーバーチャーターと申しますか、需要が減退したものですから、その断り方に困っておるという事態もあるようでありまして、その間で通産は指導されて、カフジ原油についてはことは二十万バレルということで指導されて、この間業界の幹部とも会いましたが、何とかして二十万バレルは引き取れるようにするようにはいま相談しているところですよということでございますので、それなら結構だ。そのスタンスで、だんだん来年は三十万バレルにし、再来年は四十万バレルにするというふうなことで業界も協力し、それに関連して、たとえば値段がどうかだということに、関税が今度のあれは一年限りとなつておるようですが、そういう問題があれば役所に注文して、役所からまたそういう対策をとってもらふというふうにして、政策原油は必ず引き

取れるという業界も協力する気持ちでやっていた、それから起る問題は、また今度政府なりどっかにはね返してスムーズにできるようなことをやってもらふということをお願いしたい、そうではないと、先生おっしゃるようにはやれない、そういう気がしまして、精製業界の首脳部の人は相当意思は疎通したと考へております。

○板川委員 確かにいろいろな問題があることも私は承知しております。しかし、いま總裁も言いましたように、原則として自主開発原油は優先引き取りをするんだ、こういう基本的な方針を定めて、そのためにいろいろな障害があれば、どういふ対策を講ずるかということはその次に考えるべきだと思ふのです。いろいろな障害があるから自主開発原油は引き取れないでもいたし方ないと言つてこの十年開放してきただけは、エネルギー政策上許すことはできない、今後いつまでもこの方針を許すことはできない、私はこう思います。そういう国会の強い要請というものを念頭に置いて、この問題の解決のために公団も努力をしてもらいたい、こう思います。この問題は、また様子を見て議論をしていきたいと思います。

そこで、次にLNGの需給について伺いたいです。クリーンで公害のないエネルギーとしてLNGの果たす役割が大きくなりつつあるわけでありまして、故障ばかりして、危険で、安全性も国民の合意を得てない原子力発電よりLNGの開発を促進すべきではないかと思ひますが、政府の考へ方はいかがですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、LNGにつきましても、石油の代替エネルギーとしてあるいはクリーンエネルギーとして、環境対策上積極的に開発をしてまいりたい、こういう立場でございまして、現在、御承知のように、四プロジェクトにつきまして年間約八百万トン程度の輸入をいたしております。これは平年度化すれば千五百万トンくらいにならうかと思ひます。イランあるいはサウジアラビア等においてもいろいろのプロジェクトを持っておりますので、今後これを積極的に

進めてまいりたい、かように考へております。

○板川委員 昨年六月に発表されております政府の「長期エネルギー需給暫定見通し」によりまして、LNGの五十年の輸入実績は五百六百万トンで、六十年には三千三百万トンにしたい。エネルギーシェアの六・四％。原子力発電は七・四％で、三千三百万キロワットですが、これは不可能になりますから、LNGはちょうど六十年で原子力を上回る供給力を持つかもしれない。業界の見通しによりますと、一九八三年ですら昭和五十八年です、カタール六百五十万トン、イラン二百五十万トン、ヤクーチャ七百五十万トン、オーストラリア六百五十万トン、サウジアラビア六百五十万トン、合計すると二千八百五十万トンになり、ヤクーチャがことによるとおくれるとしても二千五百万トンになっているのです。現在契約済みのもの千五百万トンと合わせますと、四千三百六十万トンからヤクーチャを引いたとしても三千六百万トンになるのです。政府見通しが三千三百万トンというのはある意味では非常に低い数字になつておる。本来促進すべきエネルギーの方向を非常に過小に評価しておる。これはどういう理由でしょうか。

○橋本(利)政府委員 LNGにつきましても、供給面からはまさに御指摘のように可能性は非常に大きいと思ひます。したがって、政策推進目標として六十年に三千三百万を予定いたしております。この達成は十分可能であるというふうには考へておりますが、問題はむしろ需要面にあるのではないかと。御承知のように、わが国の場合パイプライン網がまだまだ未整備でございまして、LNGを導入してまいりまして、結局電力だとかガスだとかいった大口に消費し得る部門しか考へられないということがございます。

若干具体的に申し上げますと、LNG火力につきましても、六十年に於けるLNG火力設備の目標として二千数百万キロワットということになつておりますが、これに對しまして電力会社では約三千万キロワット程度の計画について検討を進めております。それからガスにおきまして、五

十二年度では約二百三十万トンLNGを消費いたしておりますが、六十年にはこれを七百万トン程度まで拡大したいということで、ガスの供給ソースをLNGに転換していく努力をいたしておるわけでございまして、こういったものにつきまして、立地の推進あるいはLNGの受入基地の立地なり建設の推進といった問題もございまして。

(山下(徳)委員長代理退席、委員長着席)

何よりも、その前提としてLNGを低廉に安定的に確保するという問題もございまして。こういった需要面での対応がLNGの大きな課題ではなからうかというふうに思つておるわけでございまして。

○板川委員 そうですね。受入基地の問題、需要の対応の問題等がありますが、いづれにしましても、安全でクリーンなエネルギーでありますから、その需要の促進を検討すべきだ、こう思ひます。

次に、石油精製業の円高利益の処分について伺います。

わが国の総輸入額の三分の一は原油代金です、年間約二百三十億ドル、六兆円という大変な額を支払つております。一方、為替レートは五十二年四月の二百七十六円より五十二年三月の二百三十八円へと値上がりしてきておりますが、五十二年に石油業界が得た円高による為替差益、それは幾らか、その根拠をまず示していただきたい。

○橋本(利)政府委員 石油における円高メリットは、一円につきキロリッター当たり八十六円というふうに見ておるわけでございまして。それから五十二年の平均レートは二百五十八円、したがって五十二年と比べて比較いたしますと三十四円の差があるわけでございまして。これに對しまして五十二年の輸入実績が約二億七千万キロリッター、この三つを掛け合わせまして概算八千七百億程度の円高メリットがあつたというふうに試算いたしております。

○板川委員 八千七百億円の円高メリットをどのように処分されたのか、あるいは処分されようとするのか。円高利益の処分は、各関連部署で利益を得たのか、あるいは需要者に戻したのか、その

関係が明らかにしてもいいと思うのですが、電力とかガスとかの場合は料金が固定的な認可制ですから、ある意味ではそれが企業内に蓄積されるということがあります。石油の場合には、これは自由価格ですから、値下げによって需要界や消費者に還元するという方式があるわけでありますが、八千七十七億円の円高という形で処分されつつあるかというのを伺っておきます。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点は、石油製品のコストアップに吸収される分と値下がりによる消費者への還元という二つの面があるかと思えます。

コストアップといましては、昨年の原油の引き上げによりまして約五千三百億円、そのほかには防災、保安あるいは関税、備蓄といったような経費の上昇がございまして、これが約千九百億と見ております。合計いたしました七千二百億円のコストアップ要因があるというふうに、これも一応の前提を置いての試算でございます。

それから価格につきましては、昨年の十二月、家庭用灯油につきまして業界を指導いたしました。十二月一日から元売り仕切り価格がキロリッター当たり二千円ずつ低下しております。それがこの一月以降消費者段階にまで浸透してまいりまして、三月時点では十八キロリッターの灯油が六百八十円、前年同期に比べて三十数円の値下がりを見ておられることとございます。それから、その他の製品につきましては、ことしの一月に一部の元売り企業が各種製品キロリッター当たり二千円の値下げを発表いたしましたわけでございますが、その後、需給情勢も反映いたしまして、現在では二千円以上のキロリッター当たりの値下がりになっておりますというふうに見えております。仮に平均して二千円の値下がりの場合には、月間の販売量が二千五百万キロリッターでございますから、石油企業にとっては約五百億程度の減収、消費者に対して円高差益の還元を可能にしておるというふうに私たちは理解いたしておるわけでございます。

○板川委員 八千七十七億円の円高による利益がある。そのうちに昨年一月から七月に値上げした分の五千三百億、備蓄、防災、コスト、関税の引き上げ千九百億、合わせて七千二百億。そして一月以降値下げをしました。それが月五百億ならば千五百億、こういう概算になるわけですね。そうすると、仮に千五百億ということになりますと、七千二百億足しますと八千七百億でありまして、円高利益以上、いわば完全に処分をされておる、こういう理屈になりまじょうか。そうすると円高よりもよけいに吐き出しておるという計算になりますか、どうなんですか。

○橋本(利)政府委員 ただいま申し上げましたのは、一つは石油企業全体として申し上げたということ、それから五十二年における差益について申し上げたわけでございますから、一方で五十二年でのメリットもやはり考慮する必要があるかと思えます。総じて申し上げますと、かなりの還元が進んでおるというふうに理解いたしておりますが、ただ企業間格差が非常に拡大いたしておりますので、全体としての中でおおきな利益を残しておるものと、すでに円高メリット分を還元してしまつたという企業と分かれるだろうと思えます。全体としてはそういう感触でございます。

○板川委員 どうもこれは数字が合っていないのですが、私の計算によると、原油のCIF価格が五十二年に比較しまして五十三年は約千九百円値下がりをしておる。ガソリンは二千七百七十五円値下がりをして、灯油は二千九百六十六円、軽油は二千四百四十二円、A重油は二千二百円、B重油は九百円、C重油は三百四十四円、ナフサが、これはまだ決定されていないかもしれませんが、四百七十七円キロリッター当たり値下がりしている、こういうような勘定になる。確かに産業に必要なものは生活に必要な油種は二千円見当値下がりしてありますが、原油の値段に見合った値下がりをしておりませんが、C重油とかあるいはナフサが値下がりしてないように思われます。エネルギー庁長官の先ほどの説明だと、利益よりも吐き出した方が多い

というふうな勘定になってしまつておるわけですね。また、五十二年の石油業界の為替差益決算の見通しですが、為替差益として石油業界全体で二千六百億円の利益を上げておられます。コンビナートリファイナリーが六百二十億、一般精製企業が一千九百六十二億、元売りが十八億ですか、吐き出した方が多いというのに円高差益が二千六百億あるという資料もあるわけですが、これはどういう関係ですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点について、二点お答えしたいと思います。

会社が決算として出しますのは、実質的な円高メリットとございまして、いわゆるユーズンズメリットを計算して出しておる、いわゆる原油の手当てをした段階でコストとして記帳いたしまして、それが一定の輸入ユーズンズ期間、かれこれ四、五ヵ月後に現金決済を行うわけでございますが、その二つの時点における円レートの差額をユーズンズ差損益、プラスになったときは差益というところで計上しておるのがたまたま先生御指摘の二千六百億ということではなからうかと思えます。先ほど来申し上げておる円高メリットというのは、原油代は円建て購入費が安くなるということから出てまいりますので、企業経理上はそう明確に立つてこないということがございます。一言で申し上げますと、その数字は輸入ユーズンズによる差益というふうに御理解願いたいと思えます。

それからもう一つは、石油企業の決算が十二月と三月とに分かれております。特に十二月期は外資系の企業の決算時期になっております。それ以降、特に一月以降価格が下がってきておるといったようなこともございまして、十二月時点のものは三月期よりもそういった意味から総じていい決算を出しておるということにならうかと思えます。

○板川委員 時間がありませんから、先に進みます。石特会計の改正について伺います。石特会計の

改正で、第一条の三項で従来は流通の合理化を図るための調査に対する補助、こういう規定であったものが、今回の改正で生産及び流通の合理化を図るための事業にも補助対象を拡大しております。改正の目的は何かということ伺います。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点は、五十三年からコンビナートリファイナリー対策あるいは揮発油販売業の経営安定のための基金制度といったようなものを発足させたい、そのために特別会計から資金が交付できるようにしたいということとでございます。

○板川委員 そのために予算百億円用意されているわけですね。それはコンビナートリファイナリー対策だ、こういうことですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の百億は、コンビナートリファイナリー対策費でございます。

○板川委員 石油税について伺いますが、第四条の二で、「政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため」とその使途を明白に定めておられますが、どうも石油税の使途について誤解する向きもあるようでありまして、もう一度第四条の二の趣旨を説明してもらいたい。

○橋本(利)政府委員 石油税そのものは目的税でございますが、石油対策財源として特定するという趣旨でございます。

○板川委員 それはわかるのですが、石油税として取られた金額は全額石油対策費に使われる、使い残しがあればそれは翌年でも使える、こういうことなんですか。

○橋本(利)政府委員 失礼いたしました。補足させていただきますが、この規定は、石油対策財源というものがやはり年度によってその事業量に変化がある、特に将来的に見ますと毎年増高していく傾向にある、一方、石油税というものをそれに合わせて毎年税率を改定するということは適当でないといった資金の需給両面からいたしまして、まず、当該年度で必要とする石油対策に充てたまま、ゆとりがある場合には一般会計に残しておきまして、次年度以降増高する石油対策財源

にそれを充当していく、こういう思想でござい
ます。

○板川委員 何か、積み残したら損するような考
え方を持つておった人もあるようですから……。

次に伺いますが、昨年の八月にエネルギー関係
所要資金の試算表が発表されました。それにより

ますと、政府は公的資金として、これは石油関係
だけで、六十年までに十年間一兆六千五百億、

備蓄費用として二千三百億、合計一兆八千八百億
を予定しております。しかし、これは五十一年の

物価を基礎として試算されているものであって、
物価値上りを見込みますと、二兆五千億なりあ

るいはもっとかかるかもしれません。公的支出分
は石油税だけでは不足するのではないかとこの感

じがしますが、この点は心配ないのか、あるいは
別途資金の用意があるのか、その点ちょっと伺っ

ておきます。

○橋本(利)政府委員 石油対策財源といたしまし
ては、現在いわゆる原油増産税がございまして。そ

れからこの六月から石油税が創設されることにな
るわけでございまして、この石油税の税収入につ

いては大蔵省の方でいろいろと御意見もあろうか
と思ひますが、私の方で一応試算いたしますと

五十三年度以降の石油輸入量等を基礎といたしま
すと、五十三年から六十年まで、五十三年度価

格でいきますとこれ二兆円をやや上回る程度
というふうに見えておりますので、この石油税と原

重油増産税で当面石油対策財源は十分ではなから
うかというふうに考えております。

○板川委員 次に、備蓄政策について伺いますが、
今回の法律改正によって公団が備蓄業務を行うこ

とになります。備蓄の目的というのは一体何か。
これは全く基本的な考え方なのですが、いろいろ

思想があるようですから、一応何の目的のために
備蓄をされるのか、お伺いします。

○橋本(利)政府委員 先ほど冒頭で先生からも御
指摘ございましたように、わが国のエネルギー全

体の中で四分の三まで石油に依存いたしておる、
しかもその石油の九・八%まで輸入に仰いでお

る、こういった情勢からいたしまして、いわゆる
石油の供給が逼迫する時点においては非常に困難

な状態を来すことになる、そういった事態に備え
て油を貯蔵しておくということが備蓄の趣旨にな

ろうかと思ひます。

○板川委員 一九八五年から九〇年にかけて石油
の生産が消費に追いつかない、こういう石油の枯

渇などが言われておる、そういう時期を迎えてい
る石油政策の変動もあるだろう、石油をめぐ

る国際環境の変化もあるかもしれない、そういう場
合に万が一の用意に備蓄をして保険にかけてお

く、こういうようなつもりでしようか。

○橋本(利)政府委員 ただいまお話のありました
ように、中長期的に見て石油の増産に限界がある、

そういう場合に対応していくということ、いま
一つは、やはり非常に遠隔の地からわが国とし

ては石油を運んできておるわけでございまして、
で、そのような過程においてかつての石油危機の

ような事態が発生しないとも限らないという、二
つの面を考慮しての備蓄制度かと思ひます。

○板川委員 石油消費国における備蓄の状況とい
いますか、外国の備蓄の状況はどうなのかという

ことと、外国では備蓄によるコスト高の負担をど
うされておるのだろうか、この点、二点伺います。

○橋本(利)政府委員 ヨーロッパ諸国におきまし
ては、現在平均いたしまして大体百日分持つてお

ります。それからアメリカにおきましては、一九
八二年に五億バレルを目標としておったわけで

ございまして、これを二年繰り上げて八〇年にその
目標を達成したいということ、日を早めてきて

おるというふうな実情かと思ひます。

それから、コストにつきましては、たとえばヨー
ロッパの場合には、いわゆる岩塩を掘り出した跡

に石油を埋めるといったようなこともやっておりますし、
それから、第一次のスエズ動乱以降備蓄

を始めましたので、漸進的に進んでおる
というふうなこともございまして、わが国で考

えるほど備蓄コストは高くついてないのではなから
うかというふうに、これは推測でございしますが、

さように考えております。

○板川委員 備蓄の必要性というのはわかりまし
が、仮に百日、百二十日備蓄したとしても、エネ

ルギーの安定供給確保の上からいつたら万全じゃ
ないのですか。二月か三月の期限の差だけであ

って、備蓄をしたから安全だというわけではない。
これは安定供給上の絶対的な条件ではない。石油

の安定供給を確保するために必要なことは、先
ほども繰り返し言っておりますけれども、まず自

主開発原油を持つこと、それから国内の小水力や
地熱発電、こういう代替エネルギーの開発に力を

入れること、資源外交を展開してG.G.原油を確保
して供給源の多元化を図ること、あるいは産油国

と友好関係を図って世界平和のために努力する、
こういうようなことをやらないと、備蓄を何カ月

積み重ねてもそれによって安全だということとは
あり得ない、それは万一の場合であつて、エネルギー

政策の基本というものはそういう方向に行くべ
きではないだろうか、こう思ひますが、いかがで

すか。

○橋本(利)政府委員 まさに御指摘のとおりで
ございまして、備蓄政策なるものは安定供給方策の

一つにすぎないというふうな位置づけかと思ひま
す。国産エネルギーの開発あるいは石油に代替す

るエネルギーあるいは原子力の開発といったよ
うなことも必要でございしますが、その中でも、と

りわけ石油が六十年においても依然として六五%
のウェイトを占めるといふ試算もございまして、

で、石油を安定確保するためには、御指摘のよう
に、供給源の多様化あるいは自主開発の促進とそ

れからの引き取りといったようなことも重要な課題と
なってくるわけでございまして、総合的な施策を

講ずることによって安定供給していく必要があ
らうかと思ひます。

○板川委員 エネルギー庁長官、言ったことをや
るよう努力してください。答弁したらそれで

後はおしまいだというのでは全く意味がありません
から、言ったことをやるようにしてもらいたい

ことを注文します。

備蓄事故の補償責任について伺ひますが、現在、
タンカー等によって事故が生じた場合に、これを

救済する保険制度があるものであります。運輸省
管轄で油濁損害賠償法あるいは国際的補償基金条

約が成立するまでCRISTAL保険、日本船主
責任相互保険という任意保険、全社入っているそ

うですが、こういういろいろな保険制度でタン
カー事故の救済費用として保険が出されるわけ

ですが、これは全部入ってございまして、保険が
入るのは全体として七十億円だと言われており

ますが、その程度でありますか。

○橋本(利)政府委員 CRISTAL保険も含め
て、大体百二十億程度が限界ではなからうかと

思ひます。

○板川委員 油濁損害賠償保険で一事故上限が五
十億、CRISTAL保険が三千万ドルですから

六十六、七億、船主責任相互保険というので二千
五百万ドル、五十五億と聞いておりますが、合

せまして大体百七十億ぐらいじゃないですか。
——まあいい。一緒に答弁してもらいます。

水鳥事故でタンクより海中に流出した油が八千
トンと言われているのです。この水鳥事故で漁

業補償が百七十億、油を除去する作業で百三十億、
休業補償で二百億、合計五百億を要しております。

だから、タンカー備蓄などをやった場合に事
故を生じた場合、とても百七十億程度では間に合

わらないと思ひます。保険額を超える損害賠償をす
る場合に、それは当然国が責任を負わなくてはな

らぬと思ひます。これについてどう思ひますか。

○橋本(利)政府委員 保険限度を超える損害が発
生した場合には、実施主体である石油開発公団が

これに当たることになると思ひます。

○板川委員 それは保険料以外の損害は石油公団
が責任を持つ、こういうことになりませんか。

わかりました。

備蓄については、タンカー備蓄の場合などで優
良な漁業地を使用するということも考え方の中に

あるようですが、私は、まず従来から開発

されているタンク基地を優先的に使用して、大切なたん白源である漁業区域はみだりにつぶさないような方法の方がいいと思いますが、いかが考えておりますか。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄の方法論としては、大きく分けて三つございます。一つは係船方式、二つ目は係泊方式、三つ目は遊よく方式でございます。係船方式は、船の機能を失った形で、したがって正規の船員も配乗しないですというところでございますので、これはわれわれとしてはとり得ない案だと思いますが、あとの係泊方式、遊よく方式、この二つについて現在検討を進めておる、こういうことでございますが、いずれにいたしましても、漁業との調整は十全に図っていきなさいと考えております。

○板川委員 タンカー備蓄は、政府としてドル減らしと海運不況対策を兼ねて、国家備蓄として十日間というところで計画を立てられたと思うのですが、約二年間の期限でタンカー備蓄を準備する、予算も二百五十億用意しておるようでありますが、この予算の中には、漁業補償ということまではまだ考えていないようですね。

○橋本(利)政府委員 いわゆる漁業補償といたしましては、予算の中に水面使用料ということでキロリットル当たり四百円の単価で計上いたしております。

○板川委員 水面使用料だけでは恐らく間に合わないと思います。

そこで伺いますが、運輸省、台風が来た場合にタンカー備蓄というのは全く安全であるかどうかという点を聞きたいのですが、気象庁の調査によりますと、過去三十年の間、台風が来襲する回数は平均年四回ぐらいだそうでありまして、普通台風が来襲してきた場合に、港湾で荷おろしをしておる大型タンカーは、どのような台風対策、行動をとって安全を確保するのでしょうか、それをまづ伺います。

○橋本(利)政府委員 台風が参りました場合の船の対応策といたしましては、風速とか船型その他により

ましていろいろ異なると思いますけれども、御指摘のような荷揚げその他の関連におきましては、大きな台風が参りました場合には、気象情報その他であらかじめ予知をいたしておりますので、その状態では危険であるという場合には荷役を中止して港外に退避し、広い海面で台風を避けるというのが通例ではないかと思ひます。

○板川委員 台風が来る、こういうことを予測した場合には、まあ漁船なら島陰に隠れるということはあるかもしれませんが、大型タンカーなどは港外へ出て外洋に退避する、こういうことですね。それでもし外洋でたまたま大型台風に遭った場合、そういう二十万トン級の大タンカーの場合にはどのような対応措置をとって安全を確保するのでしょうか。

○橋本(利)政府委員 原則といたしましては、台風の進路というものはある程度予測されるわけでございますので、台風が来るのを避ける方向に退避するのが常識かと思ひますけれども、何かの場合にその台風に接近せざるを得ない、というような場合には、船首を風上に立てて極力波の抵抗を少なくする、そういう形で船を運航することによって退避をするというのが常識ではないかと思ひます。一般に、大型タンカーは非常に大きいものでございまして、波その他に対しては原則的にはかなり強いわけでございますけれども、一応たたいま申し上げましたような形で、極力被害のないような退避をするというのが常識だと思ひます。

○板川委員 ずっと前にありましたように、鉱石船が大洋の中でしに遭って船体が割れて沈没したなどということは、最近のタンカー技術からいってないのでしょうか、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 これは船体構造の問題でございます。専門ではございませぬけれども、御指摘のように、過去におきまして大型鉱石船が波浪のために折れたという事故があったことは事実でございます。その後、その原因等につきましては詳細な検討が行われておまして、再びそういう事故のないような検討が十分重ねられておりますので、安全であるというふうに信じております。

○板川委員 気象庁に伺いますが、南洋で台風が発生をした場合、一番早く日本のたとえば九州から九州に接近する、上陸するという場合には、日

には大体どのくらいかかりますか。

○窪田説明員 南洋で発生してから非常に早い場合には四日ないし五日、遅い場合には一週間以上かかっております。

○板川委員 少なくとも四日前に発生したという事実はわかりますね。そうしてその事実が発生したらば、気象衛星なりいろいろの観測施設でそれをとらえて、刻々その方向や速度や進路等について予報するわけだと思ひますが、その気象予報の正確度というのはどういう程度でしょうか。たとえば台風が来襲する二十四時間前に予報した進路

というものは、どの程度命中率がありますか。天気予報のようにしょっちゅう狂ったんじやいけないう程度ですか。

○窪田説明員 外国の場合には四十八時間先というのもございしますが、日本の場合には二十四時間でもかなりの程度、実際の確信を持って申し上げられますのは十二時間前後ではないかというふうに考えております。

○板川委員 鹿児島湾の喜入タンク基地で係泊している大型タンカーは、台風来襲に備えてどのような行動を普通とっておりますか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の喜入におきましては、例というものはたたいまちと手元でございますが、原則といたしましては、船舶は常に台風の情報を十分調査をいたしまして、それに対応して先ほど御説明申し上げましたような措置を講ずる体制をとっておりますのでございします。

○板川委員 港湾から出ていくとき、たとえば大型タンカーが数隻あって、あわてて港湾から出ていくときに衝突するような危険なんという、そういう状態で外洋退避ということはあるのですか。

は、港長の指示に従いまして順序を経て出港するということになっておりますので、緊急の場合でも同様な措置が講ぜられることになっております。

○板川委員 最後に、タンカー備蓄ですが、タンカー備蓄は、港湾内に係泊するよりも外洋遊よく方式の方が安全のような感じがいたします。港湾の中で二十万トン級の船が十隻もぶらぶらしておれば、その間ある意味では漁業区域を荒らすというところにもなるでしょうし、それも期限つきでありますから、私は、外洋遊よく方式の方が事故も少ないし、また安全ではないか、こういう感じがいたしますが、タンカー備蓄についてどういう考

え方ですか。

○橋本(利)政府委員 係泊方式と遊よく方式はそれぞれ一長一短と申します。特に御指摘の係泊の場合におきましては、船と船の間隔だとかあるいは距離距離だとか十分とりまして、そういった船相互間の事故を起こさない、あるいは漁業に対する配慮も十分やることによって安全性は十分確保できるといふふうに考えておりますので、二つの方式を並行して検討したいと思ひます。

それから、先ほどのお答えを補正訂正させていただきますが、いわゆる保険限度額の問題でございます。CRISTALの限度額は、油濁防止の五十億円を含めまして七十五億が限度でございますが、総会の決定によりまして、倍額の百五十億までの支給が可能という規定になっております。

○板川委員 時間となりましたから、以上で終わります。

○野呂委員長 松本忠助君。

しまして苫小牧の東部地域の問題、それからタンカー備蓄の問題等について、具体的な点を何点かお尋ねをいたしたいと思うわけでございます。まず最初に、タンカー備蓄につきましましてお尋ねするわけでございますが、この件につきましては、去る三月一日に通産大臣の所信表明に關連いたしましたお尋ねをいたしました際に、鰯泊地点の安全、防災、管理システム、実施主体、油濁事故発生の際における被害者の保護、賠償問題、タンカーの定期検査、タンカー備蓄コスト、いわゆるOPECの石油価格と備蓄石油の払い出し価格、こういう問題についてお尋ねいたしましたわけでございます。

そこで、きょうお尋ねいたしますのは、この法案のどこを拝見いたしましたか、タンカー備蓄をするという言葉は一か所も出てこないわけでございまして、しかしながら、ただいま申し上げました三月一日の質疑でも触れました際に、橋本エネルギー庁長官が私の質問に答えて、この公団法の改正が成立いたしますと、石油開発公団がみずから備蓄を行うことになるわけでございまして、したがって、タンカー備蓄につきましまして、その時点以降、石油開発公団が実施主体になり、責任主体になる、こういうことでございまして、こういうふうな御答弁が返ってきたわけでございまして。

そこで、石油開発公団総裁にお伺いをいたしますが、タンカー備蓄の実施主体となり責任主体となる、このことについての心構えといえますか、準備体制といえますか、着々と進んでいることは思うわけでございますけれども、それともこの法案が施行されてからそれにかかるといえるのか、これがまずお尋ねしたい第一点でございます。

第二点といたしまして、衆参両院がこの法案を審議を終了いたしました成立をいたしました施行される、こういう時期を公団総裁はいつごろと想定されているのか、お答えを願いたい。この二点をまず公団総裁に伺いたいと思いま

す。

○徳永参考人 法律改正、いま上程されておるわけでございますけれども、タンカー備蓄というのは新しい問題でございますので、これは関係者の御協力を得てなければいけない問題でございます。ところで、政府の方もいち早く昨年からすでに御検討に入っておられまして、関係各省の連絡委員会でもタンカー備蓄に關連する諸問題というものの研究が進められております。同時に、最近になりまして、すでに二月からでございますが、実務的にタンカーの専門の方々、それから精製業の専門の方々、それらの方々もお寄りいただいて検討を進めていただいております。その会には私どもの方の公団からも担当の理事が出席いたしまして、その様子も逐次聞かせていただながら、また議論にも参加させてもらっております次第でございます。まして、法律施行になりました後においてうまくパトントラッチができる体制は着々と進んでおるといふふうに御理解いただきたいと思っておりますが、私ども、これは国会でお決まりになることでございまして、これは国会では必ず改正法案をお通ししなければ、いづれこの国会では必ず改正法案をお通しただけだと思っております。あと役所関係の公布等の手続を考へまして、早くて六月、遅くても七月からは備蓄の仕事は直接公団の責任にさせるということになるのではなからうかと想定いたしております。

○松本(忠)委員 延長いたしませんと、五月十七日までもうわずかでございまして、その延長が果たしてあるのかないのか疑問でございますし、また、まだこの法案が衆議院を通ったわけでもございませぬ。したがって、参議院の方で先着の法案もありまして、重要法案も抱えておりますので、いつというところになるか、はなはだ私は疑問だと思つておるわけでございまして、いずれにしても、予算の関連法案でございますからなるべく早い時期にこれを成立させ、そしてまた、要するにこのタンカー備蓄構想なるものも九十日備蓄の一環としてとらえることができるわけでござい

いたしますので、まあわが国の目下の経済の最大課題であるところの黒字減らしあるいは不況に悩むところの海運業界の救済、こういう面からも要請があつてここにできたものと私は考えているわけでございます。この点については、三月一日にも河本通産大臣にお伺いいたしておりますが、そういう点で、果たして総裁の希望されるような日にこれが実施されるかどうか、はなはだ疑問ではございまして、なるべく早い時期にこれが成立をし、そして実施されることをわれわれも待望をいたしております。こういうわけでございまして。

そこで、運輸省にお伺いをいたしますが、タンカー輸送の標準的な問題でございます。たとえば中近東・ペルシャ湾から日本の京浜地区・東京湾、こまで航行には何日を要するのか、教えていただきたいと思ひます。

○棚橋説明員 ペルシャ湾からわが国までは約六千六百マイルでございます。普通のタンカーでございまして、大体速力が十五ノットから十六ノットでございますので、それによりまして、片道約十五、六日から十七、十八日、荷揚げの日にも考慮をいたしますと、一航海の往復が約四十日というふうになつておると思ひます。

○松本(忠)委員 いろいろそれは事情があると思ひますけれども、十五ないし十六ノット、そうして行くときに一航海三十八・四という数字が出ていますけれども、これはいまのお答えとちよつと若干違つておるわけで、四十日というのが本当なのか、それとも、いろんなデータから私が調べたところでは三十八・四というのが出ていますけれども、この点はどうなんでしょうか。

○棚橋説明員 私、丸めまして約四十日というふうに申し上げました。ただ、御承知のように、現在タンカー過剰でございますので、速度を故意に落としましてスロウダウンをしておるといふケースもございまして、それから荷揚げの日数というののは揚げ地、積み地によりまして若干異なりますので、必ずしも正確なことを申し上げる自信はございませぬけれども、ほぼ先生のおっしゃった数字

が正しいと思ひます。

○松本(忠)委員 そこでお尋ねしたいのは、現在、二十万トンタンカーを二十五杯使つて石油備蓄、タンカー備蓄などと言われておりますけれども、二十万トン以上のタンカーを保有している海運会社の保有状況についてお尋ねをいたしたいわけでございます。最近の資料によつてお答えをいただきたいと思います。最近の資料によつて、中核六社で何隻、何トンぐらい、その他の会社で何隻、何トン、合計何隻、何トン、この点をひとつお答えをいただきたいと思います。

○棚橋説明員 中核六社が自社の船として所有をしております二十万重量トン以上のタンカーは三十五・三隻、小数量以下が三十五・三隻、共有持ち分がございまして三十五・三隻、中核六社以外の日本海運企業が自社保有しておりますのが四十八・七隻、合計いたしまして八十四隻でございます。中核六社のトン数は、総トン数で四百二十五万六千トン、その他の海運会社四十八・七隻が六百二十七万二千トン、合計いたしまして一千五十二万八千トンというの、二十万トン以上のタンカーでございます。

なお、このほかに、鉱石と油との兼用船というもの、二十万トン以上で約三隻でございます。

○松本(忠)委員 いまのお答えで私どもの承知している数字と合うわけでございまして、出光石油の子会社でございまして、その出光タンカーの保有する九隻というの、いまお答えの中のどちらに入るわけですか。もちろんこれはいわゆるその他の方に入るのが当然だと思ひますけれども、そうでございますか。――間違ひございませぬ。

それでは次の問題。石炭及び石油対策特別会計の石油勘定に、昭和五十三年度の石油開発公団交付金二百六十一億円が計上してございまして、このうちタンカー分百八十億円とございまして、ペルシャ湾から日本までの石油の運搬費とタンカー備蓄に要する費用、両方で百八十億円というふうに試算をされてい

ものと私は思うわけですが、この点を確認したいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 百八十億円の内訳をざっと申し上げると、タンカー用船料がキロリットル当たり三千七百五十円といたしまして百二十五億円でございす。それから原油保険料は原油購入資金の百分相当額といたしまして十億円でございす。それから水面使用料がキロリットル当たり四百円といたしまして十七億円、それから燃料代等いわゆる事業諸費が二十三億円、それから安全対策等のその他が五億円、合計百八十億円でございす。

○松本(忠)委員 それで合計百八十億になるといふことは、いま私が御確認申し上げましたように、ベルンヤ湾から運んでくる費用並びにその保険、それからまたタンカー備蓄に要する費用十七億、こういうものを入れて百八十億になる、こういうわけでございますね。それでよろしいですね。

○橋本(利)政府委員 原油代は別途千二百億円の程度必要というふうに試算いたしております、これは政府保証による借入れということで、ただいまの百八十億円の別建てでございます。

○松本(忠)委員 第二点は、たとえば二十五万トンタンカー二十隻を用船して石油備蓄をするといふたしまして、その二十隻の決め方でございすけれども、いかなる方法によつてこれを決めるのか。希望者が殺到するという状態なのか。あるいはまた、タンカー備蓄というものは不況対策という側面があるので、そうした面からも考慮されると思ふのでありますけれども、具体的にいま通産当局として選定の基準、これはどういふふうによつて二十隻あるいは二十五隻、二十万トンタンカーならば二十五隻、二十五万トンタンカーなら二十隻といふことになるわけですが、これをどういふ方法によつて選定をするのか、これを一応伺ひたいと思ふわけでございます。

こうしたタンカーのうちにタンカー備蓄に適するタンカー、これはタンカーの検査の問題等々もございまして、なるべく検査が済んで相当な

期間のあるもの、これを優先的に使うということになるとは思ひますけれども、御承知のように、日本へ運んで来てからも、陸上のタンクがでないならば、これができ上がるまではタンカー備蓄をしておかなければならない。いろいろな点がございすので、これに應ずる会社、それをどういふふうによつて決めるのか、この辺はまだ私も伺つておりませんので、お伺ひをいたしたいと思ひます。

なお、私もいろいろ聞いたところによりまして、こういうタンカーに応募している、希望する、こういうものがおおよそ五十隻はある、こういう話も聞いておりますけれども、この点はいかがなのか、その方法をお知らせいただきたいし、どれぐらいが確保できるのか、これもお伺ひいたしておきたい。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄を実施するに当たりましては、当然のことでございますが、財政資金を効率的に活用していくという観点と、それから安全、防災のために万全の体制を確保していく、少なくともこの二点について配慮する必要があろうかと思ひますので、タンカーの用船に当たりましては、この二点に配慮したいと思ひております。たとえば具体的には、まだこれは検討中でございますが、安全、防災の確保という観点からいたしまして、集団管理に参加し得るような船であること、あるいは緊急時における円滑な連絡が可能であること、こういった点も考慮いたしまして用船を決定したいと考えております。

○松本(忠)委員 そういう基本的な考えのもとにこの用船をしたいというわけでございますが、それらの準備は着々進んでいることと思ひますし、先ほど石油開発公団総裁も準備を進めていると言ふ中にはそういうことも含まれていることと思ひますが、この点の御確認をいただきたい。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄を実施するに当たりまして諸般の準備が必要であるということから、昨年の暮れ以来、通産省のほかに運輸省あ

るいは水産庁の協力を得ながら保安、防災対策あるいは保険システムの問題等について検討してきておるわけでございますが、まさに御指摘のように、石油開発公団の担当理事もそれに参加いたしまして、並行して検討をいたしておるといふのが現状でございます。

○松本(忠)委員 このタンカーで輸送いたしまして収支はどういう結果になるのかということでございます。これは通産からお答えいただくのかあるいは運輸省からお答えいただくのか、この点私もわかりませんけれども、とにかくタンカー輸送してきて、その収支、このバランスがどういふふうになるのか、こういう点をお尋ねいたしたいわけでございます。もちろんタンカーの容量によりまして用船費も異なると思ふわけでございますが、たとえば二十三万トンタンカー、これはタービン船でございますが、こういうものを使用した場合、日本とベルンヤ湾の間の一航海の船舶損益というものは一体どうなるのか、伺つておきたいと思ひます。タンカーの建造もまちまちではございまして、大体昭和四十八年ごろ建造されたものとして一応お伺ひをいたしておきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 先生の御質問の中にございましたように、船舶の損益は、その船がいつごろ建造され、どのような船価であるかということによつてかなり違うわけでございますけれども、御指摘のような四十八年ごろに竣工いたしました二十三万重量トンというタンカーを例にとつて計算をいたしますと、現在わが国の海運会社の主としてタンカーを運航しております八社の平均の運賃水準のうち長期物、いわゆる長期契約によつておりますものは、いわゆるワールドスケールと申しますもので五・八ぐらいでございますが、この場合には、先ほどのような二十三万トンの船でこの運賃で運航いたしますと若干赤字が出てまして、年間千二百万程度の赤字が出る、ほぼとんとんでございす。

それから、現在スポット物のマーケット、いわゆる一航海物のマーケットは、ワールドスケールで約二〇というところまで落ちておりますが、このワールドスケール二〇の運賃で運んだ場合にはどうなるかということをお尋ねいたしますと、この場合には、その一回の運航によつて二億二千万円の損失が出るということになります。これは、これはマーケットバランスの問題でございまして、損失が出ても、やむを得ずこのような運賃で一航海物の運航をしておるといふのが現状でございます。

○松本(忠)委員 いわゆるスポット物もわかります。しかし、いわゆる長期契約のものと、そのほかたとえば七八年の三月、そういう時期をひとつ想定しまして、AFRAレートにしてみますとどれぐらいになりますか、その損益分岐点。

○橋本(利)政府委員 先生御指摘のAFRAレートというものは、現在の世界の長期、短期を全部合わせた平均レートでございますけれども、これが御指摘の七八年三月ごろでございますと、ワールドスケールにいたしまして四・八・八五ぐらいでございますが、この運賃で先ほどの船で運んだといふたしまして約五千六百万程度の赤字でございす。

○松本(忠)委員 御説明を聞きますと大変な赤字が出ていますので、一航海で大変な損失をしながらもやっていると、いかによく理解できるわけですが、海運会社が大変な不況の中で、こうしたいわゆる長期契約でいくからまあまあですけれども、スポット物などの場合には、これはもうとんでもない大赤字、二億二千万にもなるというところでございまして、こういう状態は、もう本当に海運会社としてもまた海運立国の日本としても大変な状態であるとわかるわけでございます。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕
そこで、もう一点確認いたしますが、先ほどエネルギー庁長官からお話がありました百八十億の中で、保険の問題などいろいろ先ほど出ました

けれども、要するに単純に運賃だけで見ますと一キロリッター当たり三千七百五十円で百二十五億ですか、それからタンカー備蓄の方が一キロリッター当たり四百円ということでは十七億ですか、このようにお話を聞かされたと思いますが、この数字、間違いないでしょうか。

○橋本(利)政府委員 先ほどお答えいたしました十七億円というのは水面使用料でございます、ということとは、俗に言う漁業補償に相当するわけでございます。

○松本(忠)委員 私の聞き違いでございました。水面使用料が十七億ということですね。

そこで、用船費一キロリッター当たり三千七百五十円、総額で百二十五億、これはベルンシャ湾から運んでくるもの、さらに今度はタンカー備蓄に要するもの、こういうふうに分けるとどういふことになるのですか。

○橋本(利)政府委員 運んできた船がそのまま備蓄用タンクとして働くということでございます。三千七百五十円というのはいわゆる予算単価でございます、現実に問題といたしましては、実施段階で、備泊方法、どういふ方法で備泊するか、あるいは契約期間さらには船の種類等を考慮しながら決めていくということになるかと思っております。

○松本(忠)委員 こちらに持ってきてから単備泊するかあるいは遊よくするか沖合いの停泊にするか、そういう問題は後からお伺いいたしますが、いま運輸省の棚橋監督長からお話がありましたように、大変な赤字が出るがらもおかつかついまやっているわけでございますが、こうしたタンカーを使って日本へ運んでくる、そして、運んできてからもなおかつ陸上の基地ができるまでは水揚げもできない、いすれかの方法によつて、単備泊させるとかあるいは遊よくさせるとか沖合いへ停泊させておくとか、いろいろな方法があるでしようけれども、それはひとまず置くとして、いすれにしても中身は積んでいるのですから、積んだままでそれに対する費用というのか、それはやは

りお払いしなければいかぬと思うのであります。で、私は、一応運賃の面では一体幾らだけお払いになるつもりがあるのかをお伺いしたいわけでございます。

○橋本(利)政府委員 ただいまの申し上げました用船料一キロリッター当たり三千七百五十円の中に、運賃なども含まれておるわけでございます。

○松本(忠)委員 そうすると、一キロリッター当たり三千七百五十円ということでございますけれども、その中には両方が含まれている、こういう理解でいい。

そこで、運輸省の棚橋監督長にお伺いいたしますけれども、要するに、海運会社としていまこいうふうな市況の中でやっているいわゆる中核六社などの長期契約のものはまああつて、も、それにしても千二百万からの赤字が出てくるというお話がございました。そこで、海運会社としては一体幾らまでもらえば採算割れにならないのか、その損益分岐点といふものは一体どこに押さえているのでしょうか。私の方はいま一キロリッター三千七百五十円ということで、そつちの方にすべて含んでいこうというお話でございますけれども、向こうから日本まで運んでくるその費用でも、いまのお話で非常に、スポット物ならば二億二千万も赤字が出るということだし、長期の契約のものであつても千二百万も赤字が出るということなんですから、いま言うようないわゆる二十三万トンタンカーで運んできた場合の損益分岐点、それは一体どれくらいに押さえているわけでございますでしょうか。

○棚橋説明員 実は先ほどのエネルギー庁長官の御答弁と私の答え申し上げるのをすり合わせておきますのは、エネルギー庁の方で御計上になっておりますのは、今年度予算で支払う予定の金額でございます、それはどういふ支払い方をなさるか、ないしは用船期間が何カ月なのか、どこにどういふ形で泊めるのかということによつて非常に大きく変わつて来ているわけでございます。

たえば何カ月分の予算か、それからそれが先払いか後払いかというようにございまして、これは先ほど長官から御答弁のございましたように、現実には方式が決まつた上で用船料というものが決定されるのではないかと今うに考えています。

そこで、そのような場合に一体どの程度であつたら採算がとれるかと今うにございまして、先ほど、これはごく大ざっぱに申し上げまして、先ほどのワールドスケールというもので表示させていたでございます、船によつて違ひますけれども、ワールドスケールで大体五六、七から六六、七が採算点でございます。したがって、その予算の範囲内におきましてどういふ方式の用船料が決まるかわかりませんが、ワールドスケールに換算いたしましたし、申し上げましたような額になれば一応の採算はとれる、こういうこととでございます。

ただ、御承知のように現在マーケットが非常に下つておりますので、採算がとれなければ困るということとは事実でございますけれども、採算がとれなくても、採算のとれない範囲内においても損失の少ない範囲といふものであれば、船主はそれに応じてそれなりの用船契約といふものを締結することにならうかと思つております。

○松本(忠)委員 われわれもこの問題は非常に關心を持つておるわけでございますけれども、棚橋監督長が言われる方はいわゆるワールドスケールの面から、通産省の方では一キロリッター当たり、こういふふうな計算でございまして、また、運輸省の言われるのは、こちらまで運んでくるので、それから以降の問題についてはまだ未決定であるからこれは答えられない、こういうこととございまして、なかなか価格の点でかみ合つたことにならないわけでございますが、たとえば七八年三月の市況から見てもワールドスケールで四八・八五という先ほど私が質問に答えていたございました五千六百万の赤字が出るというこの程度のも、それではちょっと大変だからもう一段下げて、

ワールドスケールのスポット物との中間といひますか、スポット物ではどうしようがない、ワールドスケール四二程度で計算をした場合に、一月一デッドウェイト四百円ならば運航した方が得だといふ意見が出ておるわけでございますけれども、この四百円というのは、どうにもならないけれども、やらないよりもやつた方がましだ、こんなかげんのところのように伺つておるわけでございますが、この点はどうなんでしょうか。率直にひとつ海運業界を代表した形で棚橋さんに答えていただきたいと思います。

○棚橋説明員 先ほど私の答え方がまずくて先生にちょっと誤解を与えたかもしれせんけれども、ワールドスケールで幾つ幾つと申し上げましたのは、決してベルンシャ湾から運んでくるときだけを上上げておるわけではございませんで、それを備蓄する場合の用船料に換算いたしました場合でも、ワールドスケールが五六、七から六六、七が採算点であるといふふうに申し上げました。それから、ただいまの御質問でございましてけれども、一カ月一重量トン当たり四百円と申しますものは、ドルの換算にもよりますけれども、現在のレートで換算いたしますとワールドスケールのほぼ四〇かいわいではないかと思つております。先ほど申し上げましたように、採算点が五六、七から六六、七でございまして、それでは赤字が出るのは当然でございますけれども、スポット物のマーケットがワールドスケールで二〇に落ちておるといふ現状もございまして、もちろんこの場合は、船が二年という長期間拘束されますので、スポット物のマーケットよりはかなり割高な市況ではないかといふふうに考えます。さういふことを考えますと、現在の市況で考えましたら、一カ月一重量トン当たり四百円というのは赤字が出ますけれども、海運会社としてそれでは喜んで受けない額であるかどうかというところ、そのすれすれくらいのところでございます、恐らくやむを得ない額といふような場合の範疇に近いところではないかといふふうに考えます。

○松本(忠)委員 エネルギー庁長官に伺います
が、いま運輸省からお答えがございましたように、
ワールドスケールという計算の方法を通過
省ではとっていないわけでございますので、かみ合
わないわけでございますけれども、一キロロッ
ター当たり三千七百五十円という線と、いま棚橋
監督課長がお答えになりました、ぎりぎりの採算
点、やってやれないことはない、やらないうる
よりは、やった方がましだからやろうじゃないかと
いうこの四百円くらいのベース、こういうものと
対比してみるとどの辺になるのか。その辺、通産
省としては算出をしてみたことがございますか。

○橋本(利)政府委員 この予算単価三千七百五十
円を決定するに当たりましては、一つには現在の
用船市況、それから二つ目にはタンカーが備蓄用
として拘束される期間が二年間に及ぶこと、さら
に三つ目には多数のタンカーを組織的に使うと
いったような要件も加味いたしましてこの単価を
決めたわけでございますが、先ほど来お話のござ
いますデッドトン当たり四百円というのに、この
三千七百五十円パーキロリッターというのとは大
体相当するというふうに私は聞いておるわけでござ
います。

○松本(忠)委員 予算の範囲でございしますから、
また来年は市況に見合ったところの予算を組まれ
ることと思っておりますけれども、海運業界も大変な中
で仕事をやり、国家の方針に協力しようというわ
けでございしますから、少なくとも赤字になったの
ではないけない。赤字になるけれども、停泊させて
おくよりはいいから、この辺ならひとつ協力しよ
うじゃないかという線の予算はどうしても組んで
いただきたい、こう思うわけでございます。その
点について、大体いまのお話で了解はできるわけ
でございますけれども、重ねて、海運業界をいじ
めるとか採算割れでも無理にやらせるとか、そう
いう考えは通産省は決して持っていないのだ、こ
ういう御答弁はできますか。

○橋本(利)政府委員 御趣旨はよくわかるわけで
ございますが、一応予算単価として三千七百五十
円というのが組まれておりますので、少なくとも
本年度はこれを上回ってというわけには現実には
まいらぬということ、その点は御理解いただき
たいと思います。

○松本(忠)委員 それでは、運賃問題はそのくら
いにしまして、次に移ります。

通産当局としては専門外のことではなからうか
と思っておりますけれども、このタンカー備蓄に際しま
して、単独泊あるいはドリフティング、いわゆる
洋上遊よく、この場合どちらが安全であるという
ふうにお考えでございますか。また、その効率ど
ういふ面から考えたときにどのようにお考えでござ
いますか。これはひとつ通産当局としてお答えい
ただきたいと思うわけでございます。

○橋本(利)政府委員 タンカー備蓄方式としまし
ては、錨泊方式と遊よく方式のほかに係船方式と
いうものもあるやに聞いておりますが、これは関係
の設備などともなっていて、いわゆる船としての機能
を喪失させるといふことでございしますので、これ
はわれわれの対象としては検討いたしておりませ
んが、錨泊方式と遊よく方式につきましては並行
して検討しておる。両方ともそれぞれのメリッ
ト・デメリットがあるかと思っております。そのデメ
リットを消すような方向で考える。特に錨泊につ
きましては、地元、特に漁業関係者との調整といっ
たような問題もございしますので、よくそういった
地域の自然的、社会的条件も勘案したい、特にい
わゆる離岸距離とかあるいは船間距離とか十分
分とれるような場所、立地的にも可能な場所にお
いて漁業との調整を図りながら実行に移したい、
両方並行して検討しておるといふような現状で
ございます。

○松本(忠)委員 海上保安庁にお伺いいたしま
す。

タンカー備蓄の構想につきましては、保安庁と
いたしましていろいろと事前の連絡を受け、御
協議をされていることと思っております。しかし、海上保
安庁本来の任務としてのいわゆる海上交通の保安
の確保ということを主眼に考えた場合に、またも

う一つは海洋の汚染を防止する、その取り締まり
をする、こういう問題意識も持っているわけでござ
いしますが、この辺のことについて海上保安庁と
してタンカー備蓄構想についての基本的な見解を
お尋ねをいたしたいと思っております。

○渡辺説明員 大型タンカーを利用いたしました
原油備蓄構想につきましては、関係省庁におきま
して安全防災対策を含めて検討されておるところ
でございます。さらに、具体的な細かい施策につ
きましては社団法人日本海難防止協会において検
討されるところでございしますけれども、いずれに
いたしまして、当庁といたしましては、これらの
船舶の安全対策には万全を期していきたいと思
っているところでございます。

○松本(忠)委員 御答弁はよく理解できます。
そこで、われわれはいろんな方面からいろんな
情報を聞くわけでございしますけれども、海上保安
庁自体とすると、たとえば交通の非常に激しいと
ころ、東京湾であるとか大阪湾であるとかあるい
は伊勢湾であるとか瀬戸内であるとか、こういう
ところではとてもタンカー備蓄は適さない。集
結方式、こういうものをとろうとするならば、橋
渡であるとか志布志湾であるとか伊勢湾、これは
航路筋から離れている三重県寄りの海上、こうい
うものを考えているんだというような情報を聞い
ております。どうも本音とたまたまの違ひがある
のではなからうかという気持ちが出てくるわけで
ございしますけれども、要するにタンカー備蓄
というものは世界でも前例のない初めて行われる
こと、非常に危険の伴うこと——危険はないとい
うことが再三言われているわけでありまして、こ
も、万が一にも危険がある、事故が起きてはなら
ないわけでございします。

そこで、今回の法律を改正して国家備蓄をす
る、こういう至上命令があつてやむを得ないこと
でございしますけれども、本来ならば海上保安庁と
しては余り厄介者を抱えたくない、こういう気持
ちがあるんだ、だからその協力体制に積極性がな
いんだ、こういうお話も聞いているわけでござい
ます。

○渡辺説明員 私どももいたしましては、この構
想が発表されたとき以来、先ほど申し上げました
ように、船舶の安全対策を含めまして、錨泊海域
その他の決定に当たりましてはいろいろな要素を
勘案して検討されなければならないということ、こ
ういふことで、先ほど申し上げましたように、日
本海難防止協会におきまして、特定の海域につ
きまして錨泊方式を検討しているというところで
ございします。具体的な海域というものが決まり
次第、私どもとしては安全対策について十分な指
導を行っていききたいというふうに考えておる次第
でございます。

○松本(忠)委員 そこで、要するにタンカー備蓄
を公海の上で行われるというところになった場合、
いつ何と事故が起きないともわからぬわけでござ
いします。それによつて海洋汚染が起きた場合、
世界的な大きな問題になるであらうことはもう当
然でございします。そうしたことがないことをわ
れわれも希望するのは当然でございしますけれど
も、この安全性、これは非常に国際的に問題を投
げかけるのではなからうかと思つてございしま
すが、仮にこれが事故が起きた場合、公海を使っ
て遊よくさせておくというふうなことになるま
す。国際問題になるおそれもあるのではなからう
か、こういうふうにも私も思うわけでございしま
す。したがって、これに對してももちろんそれは十
分の対応があるかと思つてございします。まず海
上保安庁としてはどのようにお考えであるか、国
際的な問題になったときの対応、これをひとつお
伺いをいたしておきたいと思つております。

○木村説明員 お答えいたします。

先ほどから御答弁されておりますように、どこ
の地域、どこかの場所でもタンカーの錨泊なりある
いはドリフティング方式をとるかというところにつ
いて現在検討中でございます。これが決まり次第、
具体的な決定がなされ次第、私どもの方といたし

ましても、安全問題、防災問題、それから海洋汚染に対する防止対策ということにつきまして、やはりその海域におきます気象、海象の状況とか、そういった自然条件等も加味しながら十分に検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○松本(忠)委員 一部の報道によりますと、このタンカー備蓄をする場合に、小笠原諸島と南西諸島の間の公海上、こういう内定も見ておるなどというニュースも入っております。そして、これはもちろん法案が通らなければならぬのでありますけれども、六月早々にも実施に踏み切る、こういう報道もあるわけでございますけれども、なぜ公海上を遊よくするそうした方式をとろうとするのか。国内のいわゆる橋渡であるとか志布志湾であるとか伊勢湾というところを地元の下解がとれないままに、とることのめどが立たないままに、どうしても公海上でやらなければならぬのだ、そういうふうな追い込まれておるというふうなことも聞くわけでございますが、海上保安庁として単独泊あるいは公海上を遊よくするということ、方向のどちらが安全が確保できるか、海上保安庁の立場からひとつお答えをいただきたいと思っております。

○渡辺説明員 先ほどから資源エネルギー庁の方で御答弁もございまして、遊よく方式及び錨泊方式につきましては、それぞれにつきまして海域の条件その他自然条件あるいは社会的条件というものが違っておるわけでございますが、私どもとしては、それぞれにおきましていずれにしても安全対策を講じて、海洋汚染あるいは海洋における事故等が起きないように対策をしてまいる所存でございます。

○松本(忠)委員 まさにそのとおりでありますけれども、いつ何とき事故が起きないとは言えませんが、起きてはならぬわけでございますから、それに対するところの当然の安全対策は確保されることと思っておりますけれども、私、重ねて伺いたいのは、海上保安庁としてはどちらの方がいいんだ、

要するにいまお話のあった遊よくの方式がいいのか、錨泊している方式がいいのか、どっちがいいとお考えなのか、その点、ひとつ海上保安庁としての意見を聞かせていただきたいと思う。

○渡辺説明員 海上保安庁としては、安全対策を担当している部署でございますので、どちらがよろしいとかどちらが悪いとかいうことはございませぬけれども、いずれにいたしまして一長一短はあるという見解でございます。

○松本(忠)委員 これは実施の段階において十分各省庁間の連絡をとって着詰めのならない問題でありますし、言うように、専門官であるところの海上保安庁が一長一短があるんだということでございますので、これは十分相互に連絡をとり、そしてこれを実施していただきたいと思うわけでございます。

またそこに一つ関連があるのが、水産庁でございます。水産庁の方も来ていると思いますが、タンカー備蓄の構想はもうすでに皆さんの方も御存じでしようし、いままでの会議にもタッチしていらつしやることと思うわけでございます。いままでわれわれが聞くところによりますと、もう何せ前例のない構想でございますので、各省庁間の意見がなかなか対立してきてまらなかつた、特に水産庁の場合などは海洋汚染によりまして漁業への影響がある、そういうことを考えますと、国内の港湾はもとより、公海上でもやはり汚染の問題などが出たときの漁業問題への影響を考えると、水産庁としてはタンカー備蓄に関して本当に積極的に関心して協力していくというふうな姿勢がどうしても出てこないんじゃないか、私はこう思うわけでございますけれども、その辺、水産庁としての基本的なお考えを明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それから、国内の港湾として候補地に上っておりまして、志布志湾あるいは伊勢湾というふうな場所についてはどのような御見解を持っておるか。これが第二点。それから三点目に、漁場の保存という使命につ

いて、万一にもタンカーで汚染事故を起こした、こういうことになることを恐れて、やるとするならば湾内ではなくていわゆる沖合いに分散して沖待ちの方式、こういうのが望ましいんだというふうな意見が水産庁筋からは出ているというふうに聞いているわけでございますが、水産庁としてタンカー備蓄の方法についてはどれが一番よろしいとお考えになっているのか、また研究なさっているのか、これらの三点についてお答えをいただきたいと思っております。

○伊賀原説明員 まず、タンカー備蓄問題につきましての水産庁の基本姿勢についてのお話でございますけれども、水産庁といたしましては、石油の備蓄自体というものが国民経済及び国民生活の安定という上から非常に重要な問題であるということ、御承知のとおりでございます。こうした認識に立ちまして対処しなければいかぬというぐあいに考えている次第でございます。とは申しましても、私どもといたしましては、漁業の振興及び漁業者の保護に当たります官庁でございますので、基本的な姿勢といたしましては、やるにいたしまして、漁業に対する影響が最も少ない形で円滑に進められるようにしていただくということが重要であるというぐあいに考えておるわけでございます。

それから次に、泊地の問題でございますけれども、先ほど申しました水産庁の姿勢からいまして、泊地といたしましては、漁業だとか養殖業の生産活動が盛んないわゆる優良漁場というものは避けていただく必要がある、あるいは漁業操業上の支障を極力少なくしていただく必要がある、あるいは万一事故発生の場合には水産資源に対する影響が少ないうち自然条件である必要がある、そういうようなことを基本的に考えているわけでございます。そうした線から、泊地の選定に当たりますのは、いま申し上げたようになるべくそういう条件に合うような形をお願いしたいという形になっております。しかしながら、御承知のように、日本列島周辺で漁業が利用してない海域とい

うのはほとんどないという実態がございますので、これは程度の問題といたしまして、できるだけ漁業に対する影響が少ないところを選んでいただくという形になるかというぐあいに考えているわけでございます。

第三番目に、汚染について分散方式がいいのかあるいはいわゆる遊よくみたいな方式がいいのかというふうな話でございますけれども、それはやはりタンカー備蓄をおやりになります主体がどのようなメリットを大きくお考えになり、どのようなデメリットを御評価になるかという基本的な価値尺度の問題があるかと思っております。私どもとしては、具体的に候補として挙げられましていろいろの方針につきまして、どちらの方向が漁業としてはより影響が少ないかという角度から検討いたしていきたいというぐあいに考えているわけでございます。

○松本(忠)委員 お立場はよくわかります。時間もございませぬので、気象庁にお伺いしたいと思っております。

タンカーによるところの洋上漂泊の備蓄、その一つの候補地といたしまして北緯二十度から三十度の間、東経百四十度以西で小笠原諸島と南西諸島の間が予定視されているということをニュースで聞いております。約七隻を一つのグループとして三つのグループが船団を組む、こういう形で洋上備蓄をいたしたい。各タンカーが、特定の海上にいかりをおろさずに、主エンジンをとめてサブのエンジンだけでいつでも動ける状態にして漂泊するという形がとられるのではなからうか、こういうふうな報道を聞いているわけでございますが、先ほど申し上げました北緯二十度から三十度、東経百四十度以西、こういった海域の気象状態、潮流あるいはまた海洋の状態、こういったものは備蓄構想をやっていくのに最適な場所と言えのかどうか、あるいはまた台風の経路からは離れているのかどうか、この二点を気象庁からお伺いしたいと思っております。

○窪田説明員 ただいま先生が御指摘の場所は、

気象の方から申し上げますと、夏など小笠原高気圧で非常に天気の良いところになっております。ただ、台風あるいは春、異常に低気圧が発生するような場合もございますので、その辺の配慮が必要であるというふうに考えられます。備蓄に適しているか適していないかというところは、私は判断できませんが、海流につきましても、大体あの辺は黒潮の流れの北上の地域に入っておりますので、その辺のことも必要かというふうに思います。

○松本(忠)委員 なおもうちょっと詰めた方がいいと思います。タンカー備蓄の方の問題はその程度にとどめまして、若干の時間が残っておりますので、北海道開発庁、お呼びしておりますからお答えをいただきたいわけでございます。

問題点をしぼりました。苫小牧の東部地区、いわゆる苫東の地区に最大五百万キロリッターの石油基地を建設しよう、こういう規模の発表があります。しかしながら、地元の方ではこれに対する対応がなかなかしっくりかみ合っていないように聞いておりますが、その辺のところをまずお伺いをいたしたいわけでございます。

○大西政府委員 昨年十二月でございますが、私も通産省から御相談を受けまして、いろいろ相談をいたしておりますけれども、苫小牧東部工業基地に石油備蓄基地を置く構想についてどんなものだろうというふうなことににつきまして、私も通産省の間で相談の結果、昨年十二月の初めでございますが、北海道知事に対しまして、通産省から石油備蓄構想を進めたいけれども協力願いたいという意味の正式の要請が出ております。これに対しまして、北海道知事からは、昨年十二月二十日過ぎでございますが、通産省に対しまして、地元の理解と協力が得られれば前向きに対処したいというふうな意味の回答が行われております。

いま先生から、そういう正式のやりとりがあった以後何の動きもないので、地元について何かかみ合わない話があるのではないかとというふうな御指摘がございましたけれども、そういうふうなこ

とはございせん、その段階では、以後具体的な立地場所あるいは環境安全対策等を含めまして備蓄の計画をつくって、改めて道なしいは地元関係市町村に計画を提示するというふうな段取りになっております。現在通産当局が中心になりまして鋭意その計画を取りまとめ中でございます。

したがって、その構想が地元に表示されない限り、地元としてはイエスともノーとも言えないというところでございます。地元について理解と協力にかかわって何かかみ合わない点があるというふうなことは、特段私どもとしては聞いておりません。

○松本(忠)委員 終わりますが、要するに、このような大規模な事業を実施しようとする場合に一番大事なことは、何といたしても地元の対策ではないかと思うわけでございます。仮にも私が指摘したようなことがあつてはならないわけでございます。まして、あくまでも地元住民との対話の上にこれらの事業を遂行していただきたいわけでございます。これをなおざりにして大失敗をいたしましたのが成田の国際空港の建設でございます。そうした過ちを繰り返さないためにも、この問題についてぜひ十分の対話、そして了解を得た上の実施という段取りをつけていただきたいと思っております。

この点につきましては、私も何点かの質問を準備しておりますけれども、もう時間がございませんで、きょうはこれでやめますが、最後に、大臣と公団総裁に御要望申し上げたい点がございします。

それは、御承知のように原子力の発電、この安全性というものは未確認でございます。稼働率が極端に低いというような現状におきまして、当分の間、エネルギー供給の中核となるのはやはり石油であろうかと思うわけでございます。そしてまた、その安定供給、その確保、こういったことが必要であらうと思つて、そうした意味から、石油政策を格段と強化拡充しなければならぬことは当然のことだと思つてございします。そこ

で、今回提案の法律案にいたしまして、名称を変更し備蓄を行えるようにして、そしてまた探鉱開発を行うような石油公団というものができらるわけでございます。

しかしながら、この石油公団が長期にわたりまして巨額の投資、そして巨額の資金を財源として確保しなければならぬ、こういうわけでございします。そのために石油税法案も、先般わが党も賛成いたしました可決決定をしているわけでございます。しかし、まだまだこれにつきましても合理的なあり方というものを再検討しなければならぬのではないかと思つております。先般わが方の同僚議員長田君が指摘いたしましたように、石油開発公団が昭和四十二年の発足当時から今日に至るまでの間に休眠会社が七社ある、これに行われた投融資の残高が総額百五十億一千三百万円ある、また解散した会社が五社ある、このうちの一社は売却の会社でございますけれども、これに対する投融資が五十六億九千九百万円、そのうち回収額は一億六千六百万円、きわめてわずかでございます。差し引き五十五億二千九百万円というものは公団のこうむった損害、これは投融資損失準備金を取り崩して処理をした、こういう答弁があつたわけでございます。しかしながら、いづれにしてもこの公団の投融資というものは国民の血税の集積でございます。今後さらに巨額の資金を運用することになりますので、財政資金の厳重な運用というものは十二分にやつてもらわなければならぬ、またその体制も整備してもらわなければならぬ。

省庁の間の十分な連絡、そして万全の措置、こういうものを講じていただきたい。それからまた、重質油の輸入というものが増加するというような傾向からかんがみても、その分解設備の設置というものがやっていただかなければならない。

注文をつければきりがありません。いろいろあるわけでございますが、きょうはこれとどめておきますが、以上申し上げましたようないろいろな点について、通産大臣として、また公団総裁といたしまして、どのように御決意があるのか、これを伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 いまお述べになりましたことは、エネルギー政策上、特に石油政策上きわめて大事な点ばかりでございます。御趣旨ももつともでございますので、私どもも御趣旨を十分体しまして、その方向で政策を進めてまいりたいと存じます。

○江口参考人 御指摘のとおり、公団のお預かりしております資金は血税でございます。財政資金の厳重な運用と申しますか、その点については十分体制を整え、配慮してまいりたいと思ひます。それから、備蓄につきましても、御指摘のとおり防災対策その他いろいろございします。いづれも関係省庁の御協力なくしては、私どもではできないわけでございます。その点も十分連絡をとり、かつ不測の事態の起こらないように十分配慮してまいりたいと考えております。

○松本(忠)委員 いま総裁にかつて江口理事からお話がありました。十分総裁にも伝えていただきたいことを重ねて要望いたしました。質問を終わります。

○山下(徳)委員長代理 午後二時四十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時四十三分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大成正雄君。

○大成委員 石油公団法に関連いたしまして、以下御質問をさせていただきますと存じます。

まず最初に、投融資の不良債権化の予防策ということで御質問申し上げたいと思います。

先日の質疑の中で明らかにされたわけでありすけれども、昭和四十二年から五十二年の間の投融資の累計が三千三百四億、出資が千六百五十三億、融資が千六百五十三億ということでありました。今年度の投融資規模は六百億でありまして、石特から四百五十億、資金運用部から四億、自己資金百四十六億という内容になっております。また、今年度からこの投融資比率の引き上げが予定されておまして、海外が五〇%から七〇%、本邦が七〇%から八〇%、こういう内容になっておるわけでありす。

投融資規模が非常に大きな金額になっておると同時に、この事業がきわめて重要な問題でありまして、過日の質疑の中で明らかになったところでは、いままでも休眠会社、すなわち飯区を放棄したものが七社で百六十七億六千三百万円の不良債権が発生しておる。そのうち十七億五千万が回収されておる。他に解散した会社が五社あって、これが五十六億九千五百万円の損失になっておる。こういうことでもあります。そのうち回収したのが一億六千六百万円である。こういう内容になっておるわけでありす。今後この投融資を進めるに当たりましていろいろの対策が用意されておると思うのでありますが、この不良債権化を予防するためにどのようなことをお考えになっておるか、まず承りたいと思います。

○橋本(利)政府委員 まず、石油開発公団におきましては、探鉱投融資の対象とするプロジェクトを選択するに当たりましては、地質評価、経済性の評価、財務上の審査、こういったものを厳重に審査を行ひまして、成功の可能性の高いものだけを採択しているというのが現状でございます。四十二年公団が設立されて以来現在までのいわゆる持ち込み件数は七百五十一件でございます。そのうち五十一件を対象としたしておるわけでございます。採択件数の比率は約七%弱ということで、非常に厳正な審査をやっておるということでございます。

かように厳正な審査をやりましても、本来石油開発の性格上きわめてリスクが高いといったようなことから、失敗に終わるケースも発生しておるわけでございます。これに対しましては、石油開発公団では投融資損失準備金を積み立てまして、探鉱に失敗して膨大な返済が不可能になった企業につきまして、その清算に際して準備金を取り崩すというところで対処いたしておるわけでございます。ことしの三月末現在で、すでに五社につきましておのり申し上げたような形で清算をいたしておるわけでございます。現在残っておりますいわゆる休眠会社につきましても、実情に応じまして順次解散させることによりまして、公団の資産が不良資産化していくことを防除していきたいと考えております。

○大成委員 今年度の予定されております六百億の投融資の対象として、現在予定しているものがありましたならば発表していただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のように、公団の五十二年度と五十三年度の探鉱投融資の規模はそれぞれ六百億でございますが、全体としての予算の枠でございます。あらかじめプロジェクト別にありは具体的な地域別に金額を定めておるというところではございません。探鉱事業の進捗に応じて審査をした上、公団として出資または融資を行っていく、こういう形になるわけでございます。

御参考までに、五十三年度の投融資実績は三百四十六億でございます。そのうち海外のプロジェクトが二百八十四億、周辺大陸棚のプロジェクトが六十二億ということになっております。

○大成委員 カナダのオイルサンドの開発資金協

力ということでは、日本の資金協力七千五百万ドル、約百億バレルぐらいの権利を取得するというような内容が説明されておるわけでありす。非常に大きな権利であるわけでありすが、この内容について、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 まず、オイルサンドの原始埋蔵量でございます。これはベネズエラ、カナダ等で約二兆バレル、そのうちカナダには九千億バレルが賦存しているというふうに言われておるわけでございます。御承知のように、オイルサンドといたしましては石油の代替あるいは補充エネルギーということでも今後とも積極的に開発をしてまいりたい、かように考えております。

御指摘のカナダにおけるのが国企業のオイルサンド開発のケースといたしましては二つのプロジェクトがございます。一つは、五十年の十二月に日本オイルサンドがカナダのアルバータ州コールドレーク地区にございすブルームローズ・オイルサンド・プロジェクトに参加いたしておりまして、現在油層内の回収方法についてパイロットテストを実施中、こういう段階でございます。

それからもう一つは、今年の三月三十一日にカナダのアルバータ州にございすP.C.I.オイルサンド・プロジェクトにつきまして、日本オイルサンドとベトロ・カナダ社との間でレター・オブ・インテントの調印が行われております。このプロジェクトは、カナダにあると言われます約九千億バレルの原始埋蔵量の六分の一に相当する千五百億バレル、これは可採埋蔵量にいたしますと約四百五十億バレルになるかと思ひますが、これを対象といたしまして、ベトロ・カナダ、シティー・サービス、インペリアル、いわゆるP.C.I.三社との間に契約を結んだわけでございますが、日本側といたしましては十五年間に約二百五十億円を負担するということになっております。その見返りとしていたしまして二五%の原油取得権を得る、これが主たる内容でございます。

○大成委員 次に、日韓大陸棚共同開発資金の融

資の問題であります。過般、通産大臣からこの原則についての確認がなされたわけでありすが、一部、日本石油開発等は投融資は受けない、こういう情報も伝えられておるわけでありす。この日韓大陸棚の共同開発資金の投融資について、この際もう一回確認をしておきたいと思ひますが、政府の考え方、公団の考え方を聞かせたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 特に私から申し上げることもないかと思ひますが、石油開発公団の投融資というものは、開発企業からの申請を受けてその可否を決定することになっております。御指摘の日韓大陸棚の関連におきましては、現在特別措置法案を御審議いただいております段階ということからいたしまして、いまのところ、そういった探鉱計画というものが当然のことながら提示されてきておりませんので、その意味においては開発公団としてはまだ態度を決めたいという立場でございます。

さようなことではございすが、私たちがいたしましても、現に紛争のある地域あるいは紛争のおそれのある地域については、公団として投融資することは適当でないと考えております。より具体的に申し上げますと、特別措置法が成立いたしました日本側の開発権者が決まり、そういった開発権者から投融資の申請があった段階におきまして、なお中国からの異議の申し立てがある、抗議が続いておるといったような段階においては、公団からこれに対して投融資することは適当でないというふうな考え方をしております。

○大成委員 非常に結構な御答弁だと思ひております。次に、石油開発技術センターについて承りたいわけでありす。国庫支出金五億六千三百万円が公団の予算として予算化されておるわけでありすが、この研究開発テーマあるいは使途等についてわかつておりましたならば承りたいわけでありす。これは公団側ですか。

○江口参考人 技術開発センターは、昭和四十七

年度に公団に付置された機関でございます。この五億六千三百万円、ただいま御指摘のありましたものにつきましては、これは一応政府からの交付金ということでございますが、その前にちよつとセンターの資金状況を申し上げますと、従来は政府の交付金と民間と半々の運用をいたしておりますけれども、本来的にもう少し国が力を入れてやらなければならない、むしろ公団の事業として本格的に自力でやらなければならないというような趣旨もありまして、昭和五十三年以降からは、センター業務につきましては、まず人件費は一〇〇%公団が出す、いわゆる公団自体の資金でやる。それからその次に、一般研究といたしまして経常研究費、設備費等そういったいわゆる運営諸費につきましては、これは国の一〇〇%の交付金でお願いする。それから、開発センターが研究をいたします中で、民間業界に裨益する研究が非常にございまして、これを私も俗に特別研究費と申しておりますが、こういった特別研究費あるいは技術者の訓練費、こういったものにつきましては、民間と政府とが半々でやるというたてまえで運用をいたしております。そこで、いま御指摘の五億六千三百万円は、この人件費を除きましたいわゆる経常研究費、設備費等の業務諸費ということで一〇〇%いたしておる、こういうことでございまして、それから、どんな研究をしておるかという中身でございますけれども、大別いたしますと、調査技術関係、それから開発生産技術関係、こういうふうに大きく分かれるわけでございまして、

調査技術関係につきましては、最近、地化学的手法を用いまして堆積盆地の評価技術をやる、さらには地質、物探データの総合的な解釈技術に関する研究、あるいは地震探査におきまして解析性能向上技術、俗にウエーブレット抽出法と言っておりますが、ウエーブレット抽出処理技術というよりなことをやっております。

それから重立ったところで、もう一つの柱の開発生産技術につきましては、油層内流体の挙動シ

ミュレーションと言っておりますが、いわゆるシミュレーション研究、あるいは二次採取、三次採取の回収技術がございまして、こういったものの技術向上に関する研究、こんなようなことをやっております。

今後、こういったものにつきましては引き続き極力その幅を広げ、研究を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○大成委員 共同備蓄会社の備蓄目標と、この進捗状況について承りたいわけであります。

今年度、共同備蓄会社に対して、土地購入分として百九十三億の特別会計から出資をされる。また同時に、融資分として、資金運用部から設備建設資金として二百億が予定されておる、こういうことになっておるわけであります。さらに加えて、備蓄用の石油購入資金として、その九〇%相当の二千二百億の融資が予定されておるわけでございます。そこで、この民間備蓄が五十二年から五十四年の間の三年間に二千四百万キロリッターのタンク能力の増大を見込んでおったところ、内需量の変化によって、その見直しをすることによって千八百万キロリッターくらいに予定をしておる、このような説明を受けておるわけであります。

そこで、今日まで民間の共同備蓄会社がどの程度作業を進めておられるのか、また、今年度の程度の進捗を予定されておるのか、その目標等もあわせて承りたいわけであります。

○橋本(利)政府委員 民間の共同備蓄の進捗状況でございますが、すでに昨年の二月に新潟の石油共同備蓄会社が発足いたしております。また、昨年の六月には西海の共同備蓄会社が設立されております。前者につきましてはすでに工事に入っておりますが、後者につきましては現在土地の払い下げの手続を進めておる、この手続が完了し次第、着工し得る見込みでございます。

そのほかに、まだ会社設立に至っておりませんが、東吉小牧の大規模工業団地に現在具体的な地点の選定を急いでおるわけでございまして、こ

の具体的な地点を前提といたしまして、安全対策を含めて基本計画を準備いたしておる。この基本計画ができた次第、北海道庁及び地元提示いたしまして、その了解を取りつきたい、こういう段階でございます。

それからいま一つは、上五島地区で洋上備蓄タンクの建設を予定いたしております。本件につきましては、昨年の十二月に地元の上五島町議会で誘致を決定いたしております。現在地元、特に漁協関係者と交渉に当たっておるということでございまして、ついせんだつて、消防庁と海上保安庁におきまして、洋上備蓄に対する安全指針が策定されておまして、この趣旨に基づいて安全基準が策定されるということでございます。このよう安全基準の策定を待つて本件も本格的に進捗していくというふうに考えております。

これ以外にまだ幾つかの候補地点がございまして、それそれについて地元との話し合いがつく、そういった状況を踏まえて積極的に推進してまいりたい、かように考えております。

○大成委員 そうすると、土地購入資金百九十三億に關しましては、ただいま御説明がございました。それ以外の地点がその融資対象になる、こういうことであつて、それ以外にどこか予定しているところはございましてしょうか。

○橋本(利)政府委員 公団が共同備蓄会社に対してその土地取得に必要な資金の二分の一を出資することになっておまして、ただいま御指摘の百九十三億というのはそのための資金でございます。これにつきましては、現在具体的にどの地点というように直接的な結びつきはいたしておりませんが、先ほど申し上げました二つの既設の会社、それから二つの現在進捗中のもの、その他その進捗状況に応じてこの百九十三億から出資していききたい、こういうもくろみを立てておるわけでございまして。

○大成委員 この備蓄のための用地は非常に広大な用地を必要といたしますし、また環境問題等もいろいろあるわけですが、最近承るところ

によりまして、千葉の方で、一部縦型の地下タンク方式というものが研究されておる、またわが国の建設業界でも相当技術的にも進んだものを持つておる、こういうふうな承つておるわけであります。この縦型の地下タンク備蓄についてエネルギーの考え方をひとつお聞きしたいと思つております。

○橋本(利)政府委員 御承知のように、現在のタンクといたしましてはほとんどが陸上タンクになつておるわけでございまして、立地的な制約も多くなつてきておるわけで、この陸上タンクにかわつて、安全でかつ経済的な備蓄の方法はないかということをお聞きしたいと思つておるわけでございまして、タンカー備蓄、洋上備蓄あるいはただいま御指摘の地下備蓄というような備蓄方式につきましても、研究会をつくらせて専門的に検討を進めておる、こういうことでございまして、地下備蓄につきましては、五十四年度におきましてパイロットプラントをつくりまして、それについて実証的にやつていきたいというふうに考えておりますが、すでに御承知のように、スカンジナビア諸国あるいはフランス等におきましては地下備蓄をやつておるわけでございまして、実現可能性はきわめて高いというふうに考えております。

○大成委員 その場合に、消防法との関係は新たに検討を加える必要があるのでしょうか、ついでに承ればよろしいですか。

○橋本(利)政府委員 地下備蓄を実行に移す場合には、新しい備蓄方式でございまして、当然消防庁としても新しい方式に即応した安全基準を策定する必要があるということで、現在すでに検討の作業に入つておるというふうに承知いたしております。

○大成委員 次に、国家備蓄一千万キロリッターに關して幾つかの御質問を申し上げたいと思つております。

まず、五十七年度までの年次達成目標を明らかにしていただきたいと思つております。

○橋本(利)政府委員 一千万キロリッターの備蓄をいたすためには、稼働率等を考慮いたしますと、

タンク容量としては千二百五十万キロリッターを必要とするわけでございます。これにつきまして、五十五年度中に二百五十万キロリッター、五十六年度に六百二十五万キロリッター、五十七年度に三百七十五万キロリッター、合わせて千二百五十万キロリッターのタンクを建設いたしまして、五十七年度末には一千万キロリッターの原油の備蓄を行いたいということで準備をいたしております。

○大成委員 ただいまの年次計画を達成するためには、現在それぞれの備蓄方式やあるいはその備蓄の地点について検討が進められておられると思うわけであります。大体この一年の平均的な備蓄量というものはどの程度が望ましい備蓄量であるか、そういった計算ができていのかどうか、承りたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま申し上げましたように、タンク容量としては千二百五十万キロリッターということでございまして、これにつきまして一応の考え方といたしましては、一つのプロジェクト当たり四百ないし六百万キロリッターぐらいで、三つぐらいのプロジェクトの形で推進してはどうかというの現在の考え方でございます。

○大成委員 今後国家備蓄を進めるにおきまして、先ほど板川委員からの質問もあつたわけであります。自主開発原油やあるいは今後中国原油等を多量に受け入れるという方向をたどるわけであります。そのための重質油を備蓄するということが本委員会においても明らかにされておるわけであります。したがって、こういった重質油を受け入れるための問題の解決策として多くの問題があるのではありませんか、きわめて重要な問題だけこの委員会でも明らかにしていただければと思います。いかがでしょうか。

○橋本(利)政府委員 昨年の八月の総合エネルギー調査会石油部会の中取りまとめの中でも、国家備蓄と申しますか、公団備蓄を始めるに当

たっては、自主開発原油あるいはGG原油といったいわゆる政策原油の引き取りのために活用したいのではないかといたしたような指摘があるわけでございまして、私たちもいたしまして、そういった政策的な要請あるいは需給動向といったような市場の問題あるいは備蓄に適合する油であるかどうか、要するに油種の妥当性といったようなものを総合的に勘案しながら検討を進めていくということでございます。

○大成委員 いまのお話の中にもありますが、そういった政策原油を初めていたしまして重質油を多量に備蓄をする、また、ある一定期間を置いてこれを放出する、こういうことでございまして、それが、そういったことによる市況の混乱等、あるいはその受け入れ体制等が非常に重大な問題だと思っております。それらに対してはどのようなふうにお考えでしょうか。

○橋本(利)政府委員 備蓄原油につきましまして、それを緊急時に放出するということは当然でございます。そのほか、陸上タンクの場合には五年に一度定期検査がある、あるいは恒久設備ができ上がるまでのつなぎとしてのタンカー備蓄につきましては二年に一回定期検査がある、そういった場合に、備蓄しておる原油をどのような形で市場に放出するかという問題は非常に重要なポイントになってくるわけでございまして、当然市場動向等も勘案して処理することになると思っております。備蓄原油を購入する段階でその引き取りの問題もあわせて詰めておくということも必要ではなからうかというふうにお考えをしております。入札する場合にも、引き取りを条件として入札をさせるといったようなことも一つの方法かと思っております。そういった方向で現在検討を急いでおります。こういうことでございまして。

○大成委員 タンカー備蓄についてでございますが、先日、四月二十一日の情報のようであります。新聞紙上の発表によりますと、タンカーを橋湾等のそういう内湾に係留するのでなく、公海上に船団を組んでこれを漂流をさせて備蓄すると

いった方式が暫定措置として検討をされているといったことが報道をされておるわけでございまして。この発表によりますと、北緯二十度から三十度、東経百四十度以西、すなわち小笠原諸島と南西諸島の間の公海上に、七隻ぐらいを一グループとして、三グループを一船団としていかりをおろさないで停泊をする、いわゆる遊よく方式をとる、こういうことが発表になったわけであります。なかなかうまいことを考え出したものだと思います。おつたのですが、この考え方の発想の根拠というものは、また、こういった備蓄方式というものは世界的にも例があるのかどうか、また、公海上にこういった船団を組んで遊よくさせるということはいろんな問題もあるかと思いますが、その予想される問題点等についてどのように考えておられるのか、承りたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘のいわゆる遊よく方式につきましても、突如として出てきた問題ではございせん。タンカー備蓄を行う際の方法といたしまして、錨泊方式とあわせて検討してまいりましたわけでございまして、世界にさような実例があるかというところでございまして、これはございせん。ただ、そういった遊よく方式で行う場合にも、当然のことながら、安全な環境の問題を十分に配慮する必要があるかと思っております。そういった遊よく方式で海域を選定する場合、少なくとも台風の影響が少ないこと、あるいは船舶の常用航路に当たらないこと、あるいは冬季季節風の影響が少ないこと、あるいは船舶の常用航路に当たらないこと、漁業活動ができるだけ少ないこと、あるいは本邦からできるだけ遠隔でないこと、こういった要件に合致するかどうかというところを検討して適正な地域を決めていくということになるかと思っております。

○大成委員 遊よく方式の場合、タンカーの借り上げは拘束二年間ぐらいというふうに表示されておるわけでありますが、内湾の受け入れ体制ができるまで続けたらという考え方で理解していいかどうか。

それから、三カ月に一回ぐらいは船員の休養あ

るいは補給、こういったことで内地に寄港するということがありますが、寄港をした際も、備蓄している油はおろさないで、そのまままたその漂流地に戻って船団を組むのかどうか、その辺のところを承りたいわけですね。

○橋本(利)政府委員 遊よく方式を採用するという場合には、これは錨泊方式と全く同じ考え方に基づいて実施に移したいと思っております。具体的には、公団で恒久的な備蓄設備ができるまでのつなぎというところでございまして、それから、三カ月に一度日本の港に帰ってくるというところでございまして、これは必要とする飲料水あるいは生鮮食料品等の積み込みのためのものでございまして、それはまたそのまゝ船団を組んで遊よく地域に帰っていくということになるかと思っております。

○大成委員 この問題についても一点だけ承りますが、公海上ではあります。これは国際間の何らかの話し合いなり協定なり、そういったものは必要としないのでしょうか。

○橋本(利)政府委員 現在のところ、その海域が公海地域になるかあるいは領海地域内になるかはまだ決まっておらないわけでございまして、領海内の場合にはもちろん必要ないわけでございまして、公海の場合にも特に他の国の了解をとる必要はないというふうに考えております。

○大成委員 次に、地方交付金について承りたいわけですね。今年度の予算で百五十三億九千四百四十五万円が予算化されております。一方、同様の電源開発等につきましても二百数十億が予算化をされておるわけでありますが、その交付目的は類似の目的であります。この百五十三億九千九百万の交付をするに当たっては、その交付対象というものはどういうものが対象になるのか、承りたいわけですね。

○橋本(利)政府委員 石油貯蔵施設の立地促進のための交付金でございますが、これは御承知のよ

うに、タンク建設のために膨大な土地を必要とするわけですが、当該地域において雇用効果等について必ずしも十分な経済的メリットがないといったようなこともございますので、そういったこととをたえるためにこの制度を創設したい、こういうことでございます。

対象として考えておりますのは、貯蔵施設の新増設の場合は当然でございますが、すでに石油貯蔵施設等が立地されておる場合にも、地元におきましては保安防災施設等の費用もかかるということとがございまして、既存の設備についても対象にいたしたいと思っております。それから、先ほど来お話が出ておりますタンカー備蓄につきましても、新増設の場合に準じまして交付金の対象としたい、かように考えておるわけでございます。

○大成委員 電発の場合に昨年度半分くらい使い残しておる、こういった事例もありませんので、せっかく予算化されたわけでありまして、この交付金を前向きに使い切る、すなわちこの備蓄基地が促進される、そういう方向でこの予算を活用していただけることを要望しておきます。

最後に、本法の改正に当たりまして、石油税の財源として一般会計から特別会計に今年度千二百九十五億の受け入れが予算化されておるわけでありましても、この一般会計の方に約三百億ちよつとですかの残留があるわけでありまして、法の解釈からいいますと、繰り入れる必要がないと認めるときということがあるわけでありまして、そうすると、現在三百億を一般会計に残留しているというところは、今年度の場合には繰り入れる必要がないと認められたことによって残留しておられるのか、全額繰り入れられなかったその理由と、今後の残留分の処置について承りたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘の石油税につきましましては、いわゆる目的税といったようなことではございせんが、石油対策に必要とする財源にこれをすべて充当するということで、この六月から創設していただくことになっておるわけでござい

す。ただ、御承知のように、財政資金の需要というものは年によって変わるわけでございます。今後の動向といたしましては、石油対策財源は年々ふえていく、需要はふえていくというふうに見ておるわけでございます。一方、石油税率をその都年度ごとに変えていくということは必ずしも適当でない。一言で申し上げますと、石油対策財源の需給関係を適切に実際に運用していくためには、必要の都度、必要な額を特別会計の方に投入するということの方がいいのじゃないかというかというところでございまして、本年は御指摘のよう

に若干一般会計に残っておりますが、来年度以降、対策財源が必要とする限りにおいて、新規の石油税収入と従来一般会計に残しておくであろう金額を合わせましてその財源として活用することになる、こういうことでございます。

○大成委員 終わります。

○野呂委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○野呂委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

○野呂委員長 次に、本案に対し、山崎拓君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。山崎

拓君。○山崎(拓)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、今後当分の間、エネルギー供給の大宗を占める石油の安定供給を確保するため、石油政策を格段に拡充強化することが重要であることにかんがみ、石油公団と民間石油企業との有機的連携とその役割分担の明確化を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油資源の探鉱開発を一層促進するため、石油公団の探鉱投融資におけるプロジェクト別成功払い制度の導入、日本輸出入銀行の融資に対する債務保証の復活、石油公団による石油技術者の養成の強化とプール制による活用、石油探鉱開発企業の集約化等石油探鉱開発体制の整備拡充を図ること。

二、わが国企業による自主開発原油の引取りを円滑に行うため、国内引取り体制を整備するとともに、今後、重質原油の輸入が増加する見込みであることにかんがみ、重質原油の分解設備の設置を推進すること。

三、石油公団の直接備蓄及び共同備蓄の計画的拡充を図るとともに、その実施にあつては、関係者の理解と協力を得、安全防災対策の確立、関係省庁の連絡調整の緊密化等迅速主義におちいることなく万全の措置を講じ、万遺漏なきを期すること。

四、公団備蓄の実施等石油公団の業務が拡充強化され、巨額な資金を運用することにかんがみ、財政資金の効率的かつ厳正な運用に十分配慮するとともに、そのための体制を整備すること。

五、石油の探鉱開発、備蓄等の拡充強化には、

長期に巨額の資金を必要とするものにかんがみ、石油税収入をその財源とするのみならず、複雑多岐化している石油諸税の合理的なあり方について検討するとともに、石油政策の推進に必要な資金が今後十分確保されるよう措置すること。

以上であります。

各項目の内容は、審査の経過及び案文により御理解いただけると存じますが、項目の第五につきまして補足いたしますと、今後、長期にわたり石油対策には巨額な資金を必要といたします。その財源として新設されました石油税による収入は、法律上全額を石油勘定において支出するのが原則であります。なお、当該年度において石油政策に充当し、残余が生じた場合は、一般会計から石油勘定に繰り入れない場合もありますが、この金額も将来はすべて石油勘定で支出するものであります。

また、今後石油政策を実施する上で現行の財源だけでは不足することも予想されますので、いままからその場合の財源対策について十分検討すべきであるという趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本通商大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして石油対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○野呂委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 内閣提出、特定機械情報産業振興臨時措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武部文君。

○武部委員 機械法について質問をいたしたいと思ひます。

日本の基幹産業の一つである機械工業、電子工業を世界と肩を並べる産業として育成するため、昭和三十一年、三十二年に機械法、さらには電振法がそれぞれ制定されたわけであります。これらは、その後の貿易自由化あるいは資本自由化の試験に對して十分に耐え得るものとしてあるいはまた輸出振興策の對象としてこの二つの工業を助成し、さらに四十六年には、特定電子工業、機械工業の技術向上あるいは合理化、そういう面で振興を図る、こういうことを目的とした機械法に引き継がれたわけであります。中小企業問題など種々の問題が当時からたくさんございましたし、あるいは円高問題、こういう問題がございました。しかし、関連産業における開発を初めとして、その育成のためにはこの三つの法律というのはそれなりに一定の役割りを果たしてきた、このように見ることは間違ひなからうと思ひます。これが本年三月末をもって切れるという時限立法である、こういうことから、ここにポスト機械法として、今回機械法が提案をされてきた、このように理解しておるわけであります。

いま述べましたように、これらの法律が制定された時期は、それぞれにこれらの法律が制定されるその背景があった。それはこれらの法律を取り巻く社会情勢なりあるいは経済情勢があったわけですね。今日の機械法の提出におきまして、単に機械法が期限切れになったからというように単純なものではなくて、折からの今日慢性的な不況とか、先ほど申し上げたような円高問題が非常に深刻になった、こういうわが国の産業を取り巻く社会情勢は、きわめて厳しい状態になっておるわけでありまして、また、これまでこうした法律が扱ってきたところの機械あるいは電子工業についても、その構造が著しく変わってきておる。特に電子計算機と直接的あるいは間接的に関連をなさるいわゆる情報産業の進展というものが顕著になってきた。世界の幾つかの先進諸国では、こうした産業がわが国に相当先んじて根を張り、花を咲かせておる、こういうふうな理解をいたすわけですが、その触手がわが国にも伸びてきつつある、こういうふうな私は理解をするわけであります。こうした認識のもとに、提案の機械法について、これから幾つかの質問をしてみたいと思ひます。

まず、今回提案された法案であります、この名称からも推察できますように、従来のものと若干変わっております。特定機械情報産業を振興の對象としておるわけであります。法案によりまして、従来の機械法の特定電子工業及び特定機械工業に加えて、新たにソフトウェア業が含まれておるわけでありまして、これら三つをもって特定機械情報産業と称しておるようでありまして、いずれ後で、新たに追加されましたソフトウェア業については、その概念とかあるいは具体的な内容について見解をただしたいと思ひますが、その前に情報産業、これもソフトウェア業と同じように新しい言葉であります。新しいゆえに何かとらえにくいところがある。また人々によつてその解釈が異なるという懸念もあると思ひます。したがって、この情報産業というものが一般論として、常識的に言つて何を意味するのか、単にこ

の原案で言うように、この法案の中にありますように、情報産業とはイコール・ソフトウェア業なのか、その点をひとつ情報産業という認識、概念についてはっきりお述べいただきたい、こう思ひます。

○森山(信)政府委員 情報産業の定義につきましては御質問でございますが、その前に、機械情報産業という概念につきまして私どもがどういう理解をしておるかということから御説明をさせていただきます。

今回御審議をお願いいたしております法案の題名にも「特定機械情報産業」という言葉を使つております。この機械情報産業という概念が果たして社会的にどの程度ポピュラーになっておるかということになります、残念ながら、まだ定着したというふうには考え得ない新しい概念でございます。通産省におきましても、昭和四十八年の設置法改正の際に、従来重工業局という局がございましたものを一部分離いたしました、機械情報産業局という名称を使つたわけでございまして、現在法律上「機械情報産業」という名称が使われておりますものは、通産省設置法によるものがその例でございます。

そこで、私どもが機械情報産業と書いております概念をいたしましては、一つは、機械産業があらうかと思ひます。それからもう一つは、情報産業があらうかと思ひます。さらにもう一つ、私どもの理念をいたしますところでは、機械産業と情報産業がコンバインされたような、組み合わせをされたような産業というものが今後起こってくるのではないかと問題意識がございまして、後で、法律的に言いますと、いま申し上げましたように、機械産業と情報産業の総称である、こういうことが一応政府内部の統一見解である、こういうことです。理念をいたしましては、近い将来にそれを包含したような、組み合わせたような産業が出てくるものという期待はございまして、法律上にはいま申し上げたような状態でございまして、

それから、お尋ねの情報産業でございませうけれども、いま申し上げましたように、機械情報産業のうちのひとつの概念をいたしましての情報産業というものがございまして、これを分析してみますと、いま武部先生から御指摘のございましたように、いわゆるソフトウェア産業を情報産業とみなすのかどうかという点につきましては、確かにソフトウェアという点については明らかに情報産業の部類に入るものというふうには考えておりますが、ただソフトウェアだけで情報産業という概念が成り立つかどうかということにつきましては、私どもは若干違ひ見解をとつておまして、いわゆる機械工業の中にございまして、たとえばコンピュータのように、電子計算機そのものが情報産業に使われるような機械工業であれば、それも当然にいわゆる情報産業の範疇に入れないのではないかと、こういうことでございまして、したがいまして、コンピュータは、ハードウェアという面に着目いたしますと機械産業の部類に入りますし、あるいは情報処理のためのマシンであるという立場に立ちますと情報産業のうちに入るということでございます。御質問の御趣旨の情報産業の定義を述べよということでございます、コンピュータとそれを利用するためのソフトウェア及びそれを処理するための情報サービス業が情報産業である、こういうふうな解釈をいたしておる次第でございます。

○武部委員 通産省の情報産業というものの定義については、いまお述べになったことで大体わかりました。後でまた具体的な問題として質問をいたしたいのであります。そこで、先ほど申し上げましたように、機械法から機械法に変わってきた。機械法というのは、その名の通りに特定の電子工業、機械工業を振興の對象としたものでございまして、七年間の時限立法で、これまた先ほど申し上げましたように、去る三月末で期限が切れたわけでありますが、振り返つてみて、七年間の機械法の成果というものはどういふものがあつたらうか、この点を少し

さらに、社会の進歩が急でございますから、七年前に制定をした、立法した法律、特にこの種の臨時措置法は、後になれば当然のこととしていろいろな問題が出てくる、不備な点が出てくる。これは特別措置法のはとんどにそういう内容が見られるわけですが、最近のような情勢の変化に伴つて、この法の問題点あるいは不備な点というものがあつたのか。機電法の成果と、それから七年たつて、七年のうちにどういう問題点が具体的に起きてきたのかという点をひとつお伺いをいたしたいのであります。

○森山(信)政府委員　まず最初に、機電法七年間の成果につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

先ほど先生から御指摘のございましたように、昭和四十六年に機電法という法律をつくらしていただいたわけでございますが、それ以前には、昭和三十一年にいわゆる機振法、それから三十二年に電振法というものが制定されまして、それを受けた法律であることは御指摘のとおりでございます。七年間たったわけでございますが、まず、この七年間のわが国の機械工業の発展という観点からとらまえてみますと、昭和五十一年におきます機械工業の生産額が大体四十二兆程度になっておりまして、これは機電法制定当時比べまして約二倍の成長を遂げたわけでございます。それから、輸出の方は昭和五十一年に約十二兆に達したわけでございまして、機電法制定当時に比べまして、約三・七倍になったわけでございます。こういった工業生産額あるいは輸出額が大幅に伸びたことが果たして機電法の成果であるかどうか、ダイレクツトな評価はできないと思いますけれども、私どもは私どもなりに、こういった機電法というものが、こういった工業生産の増大あるいは輸出の発展に寄与できたのではないかとというふうに考えておるところでございます。

次に、機械工業が発展した理由の一つといたしまして、いわゆる老朽設備の廃棄といましよう

か、設備がスクラップ・アンド・ビルドされたというところが、日本の機械工業の発展の大きな原因ではなからうかと思っておるわけでございますけれども、こういった設備のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドに果たしました機電法の役割りというものは大変大きいと私どもは思っておるわけでございまして、特に開発銀行あるいは中小企業金融公庫等からの設備投資融資、こういうものが呼び水になりまして、いま申し上げました日本の機械工業の設備のスクラップ・アンド・ビルドができたのではないか、こういうふうに思うわけでございます。

それから、もう一つの成果といいたしまして私どもが考へたいことは、機電法といいますものは、先ほども申し上げましたように、従来の機械工業振興法と電子工業振興法を合わせたものでございまして、私どもの考へ方といしましては、当時は機電一体という考へ方がございました。従来は、機械工業あるいは電子工業それぞれの立場で振興

していただくわけでございますけれども、そういうものを組み合わせることによって新しいタイプの商品というのが生まれていくべきではないか、こういう価値観のもとに、いわゆる機電一体ということを理念といたしまして機電法をつくらしていただいたわけでございますして、その最も端的な例を申し上げますと、金属工作機械があらゆるかと思ひます。金属工作機械それ自身はいわゆる機械そのものでございますけれども、最近の金属工作機械と申しますものは、多くのもので電子のいわゆるNC数値制御装置つきというものが、工作機械の大変高いレベルの工作機械ということになっておりまして、これは私どもが機電一体という精神のもとに政策を推進してまいりました結果、そういうった機械と電子の組み合わせというのが生まれてくるようになったということでございます。卑近な例で申し上げますと、時計などその例ではないかと思ひますし、それから最近ではテレビ等におきましてもかなりICが取り入れられまして、装置が非常に簡単になってきた、そう

いったふうに、従来の機械と電子の組み合わせと
いうことが今度のこれまでの機電法の一つの成果
ではないかというふうに考えておるわけござい
ます。

さらに、もう一つの観点で申し上げますと、わが国の機械工業の一つの特性といたしまして、多品種少量生産形態というものがあつたわけでございます。それを機電法によりまして規格の統一ということを大いに努めてまいりまして、場合によりまして共同行為等の指示もしたわけでございますが、そういつたふうに規格の統一というものがだんだんと図られてまいりますと、いわゆる多品種少量生産の形態から大量生産の形態へ移り変わりができたのではないか、こういうものが、言ってみますと、私どものとりました過去の政策、その政策のバックボーンになりました機電法の一応の成果ではないかというふうに、私どもは私どもなりに評価をしてみたい、こう思つておる次第でございます。

○武部委員 機電法の中に共同行為の指示の問題がございましたが、この七年間のうちにこの共同行為の指示について、あるいは命令措置の問題等もございましたが、そういうことが行われた実績はあるかどうか、これをお伺いしたい。

○森山(作) 政府委員 共同行為の指示につきましては、実績といしましては二種類の共同行為がございますまして、一つは規格の制限に関する共同行為でございます。これは九業種ございまして、農業機械、これはトラクターでございますけれども、製品製造機械、土木建設機械、これはパワーショベルが中心でございます。それから化学機械、これは遠心分離機などでございます。それから繊維機械、これは自動糸巻き機械等でございます。それから搬送装置、これは自動仕分けコンベヤー等でございます。それから特殊鋼工具、以上申し上げました九業種は、規格の制限にかかわる共同行為でございます。それから、品種の制限にかかわります共同行為といしまして、玉軸受け・ころ

軸受け いわゆるベアリングがそれに該当しよう
かと思っています。したがって、ただいま先生か
ら御質問のごさいました共同行為の実績につきま
しては、最初に申し上げました規格の制限九業種
と品種の制限一業種を合わせまして、十業種の共
同行為の指示を行ったということが実績でござい
ます。

○武部委員　いま機電法のことをお伺いいたしたわけですが、四十五年に制定をされたＩＰＡ法、いわゆる情報処理振興事業協会法、これが現実あるわけです。したがって、今回提案された機電法とこのＩＰＡ法とはどういう関係を持つのか、同時に、このＩＰＡ法というものは四十五年制定以来どういうことをやってきたのか、これをちょっとお伺いしたい。

○森山(作) 政府委員　ただいま先生から御指摘のごいまいしたように、昭和四十五年に情報処理振興事業協会等に関する法律をつくらせていただいたわけでございます。通称これをIPA法と呼んでおるわけでございますので、以下IPAと説明させて頂いたたくわけでございますが、それに対しまして今回のいわゆる機情法、その相違でございますが、まず基本的な考え方から申し上げますと、従来のIPA法は、言ってみますと情報化社会の進展にいかに対応するかということから法律をつくらせていただいたわけでございます、具体的に申し上げますと、コンピュータの設置というものがあるんだと進んでまいる、そういうたものに対して社会的にこれをどう受けとめていくかという観点での振興法と申しましようか、そういうものでございまして、メーカーに対します助成、これはメーカーと申しますのはコンピュータメーカーあるいはソフトウェアメーカー等を含みますけれども、そういうものに對するだけの助成措置ではございせん、ユーザの立場からの振興も図っていくべきではないか、つまり、情報化社会を実現していくためにいかなる政策手段をとったらいいかということを目といたしましてつくられた法律でございます。

めてまいるわけですが、具体的に政令で決めるわけですので、いまの段階でいうものが指定されるであろうことを申し上げる段階ではございませんけれども、せっかくの御質問でございますので、予想されます業種を参考までに申し上げますと、まず、試験研究促進に該当する業種といたしましては、超高性能の計数型電子計算機、これはいわゆるFS対抗というものでございます。それからバブル・ドメイン素子等の新たな機能素子が電子機器の分野で予想される品種でございますし、機械の関係で申し上げますと、高性能の公害防止装置あるいは高性能の粉末冶金製品等があるかと思っております。それから次に、工業生産開始等の促進機構といたしましては、電子機器の部門におきましては化合物の半導体材料が予想されます。それから、機械の部門におきましては電子計算機制御自動設計装置というものが予想されます。さらに、合理化促進の機構といたしましては、電子機器の部門におきまして集積回路あるいは医療用電子応用測定器が予想されますし、機械の部門におきましては特殊鋼工具あるいは鍛圧機械、こういったものが予想されるわけでございます。

○武部委員 私は、ハードウェアのことについていま申し上げたわけですが、いまの御答弁で対象がややわかってまいりました。これはこれで結構です。

次に、ソフトウェアについて伺いたいと思うのです。

IPA法にもソフトウェア業というものの定義がありますし、それから機械法にもその定義がございます。単にコンピュータを所定の目的に合せて効率よく動かせるためのプログラムをつくる、そういうような抽象的なことではなくて、これからソフトウェア業については保護育成の対象にするんだということになっておるわけですから、ある程度はしっかりした解釈しておかなければならぬ、このように思うわけです。したがって、ソフトウェア業とは一体どういう概念なのか、これをひとつお聞かせをいただきたいのですが、いま申し上げましたように、IPA法の第二条には「ソフトウェア業」とは、他人の需要に応じてプログラムを作成の事業をいう。こう書かれております。機械法には、このIPA法の第二条で言われたことに続いて、「特定の事業者の需要に専ら応じてプログラムを作成する事業を除く。このいうふうな書かれております。私は、いま申し上げたように、ちょっとソフトウェア業というものが抽象的でよくわからぬのですが、この概念について通産省はどういうふうな考えておるか、これをちょっと端的にお述べいただきたいのです。

○森山(信)政府委員 ソフトウェアの定義というのは大変むずかしいわけですが、私も、私どもでは、たゞいま先生から御指摘のございましたように、IPA法の第二条第三項に規定がございまして、それを一応法律上のソフトウェア業の定義として使っておるわけでございます。御指摘のとおり、他人の需要に応じてプログラムを作成する事業というものをソフトウェア業と呼んでいるわけでございますし、その際、プログラムとは何だという議論になりますが、そのプログラムとは、電子計算機に対して問題の解決方法あるいは作業手順等を指示する一連の命令をプログラムという、こういうことを定義しておるわけでございます。したがって、ソフトウェア業と申しますものは、いわゆるIPA法の中に規定されております定義と全く同じ扱いをしたいということでございますが、武部先生から御指摘のございましたように、今回御審議いただいております法案の中では若干例外を設けておまして、特定の事業分野に属するものを除くという表現を使っておるわけでございます。

したがって、いってIPA法上のソフトウェア業とそれから機械法上のソフトウェア業の違いを申し上げますと、IPA法上はいわゆるソフトウェア業は全部ひくるる、こういう感じでございますが、私どもの方は汎用的なものをこの法律に言うソフトウェアと考えるということでございます。

ざいまして、特定の事業目的のためにつくられるプログラムをもつて作成するものにつきましてはこの法律の対象にしない、こういう違いを一応法律上はさしていただいているということでございます。

○武部委員 それは直接的なわけの下請、そういうような形のは業と云わないというふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○森山(信)政府委員 そういう意味ではございませんで、特定のプログラムをもつてつくることを業としておられる方々、たとえば鉄道関係で申しますと、国鉄のみどりの窓口的なもの、そういうものをもつてつくるおられるソフトウェア業という方が一部いらっしゃるわけでございます。まして、専業のソフトウェアメーカーの方は今回の法律の対象にはないということでございまして、下請、親請の関係は全く関係ございません。

○武部委員 わかりました。

次に、分類について伺いたいのでありますが、ハードウェア、いわゆる単体機械の生産については、たとえば農業機械あるいは土木建設機械、化学あるいは繊維機械、こういうふうに分類が簡単であります。分類が簡単ですから、その中で何だというふうな指定すれば事は運ばれるわけですから、ところが、ソフトウェアの場合というのは、これをどう分類をして指定するのか、たとえば運輸関係に使われるソフトもあればあるいは教育関係、医療関係、通信関係、そういうふうな非常に広い分野にその用途が広がっておるわけです。どういう用途別にするか、それとも何か別の方法を考えておられるか。この分類についてはどういうふうにお考えになっておるか、これを具体的に聞かしていただきたい。

○森山(信)政府委員 機械工業、電子工業につきましては、御指摘のとおり、それぞれの産業の形態に際しまして作成いたします機器も違つてまいるわけでございます。御指摘のように、たとえば農業機械でございますと化学機械等があるわけでございますので、具体的に本法案の中に規定

されております高度化計画その他の施策の対象となる機器といたしましては、別途政令で定めるわけでございます。したがって、機械及び電子につきましては政令またはということになりましたが、ソフトウェアにつきましては、一応ソフトウェア業というものを一本でとらえておりまして、その中で特殊の、先生お述べになりました運輸関係あるいは建設関係に特化されたようなソフトウェア業というものを指定することは全く考えていないわけでございます。したがって、これは先ほどお答えいたしました答弁とも関連するわけでございますけれども、本法案の中で規定いたしておりますソフトウェア業と申しますものは、そういった運輸なり建設なりに特化したようなソフトウェア業は本法案の対象にいたしておりませんので、それ以外のいわゆる汎用性のあるものを振興するという観点から、ソフトウェア業は一本で考えるということでございまして、機械及び電子工業と違ひまして、政令指定ということとは内訳としては考えていないということでございます。

○武部委員 そこで、ソフトウェアあるいは先ほど述べになったようにプログラム、こういう問題については、やりとりをいたしましたように、一般的にコンピュータというものをうまく使ひこなし、そして利用技術がどうなるか。これはなかなかむずかしいことですから、私はこれから述べたいことは、近年コンピュータシステム、すなわちコンピュータ本体、それから関連装置、ソフトウェア、こういうもののコストの比率というものを調べてみますと、コンピュータの利用が高度化することによって、人間の頭脳と手作業によつて開発されるわけですから、いわゆるマンパワーを必要とするソフトウェアの比率が非常に大きくなっていくわけですね。これを十年間の比較で見ますとこういう結果になります。だんだんこのソフトウェアの比率の方が大きくなってきておる。たとえば一九六〇年の初めには、コンピュータのコストは本体が六六%、周辺装置が二二%

ざれております高度化計画その他の施策の対象となる機器といたしましては、別途政令で定めるわけでございます。したがって、機械及び電子につきましては政令またはということになりましたが、ソフトウェアにつきましては、一応ソフトウェア業というものを一本でとらえておりまして、その中で特殊の、先生お述べになりました運輸関係あるいは建設関係に特化されたようなソフトウェア業というものを指定することは全く考えていないわけでございます。したがって、これは先ほどお答えいたしました答弁とも関連するわけでございますけれども、本法案の中で規定いたしておりますソフトウェア業と申しますものは、そういった運輸なり建設なりに特化したようなソフトウェア業は本法案の対象にいたしておりませんので、それ以外のいわゆる汎用性のあるものを振興するという観点から、ソフトウェア業は一本で考えるということでございまして、機械及び電子工業と違ひまして、政令指定ということとは内訳としては考えていないということでございます。

○武部委員 そこで、ソフトウェアあるいは先ほど述べになったようにプログラム、こういう問題については、やりとりをいたしましたように、一般的にコンピュータというものをうまく使ひこなし、そして利用技術がどうなるか。これはなかなかむずかしいことですから、私はこれから述べたいことは、近年コンピュータシステム、すなわちコンピュータ本体、それから関連装置、ソフトウェア、こういうもののコストの比率というものを調べてみますと、コンピュータの利用が高度化することによって、人間の頭脳と手作業によつて開発されるわけですから、いわゆるマンパワーを必要とするソフトウェアの比率が非常に大きくなっていくわけですね。これを十年間の比較で見ますとこういう結果になります。だんだんこのソフトウェアの比率の方が大きくなってきておる。たとえば一九六〇年の初めには、コンピュータのコストは本体が六六%、周辺装置が二二%

いし二三%、ソフトウェアは一〇ないし一五%でありました。それが一九七〇年に入って調べてみますと、本体が七ないし八%になっております。周辺装置は二二ないし二三%になっておりますが、ソフトウェアの部分は実に七〇%、十年前にはわずかに一〇%ないし一五%であったこのコンピュータコストの中で、ソフトウェアは実に七〇%を占めるようになってきているわけです。

しかし、従来からのいささつで、コンピュータ本体、すなわちコンピュータハードの製造というものとソフトウェアの作成とがなかなか分割しにくい面がある、私はこれが実情だと思っております。メーカーサイドの、いわゆる市場の競争の激化によってコンピュータ本体との抱き合わせでソフトウェアの無償提供、こういういわゆるダンピング状態というものが近年非常に多い、このような現実にあると私は思います。もちろんこの大手のメーカーでは、コンピュータ本体とソフトウェア、すなわちソフトとハードの費用についてはそれぞれ別々に必要な金額を利用者からもちろ、いわゆるアンバンドリングシステムというやり方をとっており、こういう傾向、導入の方向にある、これは間違いないと見てよからうと思えます。いわゆるソフトの独立とか自立という方向に動いていることも事実です。

しかし、また一面、このソフトの製造部門が独立をしてソフト一本やりでやっている、こういうことで、まさにソフトウェア業そのものを営んでおる事例が近年非常に増加してあるようでありま。す。こういうふうな、独立をしてソフト一本やりでやり始めておるけれども、これらはまさに下請多重構造によってきわめて零細な規模であります。したがって、この企業は非常に不安定だといことが言えるわけです。したがって、ここで働いておる労働者はきわめて低い賃金で、きわめて長い労働時間、いわゆる低賃金、長時間労働をやっておる、こういう劣悪な労働条件に置かれておるわけです。したがって、この法案で述べられておるように高度化計画の策定ということは確かに必

要でありますけれども、こういうソフトウェア業界というものは、高度化計画以前の問題として近代化を図る必要があるのじゃないか。少なくともこういう連中に対して、この法律の制定によって企業基盤の確立、さらには関係する労働者の労働条件の向上について、しっかりとこの法律で高度化の前にもそういうものについての的確な判断と措置をとってもらいたい、このように思うわけですが、ここでこの問題について通産省の明確な態度をお述べいただきたいと思えます。

○森山(信)政府委員 先生がいま御指摘になりましたいわゆる情報処理コストに占めますソフトウェアコストの比率の推移でございますが、これは私も一応調査いたしておりますが、先生がお述べになりましたのは、恐らくOEC Dの技術格差報告書をお調べになった数字ではないかと思うわけでございます。御指摘のとおりでございます。十年前にソフトウェアコストが一〇%ないし一五%でございましたものが、一九七〇年代の後半になりましたと七〇%ということでございます。これはやはり情報処理上に占めますソフトウェアの役割りの大きさをあらわすものではないかというふうな考えをわけでございます。

ソフトウェアと申しますのは、いまのところ非常にマンパワー的な要素が強い業種でございます。大変知的労働と申しましょうか、そういうものに頼る分野の強いものでございますので、ある意味では労働生産性の高い業種ではないかと思えます。そこで先生から御指摘のございました労働条件の問題等が生まれてくるのではないかと申すわけでございます。私もソフトウェア産業というものを所管いたしております立場からいいますとも、そういう産業の中におきましていわゆる労働関係法規に違反するようなことがありま。す。と大変ゆゆしい問題となるわけでございます。で、常に業界の方々には労働条件につきましての厳重なる注意を喚起しておるところでございますし、特に労働法規に違反することのないような要請はたびたび続けておるわけでございます。

さらに加えまして、私どもの立場から情報処理技術者問題というものを研究してみたいということとを考えておりました、そういう産業としてのソフトウェア業のあり方とは別個に、技術者の側から見たソフトウェア業のあり方というのはどうあつていかなるべきかという勉強もやるべきではないかということで、一般会計予算から二百万ほど予算をもらいまして、これはその勉強をしてみたいと思つておりました。そういうことを通じまして、ソフトウェア産業に働かれる労働者の方々の労働環境の環境アップと申しましょうか、そういうものにつきま。す。の勉強を大いに続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、もう一つつけ加えて申し上げますならば、ソフトウェア産業のあり方を通じましても労働環境の改善向上というものが考えられるのではないかとこのことでござい。ます。たとえばソフトウェアの生産技術の自動化でござい。ます。とかモジュール化というものをどんどん進めてまいりますと、ソフトウェア業に働かれる知的労働者の方々が比較的作业がしやすくなるのではないかとこのことでござい。まして、いわゆる労働環境の整備という観点からのアプローチと、こういう生産技術を開発すれば労働条件が仕事の上から改善されるか、そういう側面からのアプローチも必要ではないかというところでござい。まして、その両側面を通じて労働環境の改善向上というものに努めてまいりたいというふうに考えるわけでござい。ます。

さらに、高度化計画の以前にそういうことをやるべきではないかという御指摘もござい。ます。ので、御趣旨を踏まえまして、そういう方向で勉強してみたいというふうに考えているところでござい。ます。

○武部委員 いまの問題は非常に現実の問題でござい。まして、ぜひこの法案が成立した後で直ちに手を打っていただきたい。高度化の問題は後で触れますが、こうした不安定で劣悪な労働条件、こ

ういう産業が現実存在をしておるわけですから、そういう対象に対しては、いまお述べになつたような考え方でぜひ最も力を入れてやっていただきたいということを述べておきたいと思いま。す。

そこで、次に移ります。

単にソフト作成だけではなくて、最近脚光を浴びておるところの情報処理サービス業、すなわちコンピュータの本体というのとはどこかのメーカーから調達をしてきて、これを使って自分で開発をする、そういうソフトウェアを用意して、いわゆるお客のために計算や処理サービスするものがどんどんふえてきておるわけです。ですから、単にソフトウェア業といっても、現実的には私がいま述べたように、ハードの製造と一体となつてやつておるもの、処理サービスと一緒になつてやつておるもの、あるいは完全に独立のものというふうな三つの形態に分かれておる、このように理解をしてよからうと思つておる。ます。

それで、この三つに分かれておるものを総括をしてソフトウェア業というふうにあな。たの答弁を聞いておるとおるわけ。です。もしそうだとするならば、独立しておるものははっきりしておるわけ。です。から結構ですが、あと二つ、いわゆるハードの製造と一体となつてやつておるもの、あるいは処理サービスと一体となつてやつておるものについては、ソフトウェア業の部分を明確に分離することができ。る。だろうか、こういう点について私はちよ。つと疑問に思つておる。です。こうした部門でいわゆる高度化計画とい。うことを考えても、ハードと一体あるいは処理サービスと一体となつておると、たとえは合理化をするとい。うことになつた場合に目標が簡単に立つ。だろうか。ま。ぜつ。こになつておるわけ。です。から、簡単にそういう合理化の目標ができる。だろうかとい。うことを、私は素人だけれども、疑問に思つておる。です。ちよ。つとややこしい質問で答えにくいかもしれ。ませんが、私はそのように思つておる。です。局長はどういうふうにお考え。でしょうか、聞か。して。いた。だ。き。たい。

○森山(信)政府委員 ソフトウェア業の形態とい
たしまして三つぐらい考えられるということとは御
指摘のとおりでございます。まず、コンピュータ
メーカーの立場からソフトウェアを生産するとい
う形態がございますし、それから情報処理サービ
ス業との兼業の形のものもございますし、三番目
のタイプといたしまして、ソフトウェア業のみの
いわゆる専業というタイプがあることは御指摘の
とおりでございます。

そこで、最初に申し上げましたコンピュータ
メーカーがソフトウェアを生産するというものは
比較的把握がしやすいだろうと思うのでございま
す。ただ、売上高で見ました場合に、おおむねコ
ンピューターメーカーにおきましてはソフトウェア
も含めました売上高ということで発表いたしてい
ると思います。それぞれのコンピュータメー
カーの売上高に占めるハードの金額とソフトの金
額を区別するということはなかなか大変だと思ひ
ますけれども、観念的には一応分け得るのではな
いかと思うわけでございます。

それから、御質問の御趣旨は、特に二番目の形
態の、いわゆる情報処理サービス業との兼業のタ
イプのものが、この部分がソフトウェアの作成で
あって、この部分が情報処理サービス業の範疇で
あるという区分けがしにくいのではないかと、こ
ういう御趣旨に了解したわけでございますが、それ
は御指摘のとおりでございます。同じ会社の方
であつても、この部分がいわゆるソフトウェア業
であつて、この部分が情報処理サービス業である
という区分けは非常にむずかしいのではないと思
うわけでございます。現にこの業界におきまして
は、ソフト協とセンター協というふうなソフトウ
ェア部門の協会もございますし、あるいは情報処
理サービス業の部門の協会もございます。多く
の会社の方々はその両方の協会に加入しておられ
るという状態でございます。そこで渾然一体と
なつて情報サービス業を営んでおられるわけでご
ざいますので、ソフトウェアと情報処理サービス
業とを業としてはつきり区分するということとはな

なかなかむずかしいのではないかと気がいたし
ます。

ただ問題は、情報処理サービス業を営まれる方
におきましてソフトウェアは必ずお使いになる
わけでございますので、そのソフトウェアをお使
いになるのを、よそから買つてお使いになる方と、
みずからおつくりになる方と両方ございますの
で、共通して言えますことは、どちらの事業を営
まれる方におきまして、ソフトウェアは必ずお
使いになるということとはつきりしておるのでは
ないかということでございます。

○武部委員 この機会にちよつとお伺いしておき
ますが、現在のわが国の情報処理マーケットの総
体的な金額はどのくらいで、その中でソフトウェア
業の分野はどのくらいで、情報処理サービス業
の分野はどのくらいか、これは金額でちよつとお
述べただけでございせんか。

○森山(信)政府委員 ソフトウェアのマーケット
というところまでは実は大変むずかしいわけでご
ざいます。一応供給サイドから見ましていわゆ
る売上高から申し上げますと、大体現時点におき
まして三千億くらいの売り上げがあるわけでご
ざいます。これはソフトウェアと情報処理サービ
ス業を合わせた数字でございます。いま申し上げ
ましたように、供給サイドからの数字でございま
すから、マーケットといたしましてはもう少し潜
在的な需要はあるのではないかと思ひます。しか
しながら、供給の体制から三千億くらいの売り上
げということでございまして、そのうちソフトウ
ェアに関するものが約八百億程度くらい、その残り
はいわゆる情報処理サービス業関係、こういうよ
うな了解を私どもはしておるということございま
す。

○武部委員 わかりました。
そこで、この法案の内容をもう二、三点お伺い
をいたしますが、このIPA法の情報処理振興事
業協会は、法律の第七条「目的」のところ、ソ
フトウェア業に対する助成ということを目的とし
ていることになるわけですが、今回の機情法に

よつても同じようなことがあるわけですが、ソフ
トウェア業に対してなIPA法並びに機情法の
両方、二重の助成が必要なのか、この点はどうで
しょうか。

○森山(信)政府委員 ソフトウェア業の重要性と
いいますものは、かねて私どもが主張しておる
ところでございまして、いま御指摘のとおり、昭和
四十五年IPA法が制定されましたソフトウェア
業に対する助成を続けていたわけでございます
が、別途ただいま御審議いただいております機
情法の中でもソフトウェアを取り上げましたゆえ
んは、従来機情法で振興を図ってまいりましたの
がハードウェア中心であつたわけでございます
で、これに對します一つの反省といたしまして、
ハードウェアとソフトウェアというものをいかに
うまく有機的に組み合わせていくかということ
が、今後の日本の機械工業なりあるいは日本の経
済、社会上のニーズの立場からいっても必要な
ことではないか、こういう観点からソフトウェア業
を機情法の対象にいたしましたわけでございます。
したがひまして、機情法の体系上ソフトウェアとい
うものを取り上げるわけでございますけれども、
別途IPA法を通じてソフトウェア業という
ものの振興も図っていくということございま
す。

もう一つつけ加えて申し上げますと、機情法の
中にソフトウェア業を入れたということは、ソフ
トウェア業そのものの振興を図るといふ観点もご
ざいますけれども、従来振興を図ってまいりまし
た機械なり電子工業というハードウェアとソフト
ウェアとをいかにうまく組み合わせていくか、こ
れが新しい時代のニーズに対応できる大きな方法
ではないか、こういう価値観のもとにソフトウェア
業を入れたわけでございますので、IPAの方
から機情法の方へ横すべりをさせるためにソフ
トウェア業を入れたという観点は全く違つたわけ
でございます。

○武部委員 それではもう一つ。
機情法第十三条に大規模事業等に対する事業計

画変更などの勧告というのがございますが、機情
法においてはソフトウェア業についても同じ
ように適用する、こういうことですか、これを
ちよつとお伺ひします。機情法第十三条、大規模
事業等に対する事業計画変更。

○森山(信)政府委員 ただいま御指摘のございま
した大規模事業に対する勧告の規定でございます
が、従来機情法にもございましたし、新しくお出
しいたしました機情法案の中にも規定として盛り
込んでおるわけでございます。

そこで、先ほどお答えいたしましたように、新
しい機情法案の中にソフトウェア業を入れたわけ
でございますので、当然に新しい法案の中でも、
大規模事業に対する勧告の対象といたしましてソ
フトウェア業を考慮してみたいというふうにお考
へております。ただ、具体的にソフトウェアに對しま
して発動ということとを当面考えているわけではご
ざいせんけれども、法律的には当然対象にはなる
というふうにお考へております。

○武部委員 じゃ、もう一つ。
同じ機情法第十三条の勧告事項であります、
日本電信電話公社に對してもそのような勧告をす
ることが理論上可能でありましょうか。電電公社
に對して、いまの第十三条の勧告についてこれが
可能であるかどうか、それはどのように解釈され
ますか。

○森山(信)政府委員 日本電信電話公社及び国際
電信電話株式会社につきましては、先生御承知の
とおり、電気通信の規律という観点からそれぞれ
の法律があるわけでございます。郵政大臣が監
督しておられるわけでございます。したがひま
して、本法案の運用上対象として取り扱うことは
全く考えていないということでございます。

○武部委員 わかりました。
そうすると、電電公社並びにKDDについては、
この法案の対象外であるというふうに理解してよ
ろしゅうございませぬ。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおりでございま
して、本法案の対象として考えることは全くいた

しておりません。

○武部委員 次に、機情法第十六条、新法第十六条によるいわゆる業務や経理に関する報告の徴収、こういうことがございますが、ソフトウェア業についてはどのような事項について業務や経理に関する報告の徴収をしようとしているのか、これをお伺いしたいと思います。

○森山(信)政府委員 法案の十六条の規定によります報告の徴収でございますが、これは高度化計画の策定等本法の施行に必要な限度において行われるべきものでございまして、そうした観点から、ソフトウェア業につきましても必要最小限の内容にいたしたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、高度化計画を定めるに際しましては私も必要と考えております。たとえ生産額でございましてあるいは従業員数でございまして試験研究等技術開発の動向等を私どもといたしましてはお聞きをしたいということでございます。もちろんいま申し上げましたことのほかにも若干お聞きしたいところがあるかもしれませんが、これは高度化計画を定めるに際して必要最小限の内容に限るべきである、これが法律上の制約でもございまして、そういう考え方で報告を求めたいというふうに考えております。

○武部委員 必要最小限という、これは非常に抽象的な言葉ですが、業務や経理の内容をどの程度まで報告——これは私は、ひょっとすると問題になると思うのです。ですから、必要最小限というのはどういう程度でしょうか。その点については、もうこれ以上のことは抽象的になって答弁できませんか。

○森山(信)政府委員 従来、機電法の際は、たびたび申し上げておりますとおり、ハードウェアを中心に行ってまいりましたわけでございますので、ハードウェアに対します報告徴収の実績等はございますけれども、ソフトウェアに関しましては、今回初めてお願いするわけでございますから、いまの段階で具体的にどうということにつきまして

告を求めるかということをお聞き上げますことは、大変困難じゃなからうかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、生産額でございましてあるいは従業員数といったものをお聞きするわけでございますから、その程度のデータというふうに御理解をいただければ大変幸いです。思うわけでございます。

○武部委員 機情法の第三条の「高度化計画」について質問をしたいのでありますが、この第三条で言う高度化計画の策定並びに推進、これは非常に結構なことですが、これがただ単に一方的に政府やあるいは経営者側のものであつてはならぬ、これは当然だと思つております。したがつて、高度化計画を推進する、こういう計画の段階において、たとえば産業別にそこに働いておる労働者の代表がこれに参加し得る、こういうような産業別の審議会を設置する。こうしたことを義務づけるような措置によつてそこに働いておる関係労働者の意見を反映する場をつくる、これは私は非常に大事なことだと思つております。

さらに、この高度化計画の推進に当たつて、中小企業が今日置かれておる立場というものを考えたときに、そういう中小零細企業の切り捨てとかあるいは労働不安だとか、そういうものを惹起させないように、当然のことながら、雇用の確保とかあるいは中小零細企業の育成と近代化を図る、こういうことが前提でなければならぬと思つております。高度化は結構だけれども、その前提となるものは中小零細企業の切り捨てであつてはならぬし、雇用の不安定であつてはならぬし、そういう立場から雇用の安定確保あるいは中小零細企業の育成あるいは近代化、こういうことについて最も力を入れるべきではなからうか、こう思つております。したがつて、この問題は、今日のわが国の政治的なあるいは社会的な重要問題になつておる不況の克服と雇用の安定、こういう問題を避けて通つてはならぬ。しかも、この法律の制定によつてこうした中小零細企業がさらに深刻な状態に追い込まれていくような、そういう役割をこの法

律が果たすとするならばこれは重要な問題だ、このように思つております。

したがつて、私が言わんとするところは、高度化計画の推進結構、計画も結構です。しかし、その推進に当たつては、いま申し上げたような、そこに働いておる中小零細企業の労働者の意見というものを産業別に組み立てていった審議会の中に十分取り入れて反映をしていく、こういう中で中小零細企業に働いておる労働者の雇用の安定が図られ、同時に中小企業の近代化が促進されていく、こういうかっこうのものを目指していただきたい、こういうふうに強く私は主張したいわけですが、通産大臣の見解を承りたいのであります。

○河本国務大臣 今度の法律の一番中心は、いまお述べになりました第三条でございます。第三条で高度化計画をつくることになっておりますが、この場合には当然、この業界には中小企業あるいは下請企業が相当多くて、幾つかの労働問題がございまして、先ほどもその問題につきまして質疑応答がございましたが、その点は十分配慮するようになつていただきます。

○武部委員 そこで、この問題に関連して、いま産業別の審議会ということをお聞き上げたいわけですが、この業界にもたくさん業種があるわけですから、そういう面で産業別の審議会というようにものをつくつて、その中にそういう働く労働者の代表を参加させることが必要だということを述べたわけですが、局長はこういう問題についてどういふふうにお考えでしょうか、具体的な問題ですからお述べいただきたい。

○森山(信)政府委員 審議会の規定は本法の第十五条に規定をしておるわけでございます。主務大臣は、次に掲げる場合には、航空機・機械工業審議会に諮問しなければならぬ。というわけでございまして、一号、二号、三号とございまして、御指摘の高度化計画の場合も、この航空機・機械工業審議会に諮問しなければならぬということになつておるわけでございます。したがつて、私どもの立場といたしましては、この法案

によりましてある種の行政行為をします際には、必ずこの航空機・機械工業審議会に諮問をするということを考へておるわけでございます。御指摘の産業別の審議会という考え方もあるかと思つておりますが、具体的にいたしたいと思つておる審議会に諮問をしたいと思つておるわけでございます。しかしながら、こういった大きな審議会というものも法律上必要になつておりますけれども、分科会その他におきまして先生の御指摘の御趣旨を十分生かせるような形で運用を検討してみたいというふうに考へておる次第でございます。

○武部委員 いま局長が述べられたように、確かに審議会の設置というのはこの中にございまして、いまお述べになったとおり航空機・機械工業審議会、これ一つになつておるわけですね。私が申し上げたのは、最初の質問からすると述べますように、この産業の中には非常に複雑であります。複雑ですから、そういう面でもぜひこれが産業別に細分化をされて、その産業別の労働者の意見が反映できるような審議会になつてほしい。こう思つておりますが、法律の上からはそうなつておらない。したがつて、いま現実の取り扱いとしてお述べになつたように、何かこれにかわるべきやういふものをつくつていただいて、そしてその業界の具体的な問題が行政の上に反映されるやうな配慮はぜひとつていただきたい。こういう点を重ねて要望し、それが法律とか言わないでも結構ですが、本当なら義務づけていただきたいのだが、具体的にそういうことが実施できる、実施したいというふうにお考えになつておるかどうか、この問題は私も大変重要に思つておりますので、もう一遍お考えを述べていただきたい。

○森山(信)政府委員 ただいまの点につきましては、私どもも大変強い関心を持っておるところでございます。先ほどお答えいたしましたとおり、本法上の取り扱いといたしましては航空機・機械工業審議会に諮問をするというたてまえになつておりますが、現実の問題といたしまして、その審議会のもとに各種の分科会を設けることによつ

ておられると、航空機・機械工業審議会に諮問するわけでございます。したがつて、私どもの立場といたしましては、この法案

したいと考えるわけでございます。ただ、産業別にすべての分科会を網羅できるかどうかは若干問題がございますので、それぞれの分科会におきまして、御指摘のございましたたとえ雇用問題あるいは中小企業問題、こういったものに十分たえらるるような委員の人数につきましては十分な配慮をまいりたい、かように考える次第でございます。

○武部委員 次に、内容をあらと変えまして、OECDの問題をちよつと触れておきたいと思いますが、OECDの保護政策排除ということが取り上げられております。すでにことしの二月末にパリでOECDの経済政策委員会が開かれて、ガイドラインについては意見が一致したという報道がされております。さらに、ごく最近、六月十四日ないし十五日にOECDの閣僚理事会が開かれてこの問題を取り上げる予定になっておると聞いておるわけですが、さらに、七月に開催されます先進国首脳会議でも、いわゆる保護政策排除の構想が合意されるかもしれない、こういう報道が出ておるわけでありませう。

そこで、通産大臣にお伺いをしたのでありますが、このOECDにおけるところの保護政策排除の方向というものと、保護政策とそれとの機情法、そうなるべくとこれは相入れないように思われるわけですが、OECDは、この構想のもとに夏ごろまでに政府介入に対する何らかのガイドラインをつくらう、六月の閣僚理事会までというガイドラインをつくらうという構想のようでありませうが、大臣としてこの機情法と保護政策の問題についてどういふようにお考えかを伺いたいと思ひます。

○河本國務大臣 OECDでは、いま御指摘のような問題が取り上げられて議論されておりますが、この問題はこれからの問題でございまして、結論はどういふふうになるか、いまのところははっきりいたしません。

ただ、今回御審議をお願いしております法律は、日本にとりましては産業構造の転換はいかにある

べきか、こういう観点からこの問題を取り上げておるわけでございます。わが国は資源エネルギーがございませぬし、数年前のオイルショック以降この問題に対応しなければなりません。資源エネルギーの諸問題に対して日本はどう対応しながら産業構造の転換を図るべきか、こういう課題でもございませぬし、さらにまた、近隣諸国からの追い上げがございまして、その面からも産業構造の転換を図っていかねばならない。いわば日本が、いま申し上げましたような諸情勢に対処いたしまして産業構造の高度化を図っていく、さらに一層高度な機械情報産業を中心に日本の産業を組立てていく、こういうわが国としての基本的な産業政策の戦略という意味から今回の法律をお願いしておるわけでございます。OECDでいま御指摘がございましたような問題について仮に議論があったとしたとしても、この法律とそを来すものではない、このように私どもは信じております。

○武部委員 いろいろと質疑を続けてきたわけでありませうが、私は、情報産業というものは単にソフトウェア業だとは言いがたい、最近のほとんどん発達をしてきたいわゆるビジネスであるところの情報処理サービス業、こういうものについてももっと何らかの対策を講じなければならぬ、これは間違いない事実だと思ふわけですが、それは、先ほど十年間のコストの比率を申し上げましたけれども、このように形態はどんどん変わってきておる、これは紛れもない事実だと思ふわけですが、この機情法の提案に関して新聞や雑誌の世論を見ても、やれ積み残しだとか片手落ちだとかあるいは省庁間のなわ張り争いじゃないかというふうなことが、活字になって私どもの目につくわけですが、そこで、考えてみれば、情報産業については、かつてはコンピュータのハードをつくるものがその大きな部分を占めておった、これも今日までの経過を見れば間違いなく明らか事実であります。しかし、最近はこのソフトの占める部分の方

がはるかに多くなつておるわけですが、そうして、

同時にその範囲は非常に広がつて、近年は金融あるいは証券関係を始め、科学技術の分野にまで及んでおる。いわゆる幅が非常に広がつて、かつまた奥行きが深くなつてきた、そういうものと見てよろうと思ひます。いわゆる高度の専門情報を扱うデータベースというものが実用化されておる、完備されつゝある、こういうふうに見てよろうと思ひます。したがつて、こうした情報の検索あるいは各種の計算処理のためのコンピュータパワーをだれもが手軽に利用できるような手段に提供するいわゆる情報処理サービス業というものも非常に台頭してきたということも、これも無視できない姿だと思ひます。ただ、今回の機情法で、同じ情報産業の中の一つだということ

で、こうしたいわゆるサービス業も一括して含めて考えるべきかどうかについて若干問題もあるというところで、この対象とならなかつた、対象から外れたというふうに見て私はよろうと思ふわけですが、しかし、こうしたいわゆる将来の非常に可能性を秘めた未来志向型のビジネスの育成について、別途なるべく早い機会に政府としても何らかの方策を講じる必要があるのではないか、このように思ふわけですが、このことについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○森山(信)政府委員 今回、機情法案を国会へお出しするに際しまして、政府原案作成の段階で私どもが大変慎重に検討をいたしましたポイントの一つが、いま先生から御指摘のあった点でございませう。率直に申し上げまして、情報処理サービス業を本法案の対象にするかしないかというものは、最後の段階まで私自身も大変悩んだわけでございますけれども、ただ、本法案のいわゆるビヘーピアと称するものが、先ほどからお答え申し上げておりますとおり、従来のハードウェアにプラスいたしましたソフトウェアというものをいかにうまく組み合わせていくかということに主眼を置いたという観点から考えますと、必ずしも情報処理サービス業というものはそういう観点にはふさわしくない面もございませう。ただ、そういう形で

同時にその範囲は非常に広がつて、近年は金融

情報処理サービス業がいわゆる置いてきぼりにされたというふうなことがございませうと、これは大変な問題だということもございまして、御指摘のとおり、今後のわが国の産業構造高度化の一翼を担うべき情報処理サービス業というものは、大変な重要性を持つ産業であるわけでございます。したがつて、今回機情法案の対象に外れたということが、その情報処理サービス業の持つ意義というものを全く無視したというふうなことでないことだけは、ぜひ御理解を賜りたいと思ふわけでございまして、私どもは、別途の観点から、情報処理サービス業に対しまして振興助成策というものはますます強化をまいりたいというふうな考えております。

具体的には、再三お答え申し上げましたとおり、いわゆるIPAを通じます助成もございませうし、その他開発銀行、中小公庫等を通ずる金融面での助成もございませうが、別途何らかのところで、情報処理サービス業の今後のあり方につきまして検討すべき場というものを必要に応じて設けてまして、そこで、今後どういふふうなところで産業構造的に情報処理サービス業というものを振興していったらいいかというところの十分なるディスカッションをしていただくような場の設置も必要に応じて検討をしてみたい、こういうふうな考えをわけてございまして、そういうものを通じまして、情報処理サービス業の今後なお一層の強化育成策には、最大の努力を重ねていきたいというふうな考えておるところでございます。

○武部委員 私は、こうしてこの委員会でも議論をしておりました痛感することは、われわれはどうも表面的な目の先だけのことを論議しておるのじゃないか、もっと根本的なものが実はあるのに、それが抜けておるのじゃないかというふうな気がしてならぬのであります。これまで私は、今回の機情法によって新しく対象とされた情報産業について重点的にいろいろと質疑を要望を述べたわけですが、この情報産業について、一体わが国には長期の展望があるだろうか、こういう点に

ついで大變疑問に思ふわけです。世間では情報情報といふものと騒いでおりますし、欧米の先進国では、このような分野、この情報産業の分野では活動が非常に活発になっておる、こういう昨今、一体わが国でこの基本政策の策定のために政府はどういう努力をしてきたのだろうか、こういう点について非常に疑問に思つておるのです。ですから、やれ機械法だ、機電法だ、機情法だ、協会法だ、いろいろなかでこの時限立法をつくつたり特別措置法、そういうことで目の先のことを解決してきた。しかし、残念ながら、こう複雑になってき、さらに将来ますます発展をするこの情報産業、その中にはさきから申し上げるいろいろな分野がある、そういう問題について一体将来の展望に立つたわが国の基本政策というものが本当にあるだろうか、またそれを策定するための努力を真剣に政府が考えておるだろうかということについて大變疑問に思ふわけです。

このことは、去る昭和四十五年の四月二十三日、当商工委員会において情報処理振興事業協会等に関する法律、いわゆるIPA法が成立した際に、満場一致の附帯決議が行われております。これはもう申し上げるまでもなく、はつきりとした決議が満場一致であり、これに対して政府からそのために一層の努力をすることをここで述べておられる。その五つの項目の第一項に、政府は、本法施行にあたり、左の諸点につき特に配慮すべきである。

一 情報化の促進は、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する重要な問題があるのみならず、それに関する政策は、極めて広範、多岐にわたるものであることにかんがみ、これらの諸点を総合調整のうえ、可及的すみやかに情報化に関する基本法を提案するよう努力すること。

二 情報化に関する基本的施策の立案に際しては、情報の民主的かつ平和的利用、国民に対する公開及び基本的人権の保障の諸点に留意すること。

これが当商工委員会において満場一致、昭和四十五年四月二十三日、あのIPA法の法案が成立した際につけられた決議であります。

一体、いま私が述べた点と関連をして、政府がこのことに対してどういう処置をしてきたのか、今日あの法案成立、同時にこの附帯決議が通つてから八年経過しておるわけです。八年も経過をして、一体基本法の制定といふものは、策定といふものはどうなつておるのか、どうして提案ができなかったのか、それは一体原因は何であるか、このことについて率直にひとつ通産省としての見解、態度を述べていただきたい、こう思います。

○河本國務大臣 近代社会とは何ぞやといふこと、ある意味では情報化社会である、こういうことが言えると思ひます。そういう意味で、昭和四十五年にいわれるIPA法が本委員会にて制定されますときに、情報産業に関する基本法をつくれ、こういう御決議があつたことも私も承知をいたしてあります。しかし、何分にも社会全般にわたる非常に広範な問題でございまして、関係各省大變多いものですから、なかなか意見がまとまらない、こういうことでじつぜん八年間経過したわけでございます。しかし、やはりプライバイシーを守るといふような大きな課題等もございまして、この情報産業についての基本法をできるだけ早くつくりまして、そして情報化社会に対応する体制をつくり上げていかなければならぬ、このように考えております。

○武部委員 そういたしますと、通産省としては八年——あなたはそのとき大臣じゃなかったわけですから、あなたの責任をどうこう言つても仕方がないわけですが、しかし、少なくとも八年間、われわれの承知するところではこの基本法の問題についてはほとんど何らの協議も行われなかった。何らのこととはちよつと語弊があるかもしれないが、ほとんど何もいふことができなかった。ですから、八年前の決議はそのまゝになつてしまつておつたといふふうにとらざるを得ません。しかし、今日、きょう私が申し上げましたように、この情報産業

といふものは大變大きな課題を背負つておるし、また先進諸国からわが国にも非常に大きな手が伸びつつある、こういう中で、わが国の中においてこうした具体的なわが国の情報産業に対する基本政策、そういうものが全然確立されないというところは、私は行政としては全く不適確だといふふうな思ふわけです。したがつて、そういう要望も非常に強い、現実の姿がそうですから、ぜひこの問題について前向きで早急に取り組んでいただきたい、このように思ふわけです。

そこで私は、情報産業のあり方を明確にしてその発展を期するためには国家的な基本政策の確立が必要だといふことを先ほどから述べておるわけですが、したがつて、この基本政策をつくる場といふものは、いま大臣がお述べになつたように、各省庁間の意見がまちまちだ——きょう私は、各省庁のなわ張り争ひがどうだこうだといふことをマスコミが書いておるといふことを述べました。確かにそのようにとられておるわけです。したがつて、この情報産業の基本政策をつくるその場は総理府の所管として、仮に名称をつけるならば情報産業基本政策審議会、そういうような名称でもつて総理府にそういうような審議会を設けて、そしてそこには各層の英知を集結する、広範な英知を集結する、こういう立場で早急にこの基本法制定に対しての取り組みを図るべきだ、こう思ふわけですが、総理府に情報産業基本政策審議会というふうなものを設けて、この最も基本的な問題を早急に通産省が提唱してやつてほしい、こういう点についての通産省の見解をいま一度述べていただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 関係各省が非常に多くて、内閣全体にわたる問題でございまして、やはりまとめることすれば、いま御指摘になりましたような形で総理府にそういう審議会でも設けてやるのが一番よろしかうと思つております。改めて事の重大性を御指摘になりましたので、関係各省と十分相談をいたします。

○武部委員 ぜひひとつ通産大臣が提唱していただいて、早急にこうした問題についても前向きで取り組んでいただく、そういう点を強く要請しておきたいと思ひます。これはいわゆる国の基本政策でありますから、ぜひ早急にお願いをしたい、こういうふうな思ひます。

時間が若干余つたようでありませうけれども、もう一つ最後に質問しておきたいと思ひますが、情報産業のうち情報処理産業、特に電気通信を利用するものの場合、いわゆるオンライン、これは他の産業を初めとして国民生活にも非常にかわり大きいのであります。こういう電気通信を利用するいわゆるオンラインなどの場合に、どんどんやつてくる外資の支配下に置かれる危険性がある。そうなつた場合にはきつめて重大であります。したがつて、そうなるにつれて、これは産業レベルの問題にとどまらずに国民的な課題である、このようにわれわれは理解するわけでありまして、基本政策の中にはぜひ情報通信についての統一的な施策を明らかにする必要がある、このように思ふわけですが、したがつて、私がいま最後に申し上げました基本政策の中に、電気通信を利用するもの、この問題について国民的な課題としてぜひ取り上げて基本的な政策を打ち立てるべきだ、こういうふうな考えますが、この点についての通産省の見解をひとつ聞きたい。

○森山(信)政府委員 御指摘の点につきまして、御承知のとおり昭和五十一年の四月に資本の自由化を実施したわけでございます。いまや全くわが国は完全開放体制ということにあるかと思ひます。そういう中で、いわゆる外資系の情報サービス業とわが国の情報サービス業が相競い合つておる状態でございますが、率直に言ひまして、欧米企業に比べますとかなりな立ちおくれがあるのが現状ではないかと思ふわけでありまして、したがつて、私もさういふ思ひは、こういう環境のもとにいかにかわが国の情報サービス業が一本立ちしていくといふまいしょうか、強い経営基盤を固めることができるかという観点に立ちまゝして、あらゆる助成手段を講じていきたいと思ふ

わけでございます。

一方、国際化ということは今後とも進展していくわけでございますので、そういった国際的な関係につきましても云々ということは今後なかなかむずかしいということでございますので、外資の導入というのにつきましてもはフランクな立場でこれを考えなければいかぬ、こういう感じがいたしております。ただ、そのためにわが国の脆弱なる体質を持った情報サービス業というものが席巻されてしまうということになりますと、これまた大変なことでございますので、そういう観点からも引き続き十分なる助成策を講じていきたいということでございますし、幸いにいたしました本法案を成立させていただきましては、ソフトウェア業につきましてもこの法案によりまして十分なる助成策を考えていきたいというふうに考えておりますし、先ほどから御指摘のございました情報処理サービス業、本法案の対象になっておりませんという事案につきましては、IPAを通じて助成あるいはそれ以外の金融政策なり財務政策、税制政策等を通じて十分なる基盤強化を図ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武部委員 終わります。

○野呂委員 鳥居一雄君。

○鳥居委員 公明党の鳥居一雄です。

まず、大臣に伺いたいのですが、けさの朝刊、それからきょうの夕刊では、もうほとんど各紙に掲載されているようですが、「日本IBMを調査 不正取引の疑い 未発表機を売り込み 通産省・公取委」この記事を大臣ごらんになっていただけますか。

○河本国務大臣 実はああいう動きがあったことは承知をいたしております。

○鳥居委員 通産省の調査で事例が挙がっているようでありますが、どんな内容でしょうか。

○森山(信)政府委員 日本アイ・ビー・エムが、昨年の暮れごろから、いわゆるFSシリーズであるというふれ込みのもとに新製品の商談を行って

おるといふことが私どもの方の耳に入っておりまして、私も聞いたしまして、そういう新製品であるということ、しかも、それが従来第四世代のコンピュータと言われているようなもの、F5であるということのふれ込みで新しい商売をおやりになるということが、果たして妥当かどうか大変疑問に思った次第でございます。実は日本アイ・ビー・エムの幹部に對しまして、私もそういううわさを盛んに耳にするけれども、一体どういふことであるか調べて報告をしてほしい、こういう要請を行ったわけでございます。その結果、関西方面におきまして確かにそういう宣伝方法による一種の販売戦略をとった向きがあるというところの報告がございまして、私も、大変な問題であるのではないかと、こういう問題意識を持ちまして、厳重に日本アイ・ビー・エムに對しまして注意を喚起をした、こういう実情でございます。

○鳥居委員 要請をしたのはいつですか。それから、手元にある事例、具体的にどういふペーパー・セルスが行われたのか。

○森山(信)政府委員 昨年の暮れごろから私もはそういううわさを聞いておりましたので、若干そういううわさの出どころ等を確認をしたりいたしました結果、ことしの二月中旬に、先ほど申し上げましたように日本アイ・ビー・エムに對しまして厳重な注意を喚起したわけでございます。

そこで、どういふ事態があったかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、主として関西方面、これは大阪及び名古屋等でございまして、こういう地域におきまして問題のセルスのやり方があったという報告を受けました。具体的にどういふセルスの内容であったかという点につきましては、それぞれ案件ごとと違っておりますが、大体共通的に言えますことは、先ほどお答えいたしましたとおり、いわゆるFSに近しい、従来FSと言われておりましたような機種が近く出るのでコストパフォーマンスは恐らく半分以下になると思ひます、したがってしばらく

コンピュータの導入あるいは入れかえ等をお待ちになったらいかがでしょうか、こういうような趣旨のセルスを行ったというのが、共通的な例として私どもに報告があったわけでございます。

○鳥居委員 公正取引委員会の調査で明らかになったことを、ひとつここで明らかにしたいと思ひます。

○野上政府委員 お答えいたします。

公正取引委員会といたしましては、日本アイ・ビー・エムに關しましてまだ具体的、正確な事実を把握しておりませんので、現在の段階でいかなる事実、いかなる法令の適用があるかは、御答弁を差し控えてもらいたいと思ひます。

○鳥居委員 独禁法のどういふ違反の疑いでしょうか。

○野上政府委員 本件につきましては、現在のところ、独占禁止法の三十八条によりまして、具体的事件の有無、法令の適用については「意見を外部に発表してはならない」という規定がございしますので、本件を離れまして一般的に申し上げますと、十九条、不正な取引方法に違反するおそれがあるかないかの問題でございます。

○鳥居委員 それで、日本の法人であります日本アイ・ビー・エム、すでに米国内におきまして周辺機器メーカーのメモレックス社に提訴されております。その訴因について見てみますと、これまでIBMは二十三年という大変な訴訟事件を引き起こしているわけと云える。しかも米国内に限った話じゃありませんで、不正な商法というの、どこを取り上げてみても同じような方法でやっている。それで十年、二十年裁判と言われる司法省とIBMの独禁法訴訟、この司法省が提訴したことがきっかけになりました二十三件起こり、しかもそのうちの十件以上はもって係争中である。この中で、特に本年一月からサンフランシスコ連邦地裁で公判の始まりましたメモレックス事件、これは日本の法人である日本アイ・ビー・エムを告訴しているわけですが、

訴因の一つは、メモレックス社と子会社MRXセルス・アンド・サービス・コーポレーションに對するIBMワールド・トレード・コーポレーション、IBMドイツ、IBMジャバンの共同謀議と不正競争があった。損害額が七億五千万ドル。もう一つは、十六のメモレックス子会社に對する不正競争で、ワールド・トレード・コーポレーションそれからIBMドイツ、IBMジャバ、損害額二億ドル。それからまた三つ目には、子会社ILCペリフェラルズ・リレーシング・コーポレーションに對する不正競争、こども損害額一億ドルというような形になっておるわけですが。米国内における反トラスト法、シャーマン法の第二条の違反ということで日本の法人が告訴されたということなんですけれども、公取委としてどういふ事実を調査しておりますでしょうか。

○野上政府委員 お答えいたします。

アメリカのIBMが向こうでもってシャーマン法違反ということで問題になっていることは、承知しております。ただ、われわれとしましては、需要者または同業者からそういう違反するといふ疑いが来ておりません。ただ、この業界は寡占的な構造を持っている業界でございますので、われわれとしては今後とも十分注意して動向を見守っていききたい、こういうふうに考えております。

○鳥居委員 アメリカにおいて、このシャーマン法の二条、反トラスト法、これはいずれにしても、独占という形を形づくっても二条違反というような大変強いこと、しかもまた海外における活動に對して規制ができる、そういう意味では、大変日本の企業がまたそうした形の独禁法違反の疑い、不正取引商法というのがまかり通る、こうした状態は大変遺憾だろと思うのです。

こうしたシャーマン法違反の疑いで提訴されたのが七三年の十二月ですから、それから四年もたつていまこうして日本アイ・ビー・エムのフューチャー・システムについてペーパーセルスをやった調査を要請した。まことに手ぬるいと思ひます。大臣、どうなんでしょうか。

○鳥居委員　それで、次世代機はソフトウェアの開発の争いである、こうも言われております。コンピュータメーカー、ハードウェア部門でありますけれども、それといえどもソフトウェアからの収入に頼る、こういう時代が目前に来ていると言われているわけです。それで、IBMが七八年三月三十一日、SECに対してこの資料の提出を

いたしました。「フォーム10Kレポート」こういうふうな言われる財務レポートでありますけれども、史上初めて部門別売上高を明らかにしたわけですが、この中で、ソフトウェアの占める割合というのが一〇％という予想外に高い比率であることが明らかにしております。一九八〇年代には収入の半分はソフトウェアサービスからだ、こう言われるゆえんなのですけれども、具体的に見てみますと、一九七七年データ処理機器部門というのが八一％です。七三年から年々漸減してまいりまして八一％。それに対して、各種サービス、プログラムプロダクト及び消耗品の直売あるいは賃貸とサービス、つまりソフトウェア部門の占める割合というのは、七四年から七七年にかけましてぐんぐんふえて二二・四％、これは将来ファイブティーン・フィフティーンまでいくだろうというような見方が現実の問題です。

この財務報告は、また別な意味でも大変重要な意味があるわけですが、フューチャー・システムがニューグラッド、これに橋渡しをするためのOSとしてMVSというのがあります。IBMはこのオペレーティングシステム開発のために二十億ドルの巨額な投資をした、こういうふうに「コンピュータウィークリー」四月十三日付で挙げられておりますけれども、この超LSIプロジェクトがわが国の場合考えてみますと、ほぼうまういってきかたと思うのです。それは一定の評価ができるだろうと思うのです。しかし、これはあくまでもパースでありまして、半導体のかたまりだから、それを開発することが国際競争力の上で有力だ、それはそのとおりなんですけれども、特にOSの開発は一体どうするのか、いまだどういうふうに進んでいるのか、端的に伺いたいと思うのです。

○森山信 政府委員 OSの開発につきましての御質問でございますが、超LSIは、御承知のとおり、共同開発という形をとったわけでございます。そこで、OSにつきまして共同開発の形をとるのがよいのか、あるいは各社別にそれぞれ単独開発の立場を貫いた方がよりの確な政策になり得るのかという判断がございまして、実は昨年の予算要求の際にもそういう議論をしたわけでございますけれども、一応現段階におきまして、OSにつきましては集中的な共同開発という形はとりませんで、各社それぞれの業態に応じた開発を進めていくという方向を政策としてとっているわけでございます。したがって、それぞれ各社別に各社なりのOS開発を現在のところ進めておるといふ実情でございます。

○鳥居委員 去年の三月、三〇三三が発表になりましたね。それから去年の十月にかけて三〇三二、三〇三一と三〇三Xのシリーズが出てまいりました。それまでの間にこのコンピュータ本体のデイスカウントということ、三五％デイスカウントを決めました。そうした状況の中で、この国産六社のCPUが太刀打ちをしなければならぬという非常に大変な中で今日までやってまいりました。三七〇がやうと対抗できる国産Mシリーズ等が出るようになった。ここにEシリーズの出現ということなんです。それで、今度のこの動き、一連の三〇三X、またデイスカウントの問題、これを見てみまして、これはもう明らかにアマダール社つぶしである、こういうのですが、提携している富士通がねらいであり、長い目で見て日本のコンピュータ業界に対して何とかしなければならぬという戦略の一環じゃないかと思うのです。そういうことに対して、産業政策をつかさどる通産の非常に弱腰を私は言わざるを得ないのです。

ここに一つのデータがあるのですが、五十一年から始めるはずの八年計画、ハードウェアあるいはソフトウェア、OSの開発、五十八年までに超LSIに九百三億円、ハードウェア部門に七百四十八億円、ソフトウェア、OSに七百五十億円。それで、ハードウェアはまだある程度民間で何とかなるだろうと思うのです。問題はこのソフトウェア、OS、五十二年から二億円の予算を組むことになっていったのじゃないですか。去年も組まれない。ことしも組まれない。OSの開発、どう

するのですか。

○森山(信) 政府委員 ただいま先生が御指摘になりました数字は、恐らく私どもが予算要求をいたしました前の段階に一応検討材料としてつくりました資料の数字ではないかと思うわけでございます。先ほどお答え申し上げましたとおり、OSにつきまして超LSIと同じようななかっという共同集中研究というかつこうで開発を進めていく方がいいのか、あるいは各社単独の自主性のある開発にゆだねた方がより効果があるのかということとは依然として議論をすべき事項でございます。私どもは、昨年の予算要求に際しましては、後者の方の立場をとったわけでございます。

したがって、いわゆる補助金政策というやり方が果たして妥当かどうかの観点も踏まえまして今後検討すべき課題だと思っておりますけれども、仮にOSにつきまして昨年考えましたと同じような方式を今後ともとっていくことになると思います。と別途の観点での助成というものを考える必要があるのではないかと。つまり、ダイレクトな補助金政策というものが果たして国際的にいかに議論を呼び起こさなくて済むかどうかという、いわゆる国際摩擦の観点もございまして、それから、ハードウェアにつきまして、三七〇対抗シリーズとして開発いたしましたMシリーズその他のものにつきましては、先ほど御指摘のとおり、かなりいいレベルまでキャッチアップできているわけでございますので、そういう現状から見まして、OSにつきましては、先ほど直接的な補助金政策をとることが妥当かどうかの問題もあらうかと思っておりますので、先ほどお答えいたしました点を踏まえまして今後の検討課題にしたい、こういうふうにご考慮くださることをお願いいたします。

○鳥居委員 さらに、今回の機情法の中でついに日の目を見なかった部門があります。

一九七六年末現在で一体世界のコンピュータ台数がどうなっているか、ちなみに調べてみました。アメリカが六万一千二百二十六台、日本の三・一六倍。日本は一万九千三百十九台。ソ連が日本

の〇・五九倍、一万一千四百八十二台。西独一万六千六百六十台、日本の〇・五五倍。つまりわが国は世界第二位です。

こういう普及状態に伴いまして、情報処理あるいは情報提供、ソフトウェアの製作、ファシリティー・マネジメント、こうした電算機に関連いたします情報業というのが次第に育ちつつあるという現状だと思っております。この産業分野は売上規模ではまだ大変小さいものでありますけれども、就業人口数ではすでに相当の規模に達していると私たちは思っております。

すなわち、通産省の大臣官房の「特定サービス業実態統計調査」五十二年十二月であります。それによりますと、情報処理業、ソフトウェア業、ファシリティー・マネジメント業等から成る情報サービス業の就業人口は五万九千二百五十八人、規模から見ると、この雇用数から見て、広告業や証券業あるいは無機化学工業の七万四千人、化学繊維工業の七万二千五百人というのに優に匹敵する規模である、こういう位置づけであります。企業数はざっと二千社、事業所数が一千二百七十六社から、ほとんどが一社一事業所であり、かつ単純計算で一企業平均六十人以下、五十九人です。大体六十人程度というのが平均的にもまた実態的にも中小企業であるということをも物語っているだろうと思うのです。

この部門は、知識集約産業の典型です。今後わが国が重点志向していくべき分野の一つでありますけれども、現実には未成熟な業界であり、中小企業であるだけに、国家としてその効率的な発展を助成、促進する必要があると思っております。しかもこの業界に働く人々の数は五万九千人を超える規模であって、この人々の労働条件やあるいは生活の向上のために国家的な施策が望まれてきたと思うのです。しかし、今回提出されたこの機情法の法案では、ソフトウェアまで含まれるが、それはあくまでも一部であり、情報サービス業全体としてはその対象にはならなかったというのが冷厳な事実だと思っております。

情報通信業は郵政省の専管である、そういう理由で郵政省は省を挙げて情報処理サービス業が加わることに反対したと報道もされておりますし、情報サービス業は現にそういう理由で機情法の対象外となったという、こういう報道等も見られております。情報通信業はオンラインによる情報処理提供、これを中心にした業務と解されるわけでありましたが、情報通信業は当然情報サービス業の中に含まれるものであると考えます。これはもう当然だと思っております。

情報通信業について、就業人口は幾らになっておりますか。

○森山(信)政府委員 ただいま御指摘のございました情報通信業と申しますものは、私どもはオンライン情報処理サービス業のことだというふうな理解いたしておりますので、オンライン情報処理サービスを提供しておる企業につきましては、その従業員は約一千万名でございます。

○鳥居委員 五万九千人のうちの一人、比率にして六分の一の人の主管争いで、つまり五万九千人ぐるみこの振興助成という今度の機情法から外された、こんなことがあっていいのだろうかと思っております。

このような情報サービス業と情報通信業の比率をまず見てみたいと思っております。売上高で比較してみますと、情報サービス業が三千六百九億円、情報通信業が概算で九百二十七億円、すなわち情報通信業は情報サービス業の四分の一にとどまる、そういう内容であります。売上規模四分の一の業種の主管争いで全体が対象外となったと言えらると思っております。この事実を認めますか。

○森山(信)政府委員 所管争いの結果情報処理サービス業が本法案の対象からおこちたという考え方は、私どもは全くとってないわけでございまして、まあそういう御批判があることは聞いておりますけれども、私どもの考え方を率直に申し上げさせていただきますと存じます。

機電法という法律を七年前やらしていただきました

して、ことしの三月に失効したわけでございます。新しく本法案を提起したわけでございますが、その中におきましてソフトウェア業というものを新しい観点から取り入れさせていただいたというところでございますが、従来、機電法と申しますものは、先生御承知のとおり、機械工業及び電子工業につきましましていわばハードウェアの振興を図ってまいったわけでございますが、世の中の生々発展の過程に應じまして単にハードウェアの振興だけでは十分ではない、こういう価値観が生まれてまいりました。そこで、いわゆる情報産業というものを機械産業及び電子工業等と組み合わせるといふやり方を考えていく必要があるのではないかと、いうことが、今回新しい法案を提出させていただきました最も大きな理由でございます。

情報産業と申しますのは、御指摘のとおり、ソフトウェア業と情報処理サービス業と両方ございします。その二つを見比べてみました場合に、いま申し上げましたハードウェアとの組み合わせという観点に立ちますと、その際にどうしてもソフトウェアというものにウェイトが置かれるというところでございます。もちろん、情報産業としての重要性からいいますと、ソフトウェアと情報処理サービス業とは全くイコールだという認識は持つておるわけでございますけれども、いま申し上げましたとおり、機械あるいは電子工業というハードウェアとの組み合わせという点になりますとソフトウェアだという観点で、ソフトウェアを特に今回入れさせていただいたわけでございます。

したがって、情報処理サービス業というものが情報産業としての価値が全くないという判断で落としたわけでもございませんし、まして、冒頭に言われましたように権限争いという観点からおこしたということでもないわけでございします。私どもの意のあるところを十分御理解賜れば大変幸いですと思っております。

○鳥居委員 さらに、企業の数で示しますと、情報サービス業一千十社、それに対して情報通信業五十三社、この情報通信業五十三社がデータ通

信で郵政省の所管、そういう理由で情報処理サービス業約一千社が助成の対象外になっていっているんです。

(山崎(拓)委員長長代理退席、中島(源)委員長代理着席)

正確には一千十社のうち八十三社がソフトウェア業ですから、それを引きますと残りの九百二十七社がいわゆる情報処理サービス業として、ソフトウェアまでは含まれるけれども、対象外になっているわけですね。これは事実の問題なんです。通信回線にコンピュータがぶら下がるという考え方でいくのか、データを処理する本体を考えたデータ伝送を考えたのか、これはどこに線を引くのですか。通産サイドでもっときつとしない限り、真ん中の線の引きようがありません。今回その綱引きの結果がこれでありませんか。

それはお互い省庁間の関係ですから、争いは表面化させてはならない心遣いも必要だろうと思っております。しかし、通産大臣は郵政大臣の先輩じゃないですか。この問題について、大臣は服部郵政大臣とお話しになったことがあります。

○河本國務大臣 この問題は、全部事務的に処理をいたしました。

○鳥居委員 つまり、大臣間で話し合い、調整し、真ん中に線を引く、そういう努力がなかったと私は受けとめたいと思っております。しかし、これは政治的に話を進めるしか問題の解決のしようがないと思っております。

情報処理サービス業の実態を見てみますと、実際問題大変悲惨なものです。ごく卑近な例で言いますと、産業構造の上からいって、ちょうどパイやキャベリーのサービス業と同じものだと言界の皆さんは言います。オイルショックのときに不要不急の業種に対して電力の制限をしなければならなかった。その対象になったのがパイやキャベリーのサービス業で、同じように情報処理サービス業が電力の供給を受けられない羽目になったそうです。しかし、NNTTの日本最大の情報処理部門がありますから、情報処理サービス業がありますので、辛うじて免れたという皮肉な話もありま

す。ですから、今度の機情法の中で情報サービス業というのが認知されるかされないかという重大な線の引かれたところだったと私たちは受けとめております。それを外しました。いま指摘したとおり、五十三社のために約一千社が外されたわけですね。これは所管が違ふからです。

これはどうしても大臣間の話し合いで詰めるしかないだろうと私は思うのです。どうなんでしょう、電気通信監理官室と機械情報産業局との間の話し合いだけで解決ができませんでしょうか。この問題については未来永劫に歩み寄りがないままいくんじやないかという心配があるのですが、いかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 確かに情報サービス業約一千社ございまして、その圧倒的多数は情報処理サービス業に従事しておるわけでございます。そこで、私ども、そういう情報処理サービス業に従事しておられる方々あるいは業を営んでおられる方々の高度化を図る必要があるという認識のもとに、今回提出いたしました機情法案の中にこれを入れるか入れないかという議論はぜひお聞かせいただいております。ポイント、先ほどお答えいたしましたとおり、ハードウェアとの組み合わせという観点からソフトウェアを取り上げたわけでございまして、情報処理サービス業は一応本法案の対象外、こうしたわけでございますが、一方、情報処理サービス業の約一千社に及びますという方々を、この法案の中に示されておりますような振興のツールでやっていくことが、果たして情報処理サービス業の方にとってハッピーなのかどうかという観点からも議論を進めてみたわけでございます。

先ほどから繰り返して申し上げておりますとおり、ソフトウェアをソフトウェアとしてののとらえ方をすると同時に、より強い観点でハードとの組み合わせに力点を置いておるわけでございまして、そういう観点に立ちますと、どうしても情報処理サービス業の方々は若干置いておかれる、本法案の趣旨からは置いておかれるという立場にな

りがちでございますので、そういうことがござい
ますとかえって御迷惑をかけるのではないか、こ
ういう配慮がございました。そこで私もといた
しましては、情報処理サービス業の方々にとりま
しては別途の法律なりあるいは別途の政策手段に
よりましてより手厚い助成策を講ずべきではない
かという観点に立ちまして、あえて本法案の対象
からは外したわけでございます。

したがって、いわゆるIPAを通ずる助成
はもろろん継続してまいりますし、産業構造とし
ての情報処理サービス業のとりまえ方をどう考
えていったらいいかということにつきましては、別
途の形で新たにそういうことを議論する場を必要
に応じて設けてみたいというふうに考えます
し、そういう基本的な勉強をまずすべきではない
か。一方において情報処理振興事業協会を通じま
す助成は続けていきながら将来の方向づけを基本
的に勉強する必要があるのではないかと、このこ
を考えておるわけでございまして、決して本法案
の提出に当たりまして一千社に及ぶ方々を無視す
るという観点でやったわけではないということ
をぜひとも御理解賜りたいと思う次第でござい
ます。

○鳥居委員 大臣、それでは、観点を改めて伺い
ます。

これは最新のニュースでありますけれども、
カーター大統領が情報通信政策を一元化して商務
省に米國通信情報庁を設置することにした、こう
いうことが伝わっております。これはどこに線を
引くかという問題なんです。しかも商務省の中に
情報通信担当商務次官のポストを新設して、ヘン
リー・ゲラーというFCCの法律顧問を務めてい
た人ですが、これを起用して近く議会の承認を求
めようという事です。二百人に上る構成で、商
務省の中にナショナル・テレコミュニケーション
ズ・アンド・インフォメーション・アドミニスト
レーションという庁を新設したという、カーター
大統領としては組織改訂第一号の目玉商品として
データ通信重視の政策をとったわけです。

私は、遺憾ながら、今回のこの機情法の成り行
きを見ていまして、データ通信の発展、データ伝
送という問題が仮になら張り争いがあつて取り残
されてしまったとすれば、これはいわゆる情報鎖
国なんと言われているそういう事態を現出する大
きな原因になるんじゃないかと思うのです。こん
な画期的なことをやっているのです。しかもこの
FCCから起用です。どうお考えになりますか。
大臣、やはり政治的な問題です。私はそう受けと
めております。事務レベルの話ではどうにもなら
ない問題だと思ふのです。郵政大臣おやりになつ
たもう先輩格の通産大臣として、いかがでしょ
うか。

○河本國務大臣 通産省にもいまお述べになりま
した情報は入っております。しかし、日本の場合
は、いま局長が答弁をいたしましたように、いろ
んな経過を経まして現在の結果になったわけで
ございまして、現在の体制でひとつ進めていき
たいと考えております。

○鳥居委員 それでは大臣、先ほども申し上げま
したが、NTTの日本最大の情報処理業という位
置づけ、情報通信業の実態調査をやりますと、こ
れは郵政省のデータ通信協会のことし三月の調査
の結果ですけれども、この調査結果によりますと、
民間の計算センターの中でオンラインのもの四
〇%が、電電公社のデータ通信本部の中で行われ
ています設備サービスの部門、いわゆるDRESS
S、DEMOS、これに対して脅威を感じている
と答えているんです。その前の調査によりますと、
外資系のTSSよりむしろNTTの脅威というの
が大変なものだという受けとめ方を私たちはいた
しました。

民間の計算センターを初め、今回は外れてし
まったのですけれども、この皆さんの業界、ひい
ては日本の国民に対する情報サービスという意味
からいって間接的な福祉、こういうことになつて
くるわけでありまして、業界を守る立場か
らいつてどこかで線を引かなければならないと思
うのです。NTTの年々のデータ通信本部の収支

を見てみますと、数百億の赤字です。これは過大
な投資をしたとかいふ理由がありますけれども、
も、現に営業活動の結果、そういう結果が出てい
ます。毎年数百億です。ですから、その赤字をカ
バーしていくためには、伸び率一〇%という形で
五年やらなければならぬ。公社が仮に市場を拡
大したとすれば、被害をこうむるのは民間の計算
センターです。明らかに競争の事実が出ているわ
けです。どうお考えになりますか。

○森山(信)政府委員 電電公社の行っております
データ通信に關しまして、ただいま先生から御指
摘のございましたとえばDRESSとかDEM
OSというものにつきまして、相当民間と競合し
ておることは事実ではないかと私も思つてお
ります。具体的に申し上げますと、DRESSと
DEMOSが売り上げが約九十四億円程度である
というふうに聞いておりますが、創業以来民間企
業の技術力もだんだんと高まっておりますので、
特にミニコンピュータ、オフィスコンピュータ
の部門あるいは民間オンラインTSSサービ
ス、こういった企業の方々との間になり競合が
起こつておるといふことも事実であらうかと思
います。

そこで問題は、電電公社という公共企業体と民
間の企業との調整の問題だと思ひますが、私ども
は、共存共栄といふことはやはり一つの哲学では
ないかといふことでございまして、私ども民間の
情報処理サービスを担当いたしております役所と
いたしましては、常にこの問題を郵政あるいは電
電公社側に投げかけておるわけでございまして、
電電公社といたしましてはその趣旨は十分理解を
示しておるといふふうに私も考えておりま
す。先生御承知のとおり、電電公社といたしまし
てはいわゆる三原則というのがございまして、一
つは技術先進性、二番目に公共性、三番目に全国
性、こういった三原則に従ひまして処置をする
といふことでございまして、民業圧迫に直接になら
ないような配慮は十分していきたい、こういうふ
うに言っておりますし、私どももそういう点を常

に主張いたしておるところでございますので、十
分共存共栄は成り立ち得るのではないかと、こうい
うふうに考えておるところでございます。

○鳥居委員 ところが、局長、行管ではすでにそ
の対象部門について考えなければならぬとき
じゃないかと指摘しているんです。公社の情報処
理サービスというのは三原則で守つていくわけ
ですね。ところが、三原則が守られていないとは疑わ
しいという趣旨の勧告をやっているんですよ。で
すから、今回もう外れてしまつて本当に残念なん
です。これを外された理由というのが、一つは大
きな根拠がそこにあるんじゃないかと私は見た
んです。

いま実は電電公社のDRESSにしろDEMOS
にしろ、設備サービス部門というのは大赤字で
す。収支率で大体六〇〇と推定されております。
六〇〇の収支率ですから、今後改善していくため
にはもう民間を食わなければならぬ。完全に競
合です。もちろん競合の対象としてはオフィスコ
ンピューター、ミニコン、マイコンというのがあ
りまして、オンラインとは取つてかわるものとし
てオフィスに設置していろいろという、そういう形
です。ですから、これは根拠の問題から言え
ば、郵政の電監室との間の折衝で綱引きをやつた
と私たち見ているんですが、その根底には公社の
大赤字部門を何とかしなければならぬ、そのた
めには競合する民間の企業を保護育成する立場が
矛盾する立場に立つ、そんなことでそうなつちや
ったんじゃないかと思うのですけれども、どうで
すか。

○森山(信)政府委員 情報通信業という觀念につ
きまして先ほど御質問ございました。私どもは、
オンライン情報サービスというとりまえ方をして
おります。先ほど先生から、それは見方によつて
は通信であり、見方によつては情報処理であるの
ではないか、こういう御指摘がございまして、ま
さにそのとおり私どもは考えておるわけでござい
ます。したがって、いわゆるオンラインの情報
処理サービスにつきまして、情報処理という観

点に立ちますと私も十分に物を言うべき性格の業種であろう、こういうふうに考えておりますし、一方、通信回線、電気通信の規律監督という立場に立ちますと、これはやはり郵政大臣が規律監督をする、こういうたてまえにならうと思ひますので、オンラインの情報処理サービスにつきましては両面性を持つておるわけでございます。したがしまして、一方的に電気通信の規律の観点から電電公社に譲ったのではないか、こういう御指摘でございますけれども、くどいようでございますが、全くそういう配慮はございませんでしたことを御理解を賜りたいと思ひわけでございます。

○島居委員 質問を終わります。

ありがとうございました。

○中島(源)委員長代理 次回は、明二十七日木曜日午後二時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会